

第IV章 総括

1. 外郭南門と南辺区画施設

(1) 遺構期の設定

外郭南門および南辺の区画施設に関わる遺構の関係を整理して大別要素を抽出し、さらに構築技法など各遺構間にみられる共通する特徴の検討を加えて、遺構期を設定する。

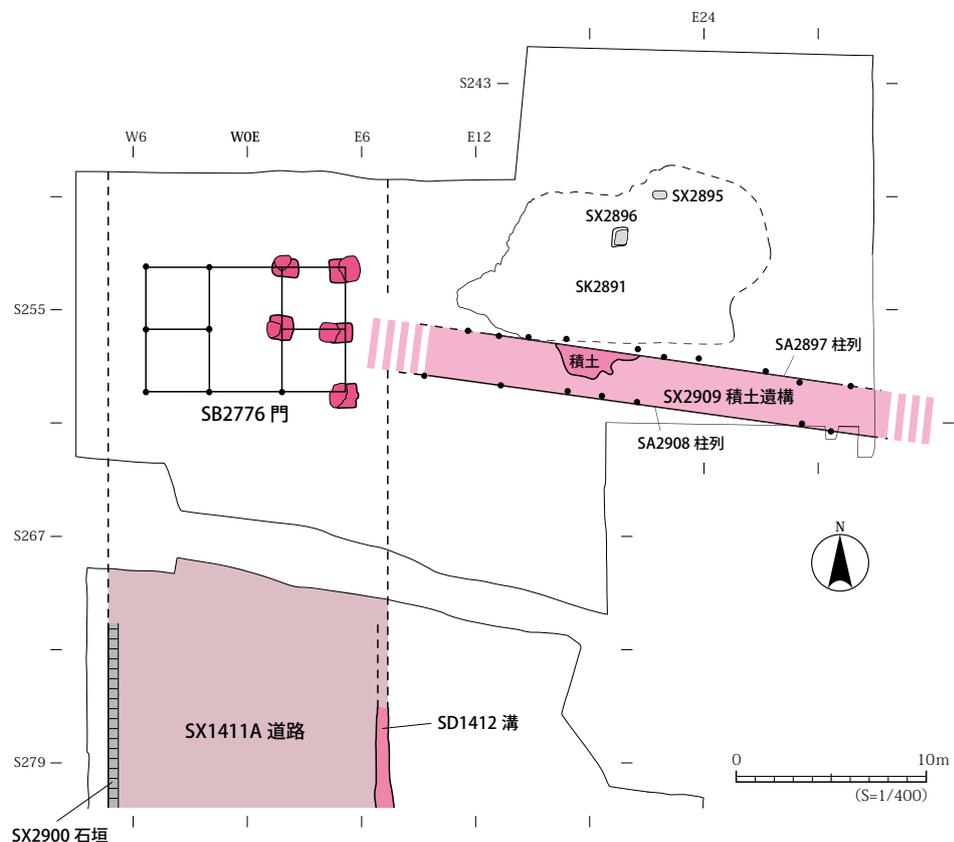
i. 政庁南面地区

門と区画施設

本書に掲載した遺構は、第Ⅱ期とみている城前官衙の建物群が展開する以前のもので、ほぼ同時期の遺構である。SB2776 門跡は政庁南大路（SX1411 A・B 道路跡）上に位置し、その方向を政庁中軸線に揃え、中心線も一致する掘立式八脚門と理解される。SX2909 積土遺構は残りが悪いものの、東西 23.7 m分を確認し、両脇に柱列を伴う幅約 2.2 mの版築状の積土で、築地塀の可能性のある区画施設である。方向は東西の発掘基準線に対し東で南へ 7° 振れるが、その延長線は SB2776 の東妻のほぼ中央に至る。削平のため直接の関係を把握できないが、これらは最も古い段階の遺構で、一連の区画施設と考えられる。

土 壙 と 据 石

SK2891 土壙は SX2909 の北辺に沿って広がる大土壙で、重複する遺構の中で最も古く、積土遺構の造営に伴う土採り穴の可能性が高い。底面には部分的に薄い堆積層がみられるものの、掘削後の早い段階で SX2893 整地層によって埋め戻されており、その際に SX2895・2896 据石が



図版 136 政庁南面地区_ 検出遺構の平面模式図

据えられている。この据石もほぼ同時期の遺構であるが、周りの状況が判然としないため性格は特定できない。石の平らな面を上にする、SX2893の埋め戻しが不十分なSK2891の北半に位置すること、各々の据石に高低差があることなどから階段・足場の可能性を考えておきたい。

よって、政庁南面地区の遺構は門とそれに取り付く区画施設を中心とした1時期の遺構群として捉えられる。

ii. 南門地区

南門地区で検出した外郭南門跡および南辺築地堀跡、それらと関連する遺構について遺構相互の重複関係、整地層と遺構の関係、遺構間の対称性と平面の類似性、火災に関連する検出状況などを整理し、図版137に示した。それをみると、門周辺では個々の遺構は複雑な重複関係にあるが、以下の大別要素が見出せる。

遺構の整理

大別要素

- ① 外郭施設の造営は、南門部分ではSX205掘込地業、築地堀部分ではSX1562・2742基礎整地を始点としており、それ以前の遺構としてSX3250道路跡がある。
- ② 検出した南門跡(SB201)は礎石式で、一度の建て替え(A→B)が認められる。SB201 Bの礎石据穴埋土に多くの焼土・炭化物が含まれることから、SB201 Aは火災に遭って焼失し、その後再建された門がSB201 Bであると考えられる。
- ③ 南門東側の前面では、焼面を有するSX2748削り出し面が検出され、その直上はSF202 b築地堀跡に伴うSX3245嵩上げ整地層で覆われている。この整地には多量の焼土や炭化物、焼瓦片を含む火災で生じた土が用いられており、多量の焼土を含む唯一の整地層で、かつ焼面を直接覆うことから、火災は一度であったことが知られる。
- ④ 南門の北西側では焼土・炭化物・焼瓦を多量に含む土で埋め戻されたSK1547土壌を検出しており、一連の火災の後片付けをした遺構とみられる。

門より古い道路

南門地区の火災

遺構の大別

①は外郭施設の造営開始、②～④は火災に関する特徴を示す。南辺区画施設とそれに関連する遺構は、このような特徴的な検出状況と基本的な要素を用いることにより、

3群に大別

【A】外郭施設造営以前の遺構

【B】外郭施設の造営開始から火災で焼失する以前の遺構

【C】火災焼失後の遺構

に大別できる。

【A】群の遺構

【A】群に該当する遺構は、SX3249削り出しとSD1552溝を東西両端とするSX3250道路跡である。

門造営以前

また、調査区西端部ではSX1562基礎整地下でSP1559～1561・2660・2661横穴墓が検出されている。これらは南辺区画施設の造営とは直接関わりのない遺構だが、区画施設の構築に際し上部がSX1562で埋められており、それよりも以前に行われた墓前祭祀に伴うと考えられ

る遺物は外郭南辺造営の上限を示す。

この他に SX205 掘込地業より古い遺構として 1 個の柱穴 (SA1536) を検出しているが、遺存状態が極めて悪く、詳細は不明である。掘立式門となる可能性を検討し、第 48・87 次調査で周辺の精査を試みたが、組み合う柱穴は検出できなかった。SA1536 の底面レベルからみて、組み合う柱穴が存在すれば調査範囲で検出されるはずであり、柱穴の位置が築地線上にもないことから門とは考え難いとの結論に至ったため、外郭施設に関連する遺構からは除外した。

【B】群の遺構

最初の門と

築地塀

該当する遺構は、この場所に構築された最初の区画施設となる SB201 A 門跡と東側の SF202 a 築地塀跡、西側の SF1556 a・b 築地塀跡であり、その基礎地業にあたる SX205 掘込地業、SX1562・2742 基礎整地の施工から造営が始まる。これらの遺構には、火災後の遺構との直接の重複関係が認められ、それらより古い。他に火災に遭った痕跡が残る遺構として、焼面を有する SX2748 削り出し面、焼土・炭化物と瓦片を多く含む土で埋め戻されている SD2733 溝がある。なお、SF1556 b は SF1556 a を補修したもので、限られた範囲で確認されており、その端部が門東側の SX3245 嵩上げ整地層と対となる SX3248 嵩上げ整地層で覆われている。

複雑な

遺構の重複

また、SX1551 掘込地業も火災後の SK1547 土壌と重複し、それよりも古く、地業土に焼土・炭化物が全く含まれないことから、火災以前の遺構である。結果として、1 つの門 (SB201 A) に対して 2 回の掘込地業 (SX205・1551) が行われており、更に門構築以前に SX205 より新しい SA1538 柱列と SA3242 柱穴が存在する。東西の築地塀跡 (SF202 a・1556 a) でも基礎整地と築地塀本体の間に SX3251・3254 盛土が存在し、東側の SF202 a 築地塀本体の両裾では寄柱礎石の外側に並ぶ柱穴や、基礎整地の一部を削り取って整地し直した SX3238・3239 整地層、基礎整地上に載って築地塀本体よりも古い SX3243 整地層など複雑な遺構の重複が火災直後の SX3245 嵩上げ整地層下で見られる。さらに、築地塀北側の SX1562・2742・3243 上面では、SD2674・2722・2740・2741 溝も検出されている。

これらのことは、【B】に帰属する遺構が細分できることを示唆するとともに捉えられるが、外郭施設の中心となる門は SB201 A の 1 時期のみであり、これに組み合う築地塀も西側の部分的な補修を除けば SF202 a と SF1556 a のほぼ 1 時期と言える。僅かに遺物が伴う遺構もあるが、遺構の時期を分けるような特徴を持つものはみられない。従って、火災以前の区画施設に関して複雑に重複する遺構を細分する積極的な要素は見出せず、これらの遺構の重複関係は【B】段階の門・築地塀の構築過程の中で理解される。

【C】群の遺構

火災以降

該当する遺構は、SB201 B 門跡と東側の SF202 b 築地塀跡、西側の SF1556 c 築地塀跡をはじめとする遺構群で、築地塀には SF202 で c・d、SF1556 で d・e といずれも 2 回の補修が認められる。また、これらに伴う嵩上げ整地層や柱穴、溝の他、火災の後片付けをした SK1547・3241 土壌なども含まれる。

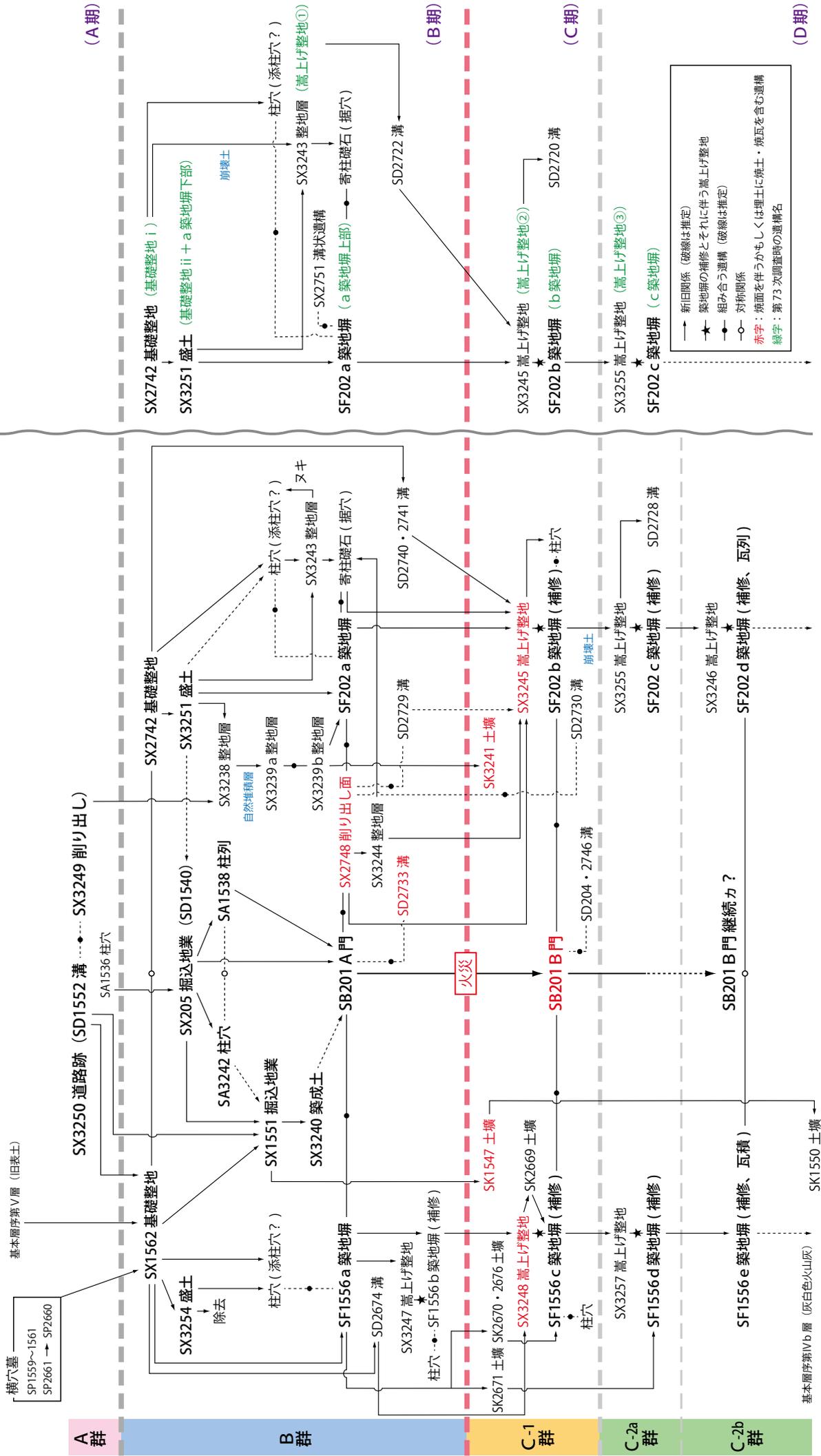
【C】群は火災後の遺構であるが、焼土を多量に含む極めて特徴的な遺構のまとまりとして捉

門西側 (W9~51)

南門周辺 (W9~E9)

門東側 (E9~30)

第73次調査区 (E42~60)



図版 137 南門地区_外郭南門跡および関連遺構の重複関係

1. 外郭南門と南辺区画施設

えられる【C -1】群と、これより新しく、焼土をほとんど含まない【C -2】群に分けられ、後者は広範囲に共通して認められる築地塀補修の特徴から更に【C -2a】と【C -2b】の2群に細分される。

【C -1】群

再建された門
と築地塀

SB201 B門跡は礎石据穴の埋土に多くの焼土・炭化物と焼瓦を含むことから、【B】群の火災による焼失に伴って再建された門と考えられる。同様にSF202 b築地塀跡はSX2748 削り出し面の焼面を直接覆い、層中に多量の焼土・炭化物・焼瓦片を含むSX3245 嵩上げ整地層の上に構築されており、【B】群の焼失に伴う修造と判断される。ここで鍵層となるSX3245は大別して3層からなり、南門脇の南側では中層に多量の焼土や焼瓦を含むが、門から離れた場所ではこれらを含まない暗褐色土の中層と黄褐色土の上・下層で構成されている。門の西側でも同様の特徴を示すSX3248 嵩上げ整地層を検出しており、門に近い東端部では層中に焼土、焼瓦が含まれていた。両者は対となる同時期の整地層と理解され、SX3248 上に構築されたSF1556 c築地塀跡もSF202 bと対をなす同時期の築地塀と考えられる。重複関係や出土瓦の特徴にも矛盾はない。

火災の後片付け

この他、嵩上げ整地面から掘り込まれた柱穴やSD2720 溝、堆積土に焼土・炭化物粒を含むSD204・2746 溝などと共に、多量の焼土や焼瓦を含む遺構としてSK1547 土壇があり、南門の東縁辺で確認されているSK3241 土壇も埋土に焼土・炭化物が混じる。SK1547は火災によって生じた瓦礫を埋めたものと考えられる。SK3241は残りが悪いが、SX205 掘込地業の東辺部を浅く掘り込んだ後、直ぐに埋め戻されている状況から、焼失したSB201 A門跡の基壇を削り取ったものの可能性がある。双方とも区画施設の再建に先立って火災の後片付けをした遺構とみられ、その工程の中で理解される。

築地線上の土壇

なお、南門西側の築地線上で検出している土壇（SK2669・2670・2671・2676）は、いずれもSF1556 a築地塀跡の積土を掘り込み、SK2669・2670はc補修、SK2671はd補修の積土に覆われている。SK2669とSK2670は南北に隣接し、SK2670・2671・2676は東から5.2m・5.8mの間隔で並ぶ。規模や埋土の特徴が類似することから同時期の遺構である可能性があり、その場合はSK2669の掘り込み面がc補修に伴うSX3248 嵩上げ整地層上面に特定できることから本群に属するのが妥当と思われるが、詳細は不明で、埋土に焼土もまったく含まれていない。

【C -2a】群

大規模な
築地塀の補修

SF202 築地塀跡のc補修とSF1556 築地塀跡のd補修は、いずれも広範囲にわたって築地積土の上部を削平し、新たに本体を積み直した補修である点で共通しており、重複関係からも同時期の補修の可能性はある。この南門両側にみられる大規模な補修からなる築地塀を【C -2a】群とした。SF202 cにはSX3255 嵩上げ整地層とSD2728 溝、SF1556 dにはSX3257 嵩上げ整地層が伴う。しかし、この築地塀と組み合う南門の建て替えは認められず、削平された可能性もあるが、現状では【C -1】群のSB201 B門跡が基本的には継続して機能したと判断される。

【C -2b】群

瓦を使用した
築地塀の補修

後続するSF202のd補修とSF1556のe補修も築地塀本体の積み直しの際に瓦を使用する点で共通しており、前者では基底部の側辺に瓦列、後者では瓦積と積土の互層からなる基底部が検

出されている。両者は南門地区で確認できる門両側の築地堀跡の最終補修であり、基底部に用いられた瓦や崩壊土出土瓦の様相も同時期の補修で問題はない。そこで、この補修からなる東西の築地堀を【C -2b】群とした。SF202 dではSX3246 嵩上げ整地層を確認しているが、SF1556 eに伴う嵩上げ整地層は未検出である。また、【C -2a】群と同様に組み合う南門の建て替えは認められず、【C -1】群のSB201 B門跡が基本的には継続して機能したと判断される。

遺構期の設定

南門地区で【A】～【C -2a】群に分けられた遺構は、図版 137 に示すように各群の前後関係が明確に捉えられており、その変遷は、【A】群→【B】群→【C -1】群→【C -2a】群→【C -2b】群となる。【A】・【B】群は火災以前、【C -1】・【C -2a】・【C -2b】群は火災後に位置付けられ、次項で詳述するが編年の基準となる瓦の出土状況との対応関係にも矛盾はない。加えて、瓦の出土状況からは【C -1】群と【C -2a】・【C -2b】群の間に画期が看取されることから、遺構期は大枠で、

A期（【A】群）→B期（【B】群）→C期（【C -1】群）→D期（【C -2a】・【C -2b】群）と把握することが妥当と考えられる。また、【C -2a】群から【C -2b】群への造り替えは同遺構期の中の小期（D -1・D -2期）として捉えられる。

遺構期の設定

iii. 政庁南面地区と南門地区の遺構期の対応関係

政庁南面地区で検出した区画施設について周辺を含めて検出状況を整理し、その構造や性格に検討を加え、南門地区でA～D期と把握した遺構群との対応関係について明らかにする。

政庁南面地区

政庁南面地区の遺構群は、この場所で検出された最も古い段階の遺構で、主にSB2776門跡とその東側に接続するとみられるSX2909積土遺構で構成される。SX2909については、同様の遺構を東西の延長線上で検出しており、東側では外郭東辺部の丘陵末端を「ノ」字状に西へ伸びるSX1339積土遺構（第41次調査：『年報1982』）、西側ではSB2776の約85m西側の沢から丘陵部に上がる地点を東西に伸びるSX3300積土遺構（第90次調査：『年報2016』）がこれにあたる。いずれも残りは悪いが、それぞれの場所で最も古い段階の遺構^(註1)であり、版築状の積土が幅2.0～2.1m、高さ0.2m程で認められ、その両縁もしくは南縁が小溝か柱列で画される点で共通する。これらは、積土の幅が2.1m前後で一定し、均質な厚さでほぼ水平に積まれていること、積土上部では柱穴や柱痕跡、溝などが確認されていないこと、SX2909の北側に土採り穴とみられるSK2891土壌があること、SX1339の西側に地山削り出しによる段が残存することなどから、築地堀である可能性が高い。しかし、積み手の違いは未検出で、積土の両側で検出された柱列や溝の性格には添柱穴や堰板の据方の可能性も考えられるが、柱穴が対になっておらず、間隔にも粗密があり一定していないことから断定できない。

積土遺構

さらに、同一線上ではSX2909東方の低湿地部でSX1261基礎地業・SA1260材木列（第38次調査：『年報1981』、現状変更：『年報2006』）、SB2776西側の低湿地部でもSX2959基礎地業・SA3180材木堀跡（第81・86次調査：『年報2009・2013』）が最も古い遺構として確認されている^(註2)。門を含めたこれらの遺構は、南北を空間的に仕切る一連の区画施設と捉えられ、低湿

材木堀

地部ではその構造が基本的に基礎地業を伴う材木堀であることが第 86 次調査で判明している。

一連の区画

この区画施設は外郭東辺部から西へ約 460 m に渡って伸びてさらに西側へ続き、政庁南大路上 (SX1441) 上に掘立式八脚門とみられる SB2776 門跡を設置している。政庁中軸線を基準として造営された政庁南大路上に正方位の門を設け、一連の区画施設が低湿地部を含めて複数の丘陵部にまたがる状況は多賀城内の一地区を画する施設とは考え難い。

城内区画施設

との対比

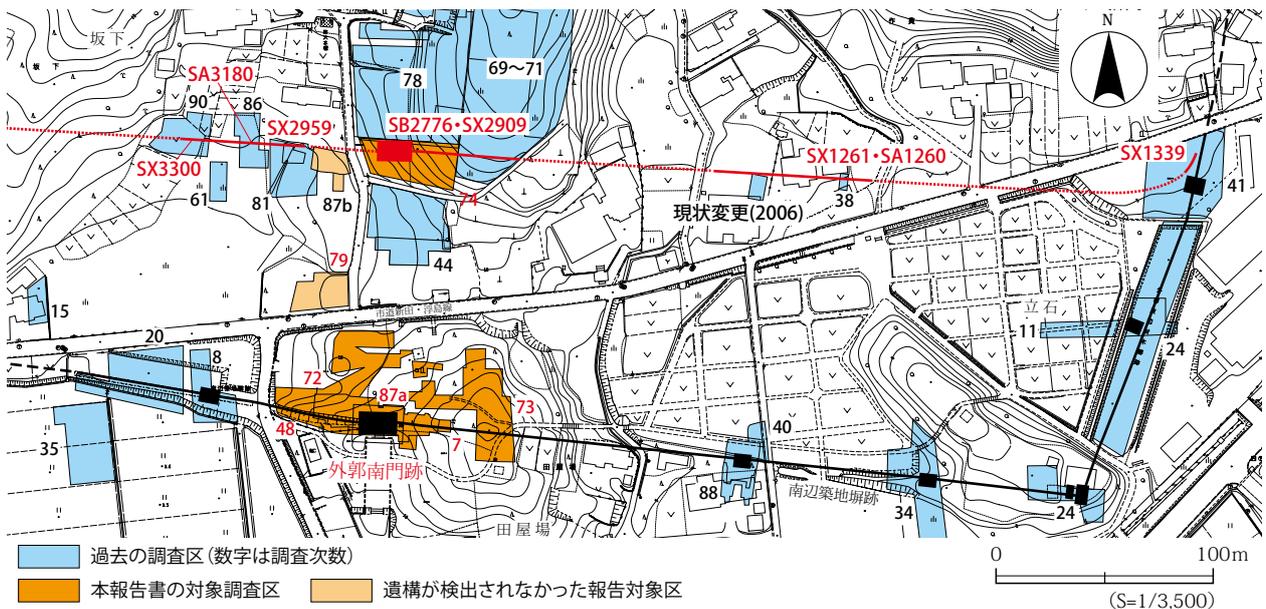
因みに、城内の官衙域を区画する堀は、大畑地区や城前地区などで検出されており、大畑地区官衙の北辺では掘立式の SB707 八脚門跡を設け、SA706 材木堀跡で北側の城内東西道路と南側の官衙域を画した遮蔽施設の存在が知られる (『年報 1993・1995』)。SA706 は直径 0.2 m の丸材を隙間なく立て並べた構造で、平安時代の SB307 外郭東門跡から西へ 110 m 以上伸びるが、西端は捉えられていない。長さを比較することは難しいが、大畑地区官衙の遮蔽施設は現状で SB2776 門跡と一連の区画施設の 1/4 以下であり、丘陵部にも拘わらず材木堀のみが用いられていること、SB707 門跡の方向が SA706 材木堀跡の方向に合わせて正方位から振れていることなど、明らかに SB2776 と一連の区画施設とは様相が異なる。また、城内で検出されている官衙域等の区画施設は政庁を圍繞する築地堀を除けば、柱列 (掘立柱堀) もしくは材木堀に限られ、柱列と材木堀の併用は城前地区官衙に認められるが (『年報 2007・2015』)、土堀と材木堀の併用はない。一方、外郭施設においては、東・西辺の丘陵部に築地堀、低湿地部に材木堀が採用されており、今回の状況と符合する。

区画施設の性格

以上のことを踏まえると、SB2776 と一連の区画施設は外郭南門・南辺築地堀と併存し、城内を南と北に画する区画施設、もしくはある時期の外郭南辺区画施設である可能性が窺われる。但し、前者の場合、画された南側の多くは低湿地にあたり、官衙域や工房域、居住域として利用できる場所は南西部を除いてほとんど認められず、この位置を南北に画する具体的な理由は見当たらない。

南門地区の状況

ところで、南門地区の区画施設をみると、最初の A 期には道路跡 (SX3250) は検出されてい



図版138 政庁南面地区で検出した区画施設と同一線上の遺構

	外郭東門	外郭西門	政庁南門	外郭南門
第Ⅰ期	<p>備考: 1尺≒0.300m</p>	<p>備考: 1尺≒0.304~0.310m</p>	<p>備考: 東西に脇門を確認、1尺≒0.294~0.300m</p>	<p>備考: 桁行中央間は第Ⅲ期から推定、1尺≒0.300m</p>
第Ⅱ期	<p>基礎: 12.6m(出1.05m)×8.0m(出1.3m) 西側に雨落ち溝を伴う基礎 備考: 第Ⅰ期との位置 1尺≒0.300m</p>	<p>基礎: 礎石高から存在するものと推定されるが、規模・基礎化程は不明 備考: 第Ⅰ期と同位置 1尺≒0.304~0.310m</p>	<p>※政庁南門 基礎: 13.5m(出1.8m)×8.8m(出1.4m) 石組の雨落ち溝を伴う基礎あり 備考: 東西に翼趾、1尺≒0.300m</p> <p>※翼趾 基礎: 石組の雨落ち溝を伴う基礎あり 基礎の出は1.1m 備考: 1尺≒0.300m</p> <p>* 赤線は基礎範囲</p>	<p>基礎: (15.8m×12.2m) 掘込地蔵から推定 備考: 第Ⅰ期から南に約120m移動 1尺≒0.300m</p>
第Ⅲ期	<p>備考: 第Ⅱ期の門より約70m西に移動 1尺≒0.300~0.306m</p>	<p>備考: 第Ⅱ期よりも東へ約35m移動 1尺≒0.296~0.300m</p>	<p>備考: 1尺≒0.300~0.306m</p>	<p>備考: 第Ⅱ期より西に約0.845m移動 1尺≒0.300m</p>
第Ⅳ期	<p>基礎: 礎石高から存在するものと推定されるが、規模・基礎化程は不明 備考: 第Ⅱ期と同位置で建替 1尺≒0.300~0.306m</p>	<p>基礎: 礎石高から存在するものと推定されるが、規模・基礎化程は不明 備考: 第Ⅱ期の西へ約35m移動 第Ⅰ・Ⅱ期の北5.6mに構築 1尺≒0.295~0.300m</p>	<p>第Ⅲ期建物が存続と推定</p>	<p>第Ⅲ期建物が存続と推定</p>

○: 掘立柱 ●: 礎石もしくは礎石掘穴

図版139 多賀城跡における主要な門の変遷模式図

黒字単位: m 赤字単位: 尺 S = 1/400

両地区の関係

るが、区画施設は存在しない。区画施設の造営開始はB期で、構築された外郭南辺の区画施設は礎石式八脚門のSB201 A門跡と礎石式寄柱を伴うSF202 a・1556 a築地堀跡^(註3)で構成される。多賀城跡では、これまでの発掘調査成果から、政庁跡で捉えた第I～IV期の変遷が多賀城全体でも有効であり、主要な建物は第I期が掘立式で、第II期に礎石式へと変化する特徴が知られる。図版139に示すように、政庁南門および南門以外の外郭諸門でもこの特徴は看取され、その規則性から南門も第I期は掘立式で、第II期に礎石式へ変化したと考えられる。これらのことから、南門地区B期の遺構を第II期以降の外郭南門・南辺築地堀と捉えると、それ以前のA期にはこの場所に区画施設は存在しない。しかし、道路があることから別の場所に南門と南辺遮蔽施設は造営されている可能性が高く、約120m北側に位置する政庁南面地区のSB2776門跡と一連の区画施設を第I期の外郭南辺とし、第II期に南辺が現在の南門地区に移動したと理解することが可能となる。加えて城内主要建物の規模を示した第16表(図版139参照)に注目すると、第I・II期は同格または第II期のものが大きく、第III期には縮小する傾向が認められる。南門地区で門の規模が判明しているのはC期の火災後に再建されたSB201 B門跡のみで、桁行総長は約9.9m、柱間は中央間が約3.9m、両脇間が約3.0m、梁行総長は約6.0mで、梁行柱間が約3.0m等間となる。これに対してSB2776は東半部のみしか残存しないため全体規模の比較はできないが、桁行脇間と梁行柱間が約3.3mとなることからSB201 Bよりも規模が大きと推定される。このことは、SB2776を第I期の南門とすることが他の主要な門における規模の変化の傾向にも矛盾しないことを示し、その場合、SB201 Bは火災との関係を踏まえて第III期の南門となる。つまり、遺構の検討からは、政庁南面地区のSB2776と一連の区画施設は南門地区のA期に相当する遺構群で、この時期の外郭南辺区画施設であったと考えられる。さらに言えば、A期は第I期、B期は第II期、C期は第III期に比定されることとなるが、遺構期の年代については、次項で出土遺物からも検討を加えた上で示したい。

		I 期		II 期		III 期		IV 期		備 考
		桁 行	梁 行	桁 行	梁 行	桁 行	梁 行	桁 行	梁 行	
政 庁	正 殿	19.5	11.8	22.8	12.0	22.8	12.0	22.8	12.0	
	脇 殿	17.9	5.6	Ⅲ期と同規模?		16.0	6.4	16.0前後	15.0前後	I期:100.2㎡ III期:102.4㎡ IV期:Ⅲ期と同規模の身舎に東・西廂を付加
	楼			Ⅲ期と同規模?		9.0	7.2	9.0	7.2	II期に創設
	後 殿			16.8	9.6	16.8	9.6	17.5	10.8	II期に創設
門	政庁南門	9.8	6.0	9.9	6.0	9.9	4.9	9.9	4.9	
	大畑の門					9.9	6.3			Ⅲ期のみ
	外郭東門	10.5	5.4	10.5	5.4	9.4	5.5	9.4	5.5	
	外郭西門	10.9	5.5	10.9	5.5	9.4	5.4	10.0	6.2	
	外郭南門	?	6.6			9.9	6.0	9.9	6.0	
門 の 桁 行 柱 間	政庁南門	2.8+4.2+2.8		3.0+3.9+3.0		3.0+3.9+3.0		3.0+3.9+3.0		
	大畑の門					3.0+4.0+3.0				
	外郭東門	3.3+3.9+3.3		3.3+3.9+3.3		2.7+3.9+2.8		2.7+3.9+2.8		
	外郭西門	3.4+4.1+3.4		3.4+4.1+3.4		2.7+4.0+2.7		3.0+4.0+3.0		
	外郭南門	(脇間 3.3)				3.0+3.9+3.0		(3.0+3.9+3.0)		

(単位: m 赤字: 規模拡大 青斜字: 規模縮小)

※門はいずれも桁行3間、梁行2間の門である。

※西門の時期は年報の記載とは異なる。現在、再検討中の遺構期で記載した。

第16表 多賀城内主要建物の規模と門の桁行柱間

なお、政庁南面地区と南門地区の対応関係を踏まえて各遺構期にあたる遺構群を整理し、帰属する遺構を挙げると第17表ようになる。

(2) 出土遺物と遺構期の年代

前項で設定した遺構期について瓦を中心とした出土遺物から検討を加え、その年代を述べる。『本文編』の多賀城跡の瓦埴類については、政庁跡の正式報告書『本文編』で名称・型式分類の基準を示しており、今回もそれに従った。また『本文編』では、政庁跡出土瓦について、その層位的な出土状況の把握を基に瓦群を設定し、多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡の瓦との比較検討を踏まえて、政庁遺構期（第Ⅰ～Ⅳ期）との対応関係を示し、遺構期の年代を考察している。この対応関係については細分が可能との見解（大河原：2002、古川：2008など）もあるが、先述のように政庁をはじめとする多賀城内の主要建物の変遷は4時期で捉えられ、その構造変化や火災痕跡の有無といった特徴も共通しており、大枠での第Ⅰ～Ⅳ期の変遷は多賀城跡全体で有効な時期変遷と考えられる。また、『本文編』でA・B1・B2・C・D群とした瓦群の各群内にも若干の製作年代の差が存在すると思われるが、遺構期の視点に立てば、その差は各期の造営と補修の中で理解できるもので、第Ⅰ～Ⅳ期の変遷の有効性に変わりはない。

『本文編』の
瓦群設定と年代

ここでは、まず南門地区から出土した瓦類を中心とする遺物のうち『本文編』・『補遺編』に掲載されていない新たな資料について説明し、遺構期として設定したA～D期を政庁跡遺構期の第Ⅰ～Ⅳ期に対応させるかたちで年代の検討を行う。

i. 出土遺物

(a) 瓦

南門地区の調査では、軒丸・軒平瓦、平・丸瓦、道具瓦（鬼板・熨斗瓦・面戸瓦・隅切瓦）などの瓦片が約77,500点（総重量：約10.5t）出土している。遺構別に集計した軒丸・軒平瓦、平丸瓦の各類の出土状況は第11～15表に示す通りである。以下、『本文編』・『補遺編』に掲載されていない新たな資料について説明する。

瓦の総量

遺構期	小期	遺構群	各期に属する遺構			
			門西側 (W9~51)	南門周辺 (W9~E9)	門東側 (E9~30)	第73次調査区 (E42~60)
A期 (第Ⅰ期)		A群		SK2891土塙、SX2893整地層、SX2895・2896据石 SB2776門跡、SX2909積土遺構 (SA2897・2908柱列) SX3250道路跡 (SX3249削り出し、SD1552溝)		
B期 (第Ⅱ期)		B群	SX1562基礎整地・SX3254盛土 SF1556 a 築地塀 SD2674溝 SX3247嵩上げ整地 SF1556 b 築地塀 (補修)	SX205掘込地業 (SD1540)、SX1551掘込地業 SA1538柱列、SA3242柱穴 SX3238・3239・3244整地層、SX3240築成土 SB201 A 門跡 SX2748削り出し面 (SD2729溝) SD2733溝	SX2742基礎整地 SX3251盛土 SX3243整地層 SF202 a 築地塀 SD2740・2741溝	SX2742基礎整地 SX3251盛土 SX3243整地層 SF202 a 築地塀 SX2751溝状遺構 SD2722溝
C期 (第Ⅲ期)		C-1群	SK2669・2670・2671・2676土塙 SX3248嵩上げ整地 SF1556 c 築地塀 (補修)	SK1547・3241土塙、SX3245嵩上げ整地 SB201 B 門 SD204・2746・2730溝	SX3245嵩上げ整地 SF202 b 築地塀 (補修) SD2728溝	SX3245嵩上げ整地 SF202 b 築地塀 (補修) SD2720溝
D期 (第Ⅳ期)	第1小期	C-2a群	SX3257嵩上げ整地 SF1556 d 築地塀 (補修)		SX3255嵩上げ整地、SD2728溝 SF202 c 築地塀 (補修)	SX3255嵩上げ整地 SF202 c 築地塀 (補修)
	第2小期	C-2b群	SF1556 e 築地塀 (補修、瓦積)		SX3246嵩上げ整地 SF202 d 築地塀 (補修、瓦列)	

第17表 遺構期と各期に属する遺構

【軒平瓦】

新出の軒平瓦

軒平瓦は 376 点（重量：159.07kg）出土しており、このうち 1 点（図版 121 - 12）に新出の可能性がある。SB201 南門西側の第 I 層（表土）から出土した小破片で、顎部が剥落し、瓦当面に側端部を彫り残した手描きによる太い横位沈線が認められる。平瓦部は II B 類が使用されているとみられる。1 点のみの出土で、瓦当文様も判然とせず、道具瓦の可能性も否定できないことから、分類番号を付けずに保留した。

赤色顔料の付着

また、二重弧文 511 の 1 点（図版 53 - 3）、無文 641 の 2 点（図版 90 - 2、図版 118 - 4）、均整唐草文 721A の 1 点（図版 118 - 5）に赤色顔料の付着が認められた。511 は SK1547 土壙、641 は SF1556 e 築地塀本体の瓦積と門周辺の第 II 層、721A は門周辺の第 II 層から出土しており、顔料付着の部位は顎の段付近から顎面までに限定される。この軒平瓦の顎面に付着した赤色顔料については、政庁跡出土資料を対象とした詳細な分析があり（高野：2008）、軒先の茅負を塗装する際にはみ出して付着したもので、当時の建物塗装の様相が知られるとされている。また、顔料はすべて「丹土」と呼ばれるベンガラで、出土層位の検討などから少なくとも第 II～IV 期の政庁建物はこの丹土で塗装されていたとみられており、第 I 期についても同種の顔料付着の瓦が確認されている多賀城廃寺跡との関係を踏まえて、丹土での塗装の可能性が指摘されている。

【平瓦】

凹面の縄叩き目

平瓦では、凹面に縄叩き目がみられる一枚作りのものが 17 点出土している。SF1556 築地塀跡の北側崩壊土から 1 点、SK1550 土壙から 1 点、それ以外は第 I 層（表土）出土の資料（図版 127 - 5～9）である。基本的に凸面にはつぶれ気味の縄叩き目もしくはそれを切る布目が残り、凹面では縄叩き目以前の布目、以後のナデが認められるものもある。これらの痕跡から、その製作工程は凸型台に布を敷いて瓦を載せ、凸面を縄叩きした後、凹型台を使用して凹面に縄叩きしたものと考えられ、凹型台に布を敷く場合と敷かない場合があり、凹面は縄叩き後にナデ調整するものもみられる。また、図版 127 - 5 の凸面は布目後に粘土が貼り付けられ、さらに縄叩きが施されており、凹面には縄叩き目とそれを切る布目が認められる。出土量が少なく、いずれも破片資料で、薄手で扁平なものも含まれており、調整のあり方にも個体差がみられる。道具瓦の一部である可能性も考えられることから、分類番号は付していない。

【道具瓦】

《鬼板》

出土点数

鬼板は SF1556 築地塀跡の崩壊土や SK1547 土壙、第 I 層（表土）などから合計 10 点^(註4)が出土しているが、いずれも小破片で全体の形状や文様構成を明確に捉えられるものはない。このうち 8 点（図版 53 - 6、93 - 13、122 - 1～3、129 - 2）は重弁蓮花文鬼板 953 とみられ、1 点（図版 122 - 4）が鬼面鬼板 960、もう 1 点は裏面のみの破片（簀の子の圧痕）で種類が不明である。

鬼板 953

鬼板 953 は、同范資料とみられる 8 点の破片と第 35 次調査で南門の 140 m 程西の低湿地から出土した破片 1 点（『年報 1979』）の合計 9 点がこれまでに出土しており、同一部位の破片が存在することから少なくとも 2 個体以上ある。これらの破片から鬼板 953 の復元を試みたものが図版 140 で、高さ 38cm、幅 36cm 程の大きさに復元されるアーチ形の鬼板である。このアー

チ形に削り取られた周縁部は、同様の形状である 950C や 952 に比べて丸味が弱く、951 や 954 に近い。厚さは 2.5 ～ 3.5cm で、文様構成は中央に直径が 26cm 程と推定される大型の重弁蓮花文を配し、その周囲には細い隆線で連結した珠文と唐草文が巡らされており、唐草文は脚部にも及ぶとみられる。蓮花文の中心から 3cm 前後下には方形の釘穴があり、瓦当裏面には簀の子の圧痕が認められる。胎土はやや軟質で砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とする。

この 953 については、陸奥国分寺跡出土の鬼板 952（河北文化事業団：1961）と形状や基本的な文様構成が類似するが、周縁に配される唐草文に相違がみられることを指摘していた（『年報 1979』）。改めて唐草文に注目すると、953 の唐草文は左上半部破片で確認されており、左から右へ展開し、唐草をかたちづくる渦状の部分が 1 回転している。それに対し 952 の唐草文は右から左へ展開して周囲を巡る偏行唐草文で、渦状の部分は 1 回転半している。この特徴の相違は偏行唐草文軒平瓦の 620 と 621 の瓦当文様にもみられ、620 は 953 と、621 は 952 と唐草文の特徴が共通し、両者ともに上下を画する細い隆線で結ばれた珠文を持つ。このことから、953 の唐草文は左から右へ展開して周縁を巡る偏行唐草文と推定され、多賀城政庁で軒平瓦 620・621 の双方がほぼ同数出土しているのに対し、陸奥国分寺では大半が 621 であることとの関連性が窺われる。

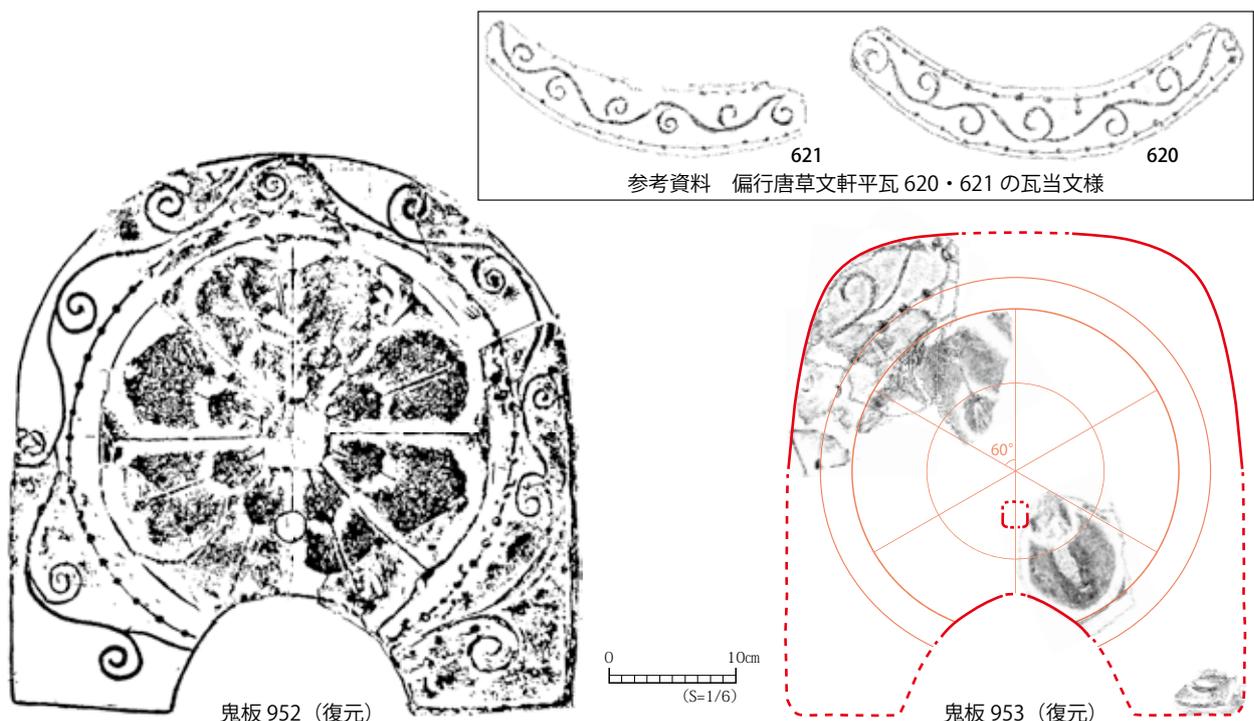
また、中央に配された重弁蓮花文をみると、952 は直径 30cm 程の 8 葉の重弁蓮花文であり、連弁の中心角は 45° 前後で概ね均等に割り付けられている。953 は、出土した破片をみると連弁の幅が広く、中心角は 60° 前後となり、連弁・間弁の特徴は 952（第Ⅱ期の瓦群の 8 葉重弁蓮花文）と共通するものの、6 葉に復元される。従って、953 の重弁蓮花文は 6 葉となる可能性があり、その類例を求めると黄金山産金遺跡から出土した軒丸瓦に 6 葉の重弁蓮花文がみられる（伊東：1960）。

黄金山産金遺跡では、6 葉重弁蓮花文の軒丸瓦と組む軒平瓦として 621 に類似する左展開の

鬼板 952

との比較

6葉の重弁蓮花文



※ 河北文化事業団（1961）「陸奥国分寺跡発掘調査報告書」の第 17 図から転載

※ 南門地区と第 35 次調査（外郭南辺）の出土破片から復元

図版 140 重弁蓮花文鬼板 953 の復元検討

偏行唐草文を瓦当文様に持つものが出土しており、その偏行唐草文の導入と文様意匠の展開を手掛かりとして黄金山産金遺跡の仏堂建立と陸奥国分寺の創建、多賀城第Ⅱ期の改修の関係について興味深い考察も行われている（菅原：1996・2017）。その中で、偏行唐草文軒平瓦は左展開のものが古く、右展開のものが新しいとの見解が示されており、6葉重弁蓮花文はこれまで左展開の偏行唐草文と組むことが知られていた。しかし、鬼板 953 が6葉だとすると右展開の偏行唐草文とも組む可能性が考えられ、今後の検討課題である。

いずれにしても鬼板 953 は、瓦当文様が第Ⅱ期の瓦群に特徴的な要素で構成され、胎土・色調の特徴も同期のものとも共通しており、第Ⅱ期の瓦群に属すると考えられる。

鬼面鬼板 960 鬼面鬼板 960 の破片は、鬼顔の右目から頬にかけての破片とみられ、粘土塊を順次付加しながら鬼面を形作り、ヘラケズリおよびナデで調整している。色調は黄橙色でやや軟質である。『図録編』で復元を試みた PL.95-1 に比べるとかなり小形の鬼面鬼板である。

《熨斗瓦》

出土点数 熨斗瓦は SF202・1556 築地堀跡の崩壊土や SK1547・1550 土壌、SD2663 溝、第Ⅰ・Ⅱ層などから合計 37 点が出土しており、SB201 南門周辺に出土地点が集まる傾向がみられる。内訳はⅠ類が 10 点、Ⅱ類が 26 点、類別不明が 1 点で、南門地区では圧倒的にⅡ類の量が多い。

Ⅰ 類 Ⅰ類は表裏面ともに布目と縄叩き目が重複してみられ、その前後関係が表裏で逆となっている平坦なものである。完形のものはないが、『本文編』で報告したものよりも厚さの数値の開きが大きい。厚さは 1.3～3.0cm で、1.5cm 前後と 2.0cm 前後にまとまりがみられ、3.0cm のものは 1 点のみである。

Ⅱ 類 Ⅱ類は一方の面にナデ、他方の面につぶれ気味の縄叩き目がみられる平坦なものである。完形品はないものの、幅が分かるものは 12.0cm 前後にまとまる傾向がみられ、『本文編』で報告した幅 4.5cm のものは出土していない。厚さも 1.2～2.2cm と数値に開きがあり、Ⅰ類と同様に 1.5cm 前後と 2.0cm 前後にまとまりがみられる。また、Ⅱ類の 6 点には刻印文字の押印が認められ、2 点は「物」A、3 点は「矢」A、1 点は文字不明である。

南門地区から出土した熨斗瓦は、政庁跡の出土資料と同様の特徴を有し、第Ⅱ期の瓦群（B 2 群）に属すると考えられる。

《面戸瓦》

面戸瓦 面戸瓦は、SB201 南門の 20 m 程西側の第Ⅰ層（表土）から破片が 1 点出土している。凸面は縄叩き後、ロクロナデされており、凹面には布目が認められる。断面は半円形と推定される。粘土紐巻き作りによる丸瓦と同様の方法で製作されていると考えられ、二分割した後、側縁を三角形に切り落とし、小口面・側面をヘラケズリで調整している。帰属する瓦群は不明である。

《隅切瓦》

隅切瓦 隅切り瓦は SF202 築地堀跡の崩壊土や SD2739 溝、第Ⅰ層（表土）などから 12 点が出土している。いずれも平瓦の隅を焼成前に切り落としたもので、狭端部を切ったものと広端部を切ったものがあり、切り落とした部分が隅の一部に限られるものが多い。用いられた平瓦は、Ⅱ B 類が 1 点、Ⅱ B a₁類が 4 点、Ⅱ B a₂類が 6 点、不明が 1 点で、少なくともⅡ B a₁類を使用したものは第Ⅱ期の瓦群（B 2 群）に属すると考えられる。南門地区では、政庁跡で圧倒的に

多い桶巻き作りによる隅切瓦（Ⅰ類）はみられず、政庁とは出土する隅切瓦の様相が異なる。

【文字・記号瓦類】

南門地区では、刻印瓦が293点、ヘラ書き瓦が448点認められ、いずれもSF202・1556築地塀跡の崩壊土や第Ⅰ層（表土）から出土したものが大半を占める。

刻印瓦では、文字を押印したものが216点、記号を押印したものが51点、刻印の種類が不明なものが26点で、その種類別の出土点数を第18表に示した。新たに出土した新出のものが文字で3種類、記号で3種類ある。図版122-18は丸瓦ⅡB類の凸面に「占」の文字が陽刻されたもので、ほぼ方形で輪郭線はない。字体が既知のものとは異なり、「占」Bとする（既知のものを「占」A）。図版123-13は平瓦ⅡC類の凹面に「古」の文字が陽刻されたもので、楕円形で輪郭線はない。図版124-6は平瓦ⅡC類の凹面に「下」の文字が陽刻されており、楕円形で輪郭線はない。図版55-9と図版124-7の2点にみられる刻印記号は、丸瓦Ⅱ類もしくはⅡB類の凹面に『本文編』PL.104-13の陰陽を反転した記号が押印されたものである。図版124-1は平瓦ⅡC類の凹面にPL.104-11と類似する記号が押印されているが、印の形状が円形で、3本線の間隔が狭い。図版125-2は平瓦ⅡC類の凹面に竹管状の印が押されたもので、直径が2.0cm前後と既知のPL.105-5よりも大きい。なお、図版129-3は平瓦ⅡC類の小口にPL.105-7の印が押されたもので、これまで知られていた平瓦ⅡB類への押印とは異なる。

刻 印 瓦

ヘラ書き瓦は、断片的な資料が大半で、文字または記号の判読不能なものが多く、明確な新資料を見出せなかった。平瓦ⅡC類の凹面にヘラ書きされたものが圧倒的に多く、次に丸瓦Ⅱ類の凹面へのヘラ書きが多い。

ヘ ラ 書 き 瓦

（b）その他の遺物

南門地区から出土した古代の遺物は、瓦類の他に土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器などの土器類、鉄製品、土錘、羽口、砥石などがある。土師器には坏・高台坏・耳皿・埴・鉢・甑・甕などがあり、ロクロ整形と非ロクロ整形のものがみられる。須恵器には坏・高坏・高台坏・蓋・壺・甕・瓶類など、須恵系土器には坏・高台坏・高台皿などがある。灰釉陶器には埴もしくは皿・瓶があり、SK1550土壌から出土した埴もしくは皿（図版54-5）は東濃産で大原2号窯式のものともみられ、10世紀前半頃の年代が考えられる。

土 器 類

鉄製品には釘・刀子・刀・鉄鏃・鏝・鏝状鉄製品・小札状鉄製品などがあり、この中で釘が注目される。SF202築地塀跡の崩壊土やSK1547土壌、SD2734溝、第Ⅰ層（表土）などから多数出土しており、すべて断面が四角形の角釘である。全形の分かるものは少ないが、断面の一辺が0.7cm前後、1.1cm前後、1.5cm前後のものに分かれる。頭部の形状は、円形のもの（図版80-5、図版128-5・6、図版129-5）、長方形のもの（図版128-7）、扁平につぶされて折り曲げられたもの（図版80-6・7）、そのまま太くなって頭部に至るもの（図版53-10・11、80-4）がある。頭部が円形のものには、その直径が5.0cm前後と大きく、形状も饅頭型に近いものが3点（図版80-5、図版128-5・6）ある。また、図版80-4は長さが28.2cm以上ある非常に長い角釘である。

鉄 製 品

ii. 遺構期の年代

(a) A期

政庁南面地区のSB2776 門跡とSX2909 積土遺構からなる区画施設を中心とした遺構群と南門地区のSX3250 道路跡で構成される。

政庁南面地区の区画施設および一連の区画施設では、年代を特定できる遺物がほとんど出土していない。重複関係から時期をある程度限定できる遺構をみると、SX2909 積土遺構は城前地区の第Ⅱ期官衙（A期官衙）の遺構より古く（『年報2007』）、SX1339 積土遺構は第Ⅰ・Ⅱ期に限定される平瓦を含む第2次整地層で覆われている（『年報1982』）。また、SA3180 材木堀跡の基礎地業（SX2959）は8世紀後半～9世紀前半頃のSX2962 A盛土遺構に覆われており、地業土出土の土師器は口縁部が内湾する有段丸底の坏を含めて非ロクロ整形のものに限られること（『年報2013』）、SX3300 積土遺構の基礎地業（SX3290）直下の層から出土した土師器坏も非ロクロ整形で、体部に段が付く扁平な丸底状を呈すること（『年報2016』）から、これらの遺構は8世紀代のもので、その上限年代は8世紀前半頃と考えられる。以上のことから、区画施設は少なくとも第Ⅱ期以前のもので、城前地区A期官衙の造営が第Ⅱ期である点を踏まえれば、第Ⅰ期の遺構と捉えるのが妥当と思われる。

区画施設の年代

南門地区のSX3250 道路跡（SX3249 削り出し・SD1552 溝）では、遺物は出土していない。そこで、他にA期の年代を検討する材料を求めると、政庁南面地区のSD1413 暗渠跡（第44次調査：『年報1983』）と南門地区の横穴墓から出土した遺物がある。

SD1413 暗渠跡は、政庁南大路（SX1411）に伴う暗渠で、SB2776 門跡の約50m南に位置し、道路の下を概ね直交するかたちで横断している。政庁や城前官衙、南門地区の丘陵部から集まる水を西側の低湿地（鴻ノ池）に排水する施設で、道路の布設当初から設置され、A～Dの変遷がある。このうちB～Dは暗渠東半部を改修したもので、B暗渠への改修時にその西端にSX1414 柵を設けて下層に残るA暗渠に水を落として排水する仕組みとなる。このため、柵から西は一貫してA暗渠が機能している。各暗渠の形態はAが石組、Bが素掘り、Cが瓦組、Dが自然石を積んだ暗渠で、A暗渠の裏込土と堆積土から多量の木簡が出土している。この木簡等の検討からA・B暗渠が第Ⅰ期、C暗渠が第Ⅱ期で、D暗渠は第Ⅲ期以降に位置付けられており、A～CはSX1411 A道路跡、DはSX1411 B道路跡に伴う（第19表）。また、SD1413 A出土木簡について詳細な検討を加えた結果、A暗渠の構築は神亀元年（724）4月が上限で、下限は神亀2年末頃であること、A暗渠の埋没とB暗渠への改修が天平5年（733）11月を上限、天平12年をさほど経ない頃を下限とすることが判明している（『木簡Ⅱ・Ⅲ』）。従って、A暗渠を含む部分のSX1411 A道路跡の布設は神亀元年4月から同2年末頃までの間に着工されたと考えられる。

道路と暗渠

SD1413Aの構築年代

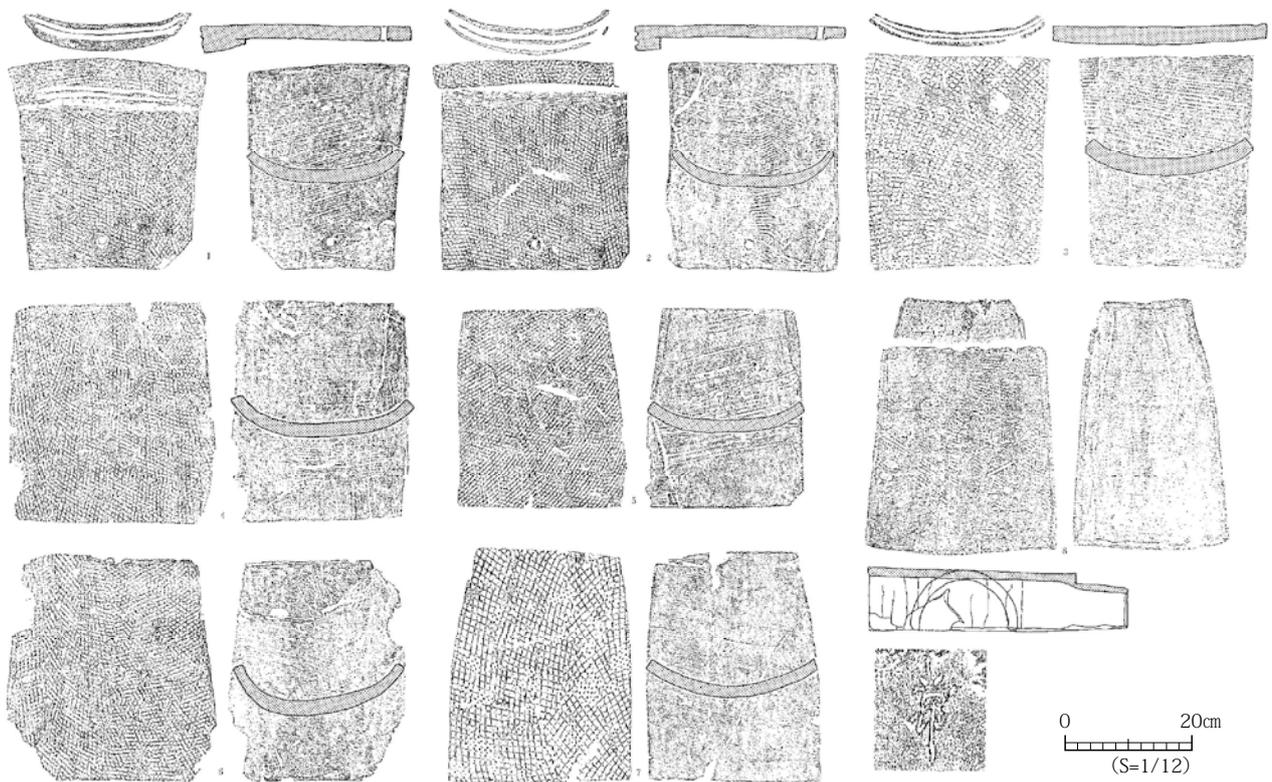
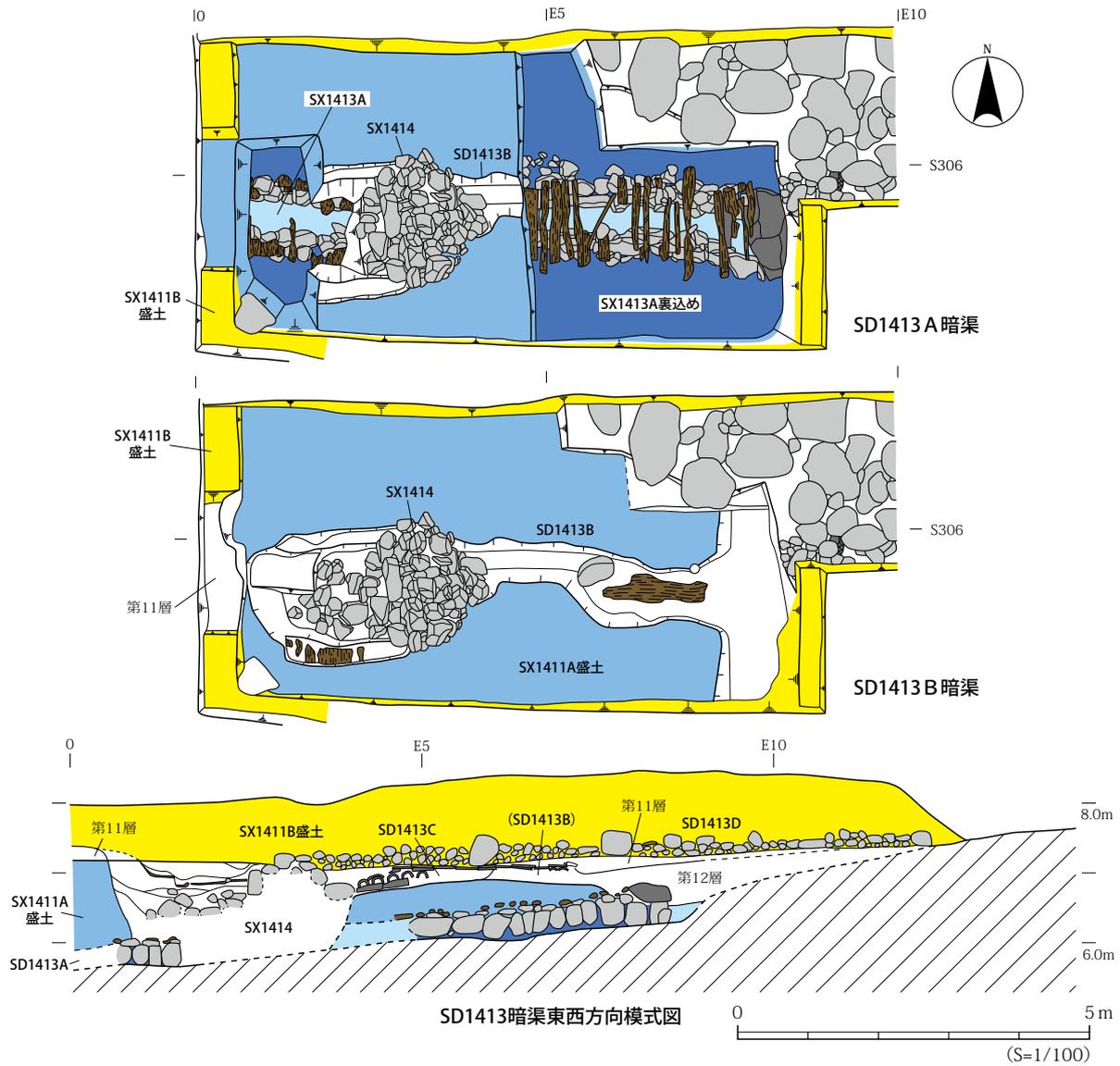
ここでSB2776 門跡・SX2909 積土遺構とSX1411 道路跡の関係をみると、SB2776は

区画施設と道路

時 期	道 路 跡 幅	暗 渠 跡 と 柵			政庁遺構期
		暗渠東半	石組柵	暗渠西半	
A1	約15m	A組(石組)	…	A組(石組)	第Ⅰ期
A2	約15m	B組(素掘)	SX1414	A組(石組)	第Ⅰ期
A3	約15m	C組(瓦組)	SX1414	A組(石組)	第Ⅱ期
B	約23m	D組(石積)	SX1414	A組(石組)	第Ⅲ期～

第19表 SX1411 道路跡とSD1413 暗渠跡

SX1411 上に位置し、その5m程東側をSX1411 Bの東側溝（SD1363）がSX2909を横切るかたちで南北に伸びている。SX2909とSD1363の直接の前後関係は削平により不明であるが、区画施設を道路側溝が



SX1414枡の施設瓦

図版141 SD1413暗渠跡とSX1414枡の施設瓦

横切る状況からみて SX2909 の方が古いと判断され、このことは SX2909 が城前地区の第Ⅱ期官衙より古いこととも整合する。つまり、SB2776・SX2909 は第Ⅰ・Ⅱ期に機能した SX1411 A 上に門を設けた区画施設で、SB2776 の方向が SX1411 A と同様に南北の発掘基準線（政庁中軸線）と一致し、その中心も同じく政庁中軸線上に求められることから、SX1411 A と一体の配置計画で当初に造営された可能性があり、少なくともその上限年代は、暗渠の構築年代の前後頃と考えられる。

一方、南門地区の小丘西端部では、B期のSF1556 a 築地塀跡の造営に伴う SX1562 基礎整地に覆われた5基の横穴墓（SP1559・1560・1561・2660・2661）が検出されている。いずれも玄門上部から羨道上部、前庭部にかけて大きく削平された後に SX1562 で埋め戻されており、遺存状態は良好とは言えないが、SP1559・1560・2661 からは遺物も出土している。SP2661 の玄室内部の床面からは副葬品とみられる須恵器提瓶・短頸壺、鉄刀、刀子、鉄鏃が出土しており、その中の須恵器提瓶・短頸壺が示す6世紀後葉～7世紀前半頃の年代観はこれら横穴墓の造営年代の一端を表すものと考えられる。

ここで注目されるのは、SP1560 の羨道床面から重なった状態で出土した土師器杯と須恵器平瓶の各1点と SP1559・1560 の羨門付近から前庭部に分布する6層上面で出土した完形に近い土師器杯7点・埴3点である。これらの遺物は墓前域に堆積した極薄い炭化物層（6層）の上下で検出された供膳具を中心とした土器で、炭化物層の形成を伴う SP1559・1560 共通の飲食儀礼（墓前祭祀）に用いられた一連の遺物と考えられる^(註5)。検出した横穴墓で確認した墓前祭祀はこれのみで、6層の上部は薄い間層（5層）を挟んで直ぐに整地層（4層）で覆われる。4層は、玄室内部では床面に直接載り、玄門前の閉塞石を覆って前庭部まで広がり、層中には外された閉塞石とみられる自然石を多く含む。4・4'層上面を含めて玄室内部に人骨や副葬品が全く認められないことや横穴墓内部から遺物を掻き出したとみられる層（7層）が6層直下に広がることも踏まえると、この墓前祭祀は追葬や再葬には伴わず、玄室内の遺骸と副葬品を他所に移し、何らかの目的をもって利用する際に行われたと考えられ、この時点で横穴墓の使用は終了していたことが知られる^(註6)。また、4・4'層の上には軟質な黒褐色の自然堆積層（3・3'層）が堆積した後に SX1562 基礎整地層（2層）で埋められている。これらの堆積層については、4・4'層から2層までを一連の整地層とみなし、藤原京や平城京の造営時における墳墓の取扱い事例から外郭南辺築地塀の造営に伴う墓前祭祀とする解釈もある（柳澤：2010）。確かに4層上面の利用状況は不明であり、SX1562 が6・7層上面を直接覆う箇所も認められるが、SX1562 基礎整地の際に軟質な堆積土はある程度除去されたとみられ、上下の整地層とは土色・土性、含有物などが全く異なる自然堆積層である3層を整地層の一部とみることも難しい^(註7)。結果として、墓前祭祀後に外郭南辺区画施設の造営が始まるまでに多少の時間経過をみざるを得ないが、祭祀に使用された土器は少なくとも区画施設造営の上限（B期の上限）を示す遺物であり、A期の SX3250 道路跡西側溝である SD1552 溝の上部が SX1562 に直接覆われていることから、A期の下限もほぼ同時期と考えられる。

墓前祭祀に用いられた土器の年代について検討すると、SP1560 の羨道床面から出土した須恵器平瓶は高台と把手が付く小型品である。平底気味の底部を持ち、胴下部は直線的で、胴上部と

基礎整地と

横穴墓

横穴墓の

墓前祭祀

墓前祭祀の土器

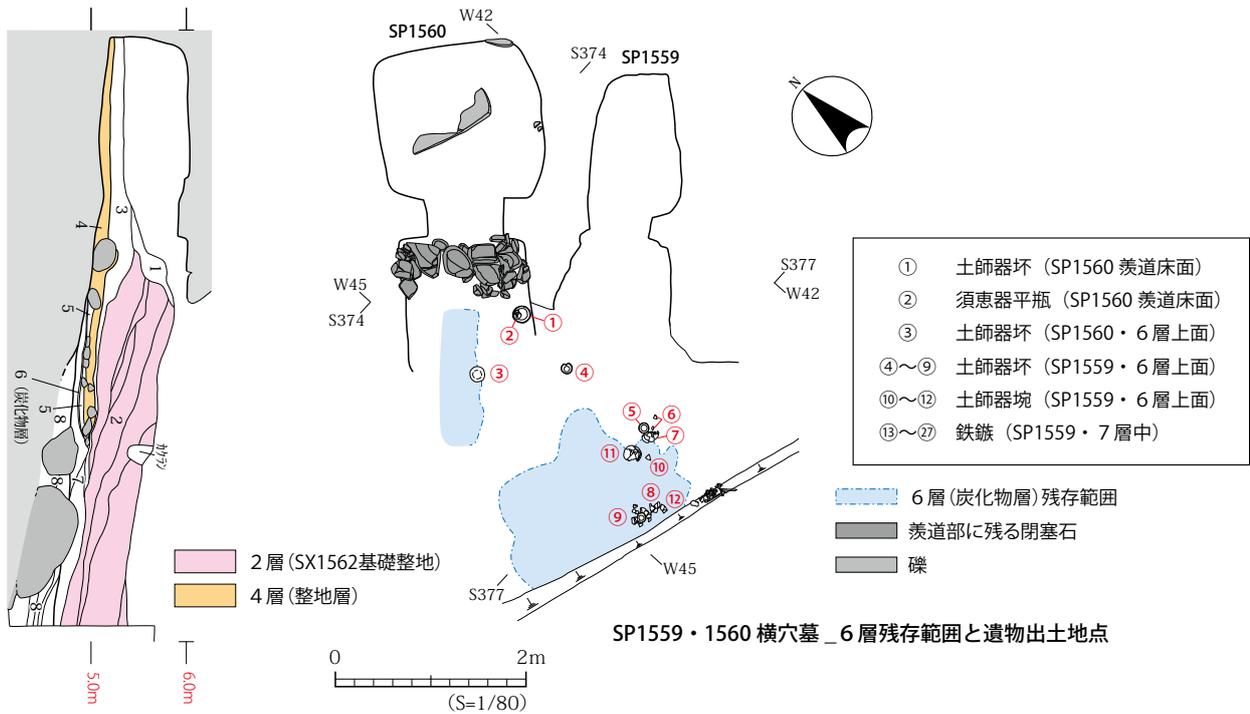
須恵器平瓶

平瓶の年代

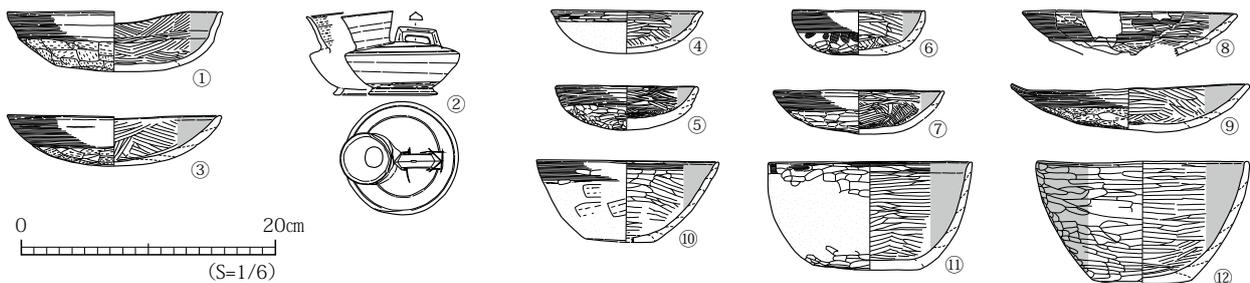
の境には明瞭な稜がみられる。器壁は薄く、焼成も良好であるが、胎土は砂粒を多く含んでやや緻密さに欠ける。宮城県内では、管見の限り、類似した平瓶の出土例は認められない。小型の平瓶は平城宮土器編年の平城宮土器Ⅱ～Ⅲ併行期に出現するが（佐藤：2004）、把手・高台の双方が付くものは後出で8世紀中頃以降にみられる（柳沢：2010）。SP1560の平瓶については、都城と猿投窯跡群での出土例との比較検討から鳴海32号窯式期、折戸10号窯式期のものに類似した猿投窯製品とみて、多賀城第Ⅱ期開始年代を踏まえて750年頃～天平宝字6年（762）の間に位置付ける解釈（柳沢：2010）や、平城宮土器編年では平城宮土器Ⅲ（746・747年前後）にならないと出現しないものとの見解（林部：2011）が示されており、これらの年代観は概ね8世紀中頃で一致している。但し、この平瓶は生産窯は特定できないが、胎土の特徴から在地窯の製品の可能性が高い^(註8)。この点を考慮し、幅を持たせて8世紀中頃のものとみておきたい。

土師器杯・壺

SP1560の羨道床面から出土した土師器杯1点と6層上面出土の土師器杯7点・壺3点についてみると、杯はすべて非ロクロ整形で内面がヘラミガキ後に黒色処理された丸底杯である。大小の別があり、細部の器形は多様であるが、外面に段・稜があるものとなないものがみられ、体部か



SP1560 横穴墓_縦断面図



図版 142 SP1559・1560 横穴墓_平・断面図と出土土器

ら口縁部にかけては内湾気味に外傾するものが多い。埴は非口クロ整形の平底埴で、内黒のものと両黒のものがあり、体部から口縁部の立ち上がり方には、体部があまり膨らまずに外傾するものと体部が膨らんで口縁部が直立気味に立ち上がるものがみられる。こうした特徴を持つ土師器
 坏・埴を含む土器の出土例としては、仙台市郡山遺跡Ⅱ - A期官衙の南辺区画大溝であるSD35
 溝跡出土土器（仙台市教委：2005、680年代半ば～8世紀初頭頃）、多賀城市山王遺跡第10次
 発掘調査のSD180 B溝跡出土土器（多賀城市教委：1991、8世紀前半頃）などがあり、その年
 代幅は7世紀後葉～8世紀前半頃となる。坏・埴の位置付けはやや年代幅を持つことになるが、
 横穴墓の墓前域で行われる墓前祭祀の分析によると、祭祀で使用した供膳具を墓前域に片付けて
 残し置く風習があったことが指摘されており、墓前域出土土器は複数回の祭祀に用いられたもの
 がまとめられているとの見方がある（佐藤：2014）。この年代幅はそのような状況を反映したもの
 のかもしれない。

坏・埴の年代

いずれにしても須恵器平瓶と土師器坏・埴の出土状況は共伴関係にあり、SP1559・1560で
 行われたこの墓前祭祀の上限年代は、より新しい平瓶の年代観からみて8世紀中頃と考えられる。

A期の上・下限

以上のことから、A期の上限年代は神亀元・2年（724・725）年前後頃、下限は8世紀中頃
 であり、この年代観は第Ⅰ期に概ね該当する。

（b）B期

B期は、南門地区に構築された最初の区画施設となるSB201 A門跡と東側のSF202 a築地塀
 跡、西側のSF1556 a・b築地塀跡を中心とした遺構群で構成され、火災で焼失している。出土
 遺物は主に瓦類で、その種類と点数は第11～15表に示した。

焼失した

区画施設

SX1562基礎整地層、SX2742基礎整地層、SX2742とSX3243整地層の間層となる堆積土中、
 SX3243整地層、SX3238整地層、SX3240基壇築成土、SF1556 a築地塀跡の積土から出土し
 た瓦は、B期の外郭南門および南辺築地塀の構築過程で混入したと考えられる。出土量は少ない
 が、SB201 Aの基壇積土であるSX3240から重弁蓮花文軒丸瓦222と二重弧文軒平瓦511が
 各1点、SF1556 aの本体積土から平瓦のⅠA類2点、ⅠB類1点、ⅡB a₁類3点、ⅡB a₂類
 1点が出土するなど、いずれの遺構でも出土瓦は第Ⅰ・Ⅱ期のものに限られる。

構築過程の

混入遺物

また、築地塀の崩壊土のうちSF202 a・1556 aの崩壊土から出土した瓦は少量であるが、
 重圏文軒丸瓦（型番不明）や単弧文軒平瓦640、平瓦ⅡB a₁類があり、時期が特定できる瓦は
 全て第Ⅱ期の瓦であった。なお、SA1538柱列とSA3242柱穴の掘方埋土や柱痕跡、SD2674・
 2722・2733・2741溝からも僅かに丸・平瓦が出土しているが、これらは第Ⅰ・Ⅱ期もしくは
 時期を限定できないものであった。

築地塀崩壊土

の遺物

加えて、火災後の片付けをしたSK1547土壌と築地塀再建に先駆けて行われたSX3245嵩上
 げ整地の層中からは多量の瓦が出土しており、B期の南門や築地塀に葺かれていたものと考え
 られる。その内容をみると、SK1547からは軒丸・平瓦、鬼板、熨斗瓦、丸・平瓦が合計218
 点出土しており、時期が特定できるものは121点ある。軒丸瓦2点（重弁蓮花文221～228、
 重圏文240）と鬼板1点（953）、熨斗瓦2点は第Ⅱ期のもので、軒平瓦には第Ⅰ期の二重弧文
 511が1点と第Ⅱ期の偏行唐草文621、単弧文640、無文641が各1点ある。丸・平瓦は第Ⅰ

SK1547出土瓦

期が53点、第Ⅱ期が56点で、時期が限定できる瓦類の大半は第Ⅰ・Ⅱ期である。総量ではやや第Ⅱ期の瓦が勝り、丸・平瓦の約2割は焼瓦であった。なお、第Ⅲ期の瓦が3点出土しているが、第Ⅰ・Ⅱ期以外の瓦はこれのみであり、重複するSK1550土壌の遺物が調査時に混入したと考えられる。

SX3245 出土瓦 SX3245からは軒丸・平瓦、丸・平瓦が合計187点出土しており、その大半は南門東脇の焼土層（中層）中に含まれていた。軒丸瓦3点（重弁蓮花文222、重圈文241・240～243）は第Ⅱ期のもので、軒平瓦には第Ⅰ期の二重弧文511と均整唐草文660が各1点と第Ⅱ期の単弧文640が6点ある。丸・平瓦は第Ⅰ期が31点、第Ⅱ期が48点で、時期が限定できる瓦類のほとんどは第Ⅰ・Ⅱ期となり、SK1547と同様にやや第Ⅱ期の瓦が多く、丸・平瓦の2割強は焼瓦であった。

B期の年代 以上のように、B期の遺構では造営段階から火災で焼失するまでの間、常に第Ⅱ期の瓦が出土し、混入の可能性があるもの以外は第Ⅲ期以降の瓦は含まれていない。その年代は第Ⅱ期にあたると思われる。多賀城跡では、宝亀11年（780）の伊治公皆麻呂の乱を発端とする火災の痕跡を城内各地で確認している。第Ⅱ期の終末に存在した建物の多くは焼き払われており、調査で検出した大規模な火災痕跡はこの時のものと考えてきた。出土瓦からみたB期遺構の年代観はこの知見と整合するもので、その終末は第Ⅱ期末となる。前述の横穴墓で行われた墓前祭祀との前後関係から知られるB期の上限年代（8世紀中頃）とも矛盾しない。

（c）C期

崩壊土の遺物と C期の年代 C期は、焼失に伴い再建されたSB201 B門跡と東側のSF202 b築地塀跡、西側のSF1556 c築地塀跡を中心とした遺構群で構成され、その年代は第Ⅲ期以降となる。出土遺物は主に瓦類で、SF202 bの崩壊土中からはE 21～23付近の築地塀南側を中心に軒平瓦、隅切瓦、丸・平瓦が合計101点出土している。内容は、単弧文軒平瓦640が1点、平瓦ⅡB類を用いた隅切瓦が2点あり、丸・平瓦は第Ⅰ期が2点、第Ⅱ期が16点、第Ⅲ期が6点ある。また、平瓦では第Ⅰ～Ⅲ期にみられるⅡB類が34点認められ、第Ⅳ期のⅡC類も2点含まれていた。平瓦ⅡC類の2点は小破片で、崩壊土の上位から出土している。崩壊土はSF202 bに伴うSX3245 嵩上げ整地層に載るが、この場所では上部を覆う後続の嵩上げ整地層（SX3255）は未検出で、新しい時期の崩壊土の遺物が調査時に混入した可能性が高い。これ以外の瓦はすべて第Ⅰ～Ⅲ期のものであることを踏まえて、C期の年代は概ね第Ⅲ期に収まるとみておく。

他の出土遺物 なお、SB201 Bの礎石据穴埋土やSF1556 cの本体積土、SD2720 溝からも丸・平瓦が少量出土しており、時期を特定できるものは第Ⅰ・Ⅱ期で、Ⅲ期の可能性があるものも含まれるが、第Ⅳ期のものは認められない。

（d）D期

築地塀の補修と2小期 D期は、火災後に再建されたSB201 B門跡と築地塀跡に後続する区画施設で、主に門東西の築地塀を補修しており、第1小期と第2小期に分けられる。第1小期は門東側のSF202 c築地塀跡と西側のSF1556 d築地塀跡、第2小期は門東側のSF202 d築地塀跡と西側のSF1556 e

築地堀跡を中心とした遺構群で構成され、南門は両小期を通じてC期に造営されたSB201 Bが継続して維持されたと考えられる。

遺物は主に築地堀崩壊土から出土した瓦類が中心で、築地堀との詳細な関係を限定できないものの、SF202 c・1556 e以降の崩壊土層には第IV期の平瓦ⅡC類が2割以上含まれる。

この他に遺物の出土量が多い遺構は、第1小期のSD2728溝と第2小期のSF1556 eの本体瓦積である。SD2728溝からは軒平瓦、道具瓦、丸・平瓦が合計127点出土しており、この中には平瓦ⅡC類が3点含まれる。SF1556 eでは本体の瓦積に使われた軒平瓦、丸・平瓦を合計92点取り上げており、同様に平瓦ⅡC類が2点認められた。いずれからも量は少ないが第IV期の瓦が出土している。

これらのことから、D期の年代は大枠で第IV期と捉えられ、第1小期の築地堀補修（SF202 c・1556 d）が積土の上部を大きく削り取って積み直した大規模なもので広範囲にわたって行われていることは、第IV期の契機となる貞観11年（869）の陸奥国大地震からの復興との関連性が窺われる。また、築地堀北側の窪地に残存する灰白色火山灰（To-a）を含む基本層序第IV層は、築地堀崩壊土の裾を覆って堆積し、これより上層に築地堀崩壊土が認められないことから、灰白色火山灰が降下した10世紀前葉頃には築地堀の目立った補修は行われていない。

iii. 帰属期が不明な遺構

ここでは、外郭南門と南辺築地堀の周辺に位置し、重複関係や配置などからは遺構期を限定できない個別の遺構について、出土遺物等から遺構期を検討する。

まず、SX2748削り出し面の北東隅に設けられたSD2729・2730溝については、削り出し面の排水施設と考えられるが、その所属期は判然としない。配置をみると、SD2729の東西溝は第Ⅲ期（C期）のSF202 b築地堀跡に伴うSX3245嵩上げ整地層と完全に重なる位置にあり、SD2730の東西溝はSX3245の南裾を伸びるとみられる。両溝とSX3245の重複関係は捉えられなかったが、位置関係を重視すれば、SD2729は削り出し面に最初に設けられた第Ⅱ期（B期）の側溝で、SD2730は第Ⅲ期に築地堀の補修に伴って設置された側溝の可能性が高いと思われる。SD2729の堆積土から第IV期の平瓦ⅡC類の破片が3点出土している点に矛盾があるが、これらは南北溝の南部で溝幅が広がる部分の上層から出土しており、南北溝が削り出しの壁際に沿って位置することから新しい遺物の混入と考えておく。

それ以外の遺構は、出土遺物の特徴から以下の①～④に大別される。

① 出土遺物に第IV期の瓦を含まない遺構

SK1554・2725土壌が該当し、瓦類は出土しているが第IV期のものを含まない。SK1554からはロクロ整形で底部が回転系切り無調整の土師器坏が出土しており、SK2725はSF202 a築地堀跡より新しい。いずれも第Ⅲ期の遺構の可能性はある。

② 出土遺物に第IV期の瓦を含み、須恵系土器が含まれない遺構

SK1553・2717・2719・2732・3256土壌、SD2667・2668・2673溝が該当し、主に第IV期の平瓦ⅡC類を含むことから第IV期以降の遺構である。SK1553・2717・2719・2732からは土器類も出土しており、ロクロ土師器や須恵器の小破片は含まれるが、須恵系土器は含まれて

いない。これらの土壌については、須恵系土器を含まないことから基本的には9世紀代の遺構で、南門地区D期の第1・2小期に収まると考えられる。

また、SK2718 土壌は底面および床面が焼けたSK2719に酷似する小土壌で、両者の位置が4.5m程しか離れていないことも踏まえてSK2719と同時期のものと考えておく。

③ 出土遺物に第IV期の瓦および須恵系土器を含む遺構

9世紀後葉
以降の遺構

SK1550・2724・2731 土壌が該当する9世紀後葉以降の遺構で、南門地区D期の第2小期の終末以降のものと考えられる。SK1550 土壌からは10世紀前半頃の灰釉陶器壺または皿が出土している。

④ 遺物が出土していない遺構

SA1564 柱穴、SK1563・2718 土壌、SD1545 溝からは遺物が出土していない。SA1564はSX3254 盛土より新しく、SK1554 土壌より古いことから第II期もしくは第III期、SK1563はSK1547 土壌より新しいことから第III期以降とみられる。SD1545 溝は堆積土の特徴が基本層序の第II層と類似し、近世以降である可能性がある。

(3) 外郭南門の構築工程と推定規模

A～Dの遺構期は、順に政庁跡遺構期の第I～IV期にほぼ対応することが判明した。しかし、第II期の遺構は当該期の外郭南門造営に関わって複雑な重複関係にある。また、検出した各門(SB2776、SB201 A・B)の規模も不明な点が多い。外郭南門と南辺築地塀の変遷について解釈を示す前に、これらの構築工程、特に第II期南門の構築工程を整理・考察し、推定される規模や構造についても説明を加える。

i. 第I期南門_SB2776 (図版143)

配 置

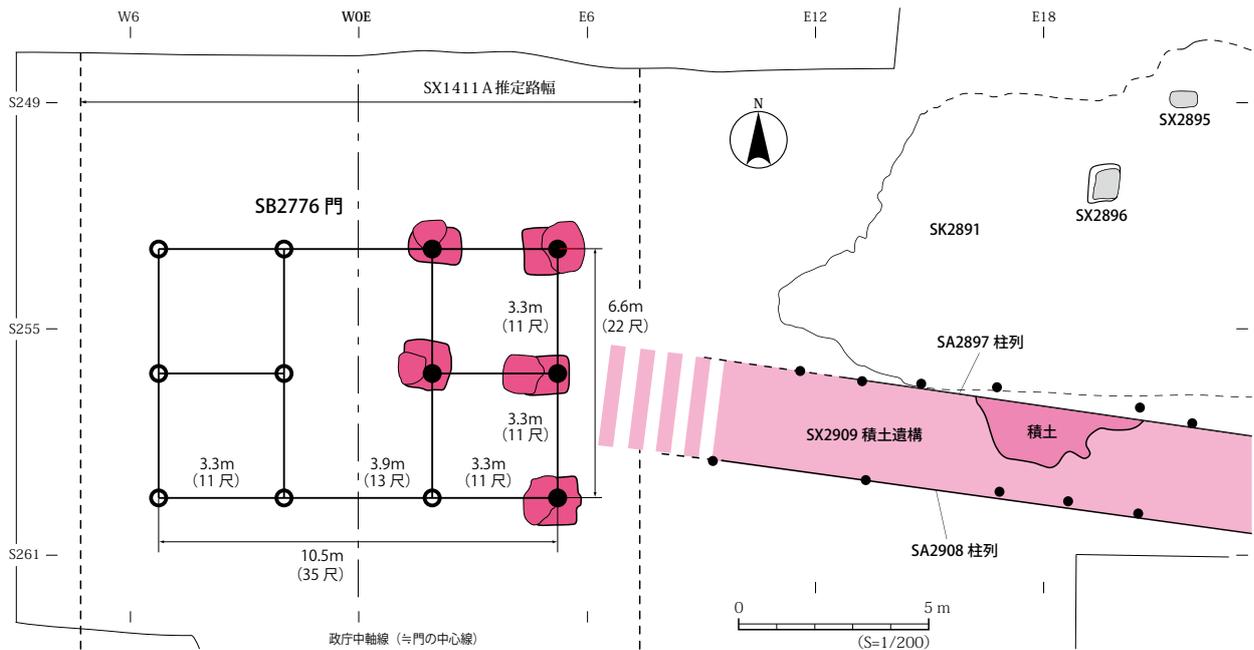
SB2776 門跡は掘立式の八脚門で、第I期の外郭南門である。SX1411 A道路跡上に位置し、方向を政庁中軸線と揃え、その線上に中心を置く門とみられる。西側が本建物より新しい遺構で壊され、遺構面も著しく削平されているため、門の基壇等は検出されていない。

規 模

規模は、東半の柱穴5個しか残存しないことから明確ではないが、桁行脇間と梁間は約3.3m(11尺)で、梁行総長は6.6m(22尺)である。ここで、多賀城跡の主要な門の規模と桁行柱間の関係を示した第16表(第139図)をみると、門の桁行中央間は各期を通じて一定となる傾向がみられる。これに倣うと、SB2776の桁行中央間は第III期のSB201 B門跡の値から約3.9m(13尺)に復元でき、桁行総長は約10.5m(35尺)となる。検出した東妻の柱列を政庁中軸線で折り返して西妻とみた場合の桁行総長も概ね10.5mで一致し、妥当な規模と考えられる。

上 部 構 造

門の上部構造や基壇について詳細は不明であるが、周辺の堆積層や表土から二重弧文軒平瓦511や平瓦I A類を中心とした第I期の瓦が比較的多く出土しており(『年報2003・2007・2014』)、屋根は瓦葺であったと考えられる。なお、出土した瓦には平瓦I C類のa・bタイプや平瓦I A類を使用した隅切瓦もみられる。接続する区画施設は、丘陵部では判然としないが、築地塀の可能性がある幅2.1m前後の積土遺構を検出しており、低湿地部では材木塀であることが判明している。SX2909 積土遺構の方向は東西の発掘基準線に対し東で南へ7°振れ、その延



図版 143 第Ⅰ期南門_SB2776 門跡の推定規模

長線はSB2776のほぼ東妻中央に斜めに取り付く。

ii. 第Ⅱ期南門_SB201 A

(a) 構築工程

SB201 A 門跡は礎石式の八脚門とみられ、第Ⅱ期の外郭南門である。その造営に関わって複雑に遺構が重複しているが、これらの遺構の重複関係は門・築地塀の構築工程の中で理解される。

【構築工程 1_ 築地塀の位置出し】(図版 144・145)

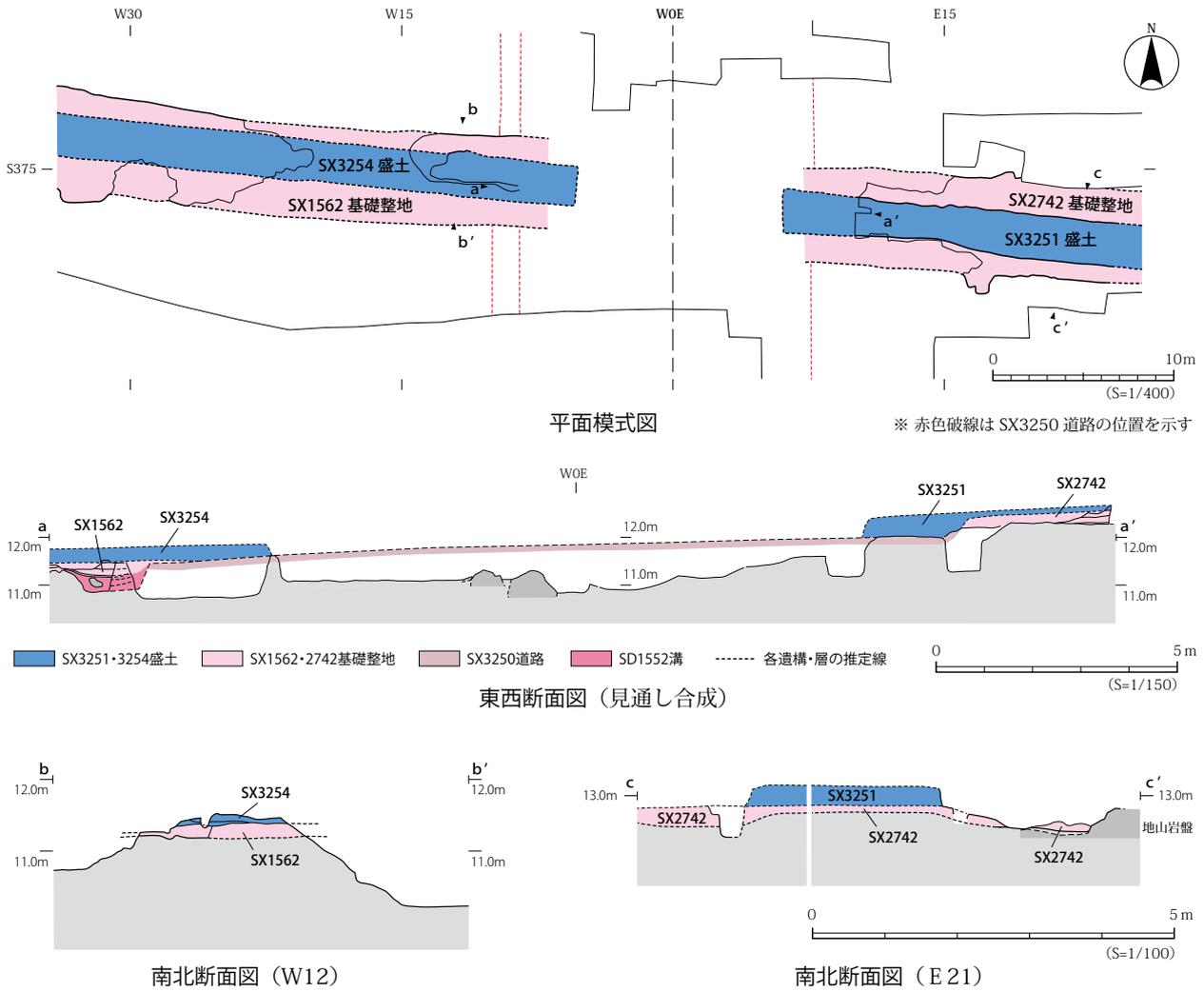
築地塀の構築に先行して、その長軸方向に幅 6.0～7.5 m の削り出しを行い、上面を整地で平坦にする基礎地業 (SX1562・2742) が行われている。また、この基礎整地上には幅 1.7～2.6 m、厚さ 5～30cm の盛土 (SX3251・3254) が認められ、基礎整地の長軸方向に沿って中央部を帯状に伸びる。この盛土について従来は築地塀本体 (SF202 a) の一部と考えてきたが (『年報 1970・1985・2002』)、直上の本体に比べて土層の締まりが弱く、土色も異なり、明瞭な版築や積み手の違いが認められないこと、添柱穴もしくは足場穴の可能性のある柱穴 (図版 63 の p 1～12) より古いとみられること、本体の築成以前に盛土の南北両脇が整地層 (SX3243) で埋められていることなどから、盛土高は低く、その性格として築地塀の位置出しをしたものの可能性が考えられる。

SX3251 が SF202 a とは別時期の築地塀積土である可能性は残るが、最初の築地塀全体を基底面近くまで削り取って新たに本体を積み直すとは考え難く、崩壊土や削平した際の土も全く確認できない。政庁跡では、第Ⅲ期の南辺築地塀を構築する際に第Ⅱ期のものを基底面近くまで削る例がみられるが、削平土は南面に整地し、大きな移動はしていない (『本文編』・『補遺編』)。

このように門の造営に先行して築地塀の基礎整地を行う類例として仙台市陸奥国分寺東門跡がある (仙台市教委：1981)。陸奥国分寺東門の基壇は、先に構築した東辺の築地基礎を利用

基礎地業
と盛土

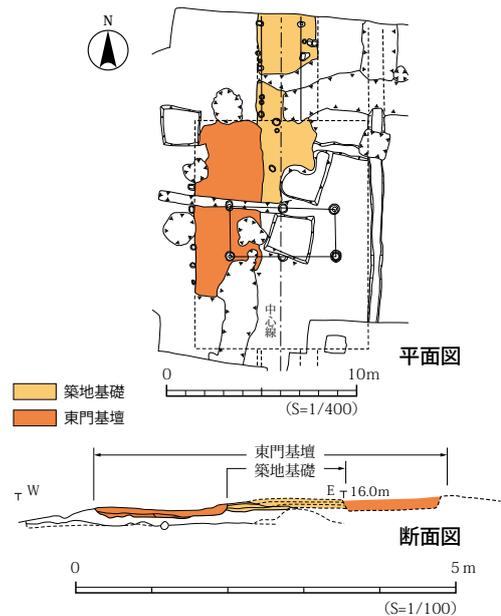
陸奥国分寺の
東門と築地塀



図版 144 第II期南門構築工程1_築地塀の位置出し

築地堀の
位置出し

して基壇中央部とし、その両側に掘込地業・積土を行って張り出させるかたちで基壇を築く工法がとられており(図版145)、主要堂塔との造営の手順や門の位置について検討する上で重要な要素と考えられている(長島:2017)。多賀城南門ではSX3251・3254盛土と門の掘込地業(SX205)の前後関係は捉えていないが、SX205の東西辺がSX3251・3254の延長線上を「コ」字形に掘り残す形状をとることから、盛土が先に行われたと理解される。両者はいずれも8世紀中頃に造営された門と考えられ、その構築に先行して築地塀の基礎整地をしており、多賀城では位置出しが行われているとみられる。



※ 仙台市文化財調査報告書第27集「史跡陸奥国分寺跡 昭和55年度環境整備予備調査概報 東門跡」の第4・6図を一部改変して掲載

図版 145 陸奥国分寺東門基壇・築地基礎

門より東側のSX3251盛土は良好に残存する。直上にSF202 a築地塀本体が載っており、盛土の状況
 体版築の際に盛土の整形が行われたと考えられる。SX3254盛土はSX3251の延長上に位置し、
 門西側に僅かに残る。外郭南辺の築地塀下では同様の盛土と思われる層が他の地点^(註9)でも確
 認されているが、外郭東・西・北辺では未検出である。

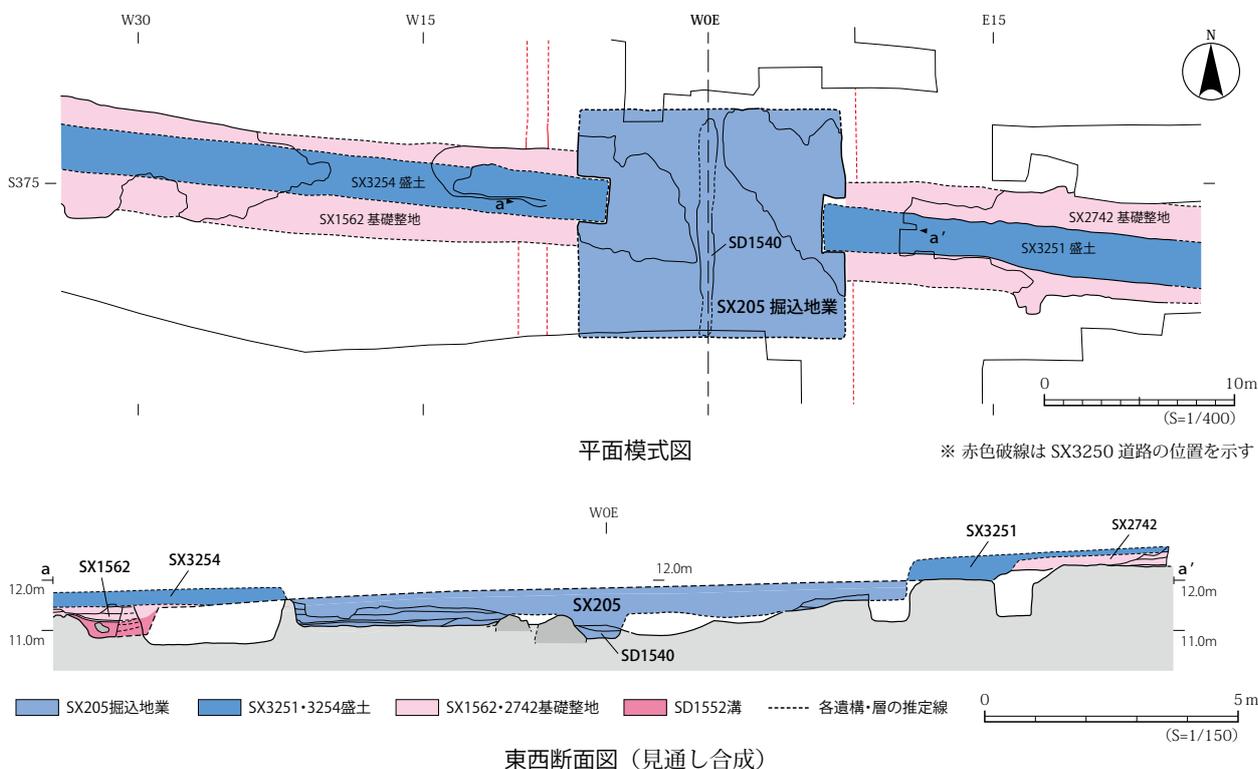
【構築工程2_最初の掘込地業】 (図版146・147)

門造営に伴う基礎地業であるSX205掘込地業(総地業)が行われる。掘込地業は、中央が溝 SX205
 状に一段深く(SD1540)、この溝を軸として東西ほぼ対称となる平面形を呈する。規模は東西
 14.1m、南北10.4m以上で、深さは最も深い南西部で0.5mある。中央の溝は政庁中軸線上に
 あり、壁の立ち上がりが明瞭な東西辺の方向もこれと一致する。政庁中軸線を基準に掘込地業が
 行われており、門本体の造営計画もこれに準じていると考えられる。

SX205掘込地業の東西辺には、それぞれ内側に「コ」字形に掘り残された部分が認められる。
 それらは政庁中軸線でみて対称な位置になく、南北に1m程ずれてSX3251・3254盛土の延長
 線上に位置する。先に行った盛土部分を避けて掘込地業を行った結果と考えられる。

陸奥国分寺東門の事例から地業の及ばない範囲は盛土位置を反映していると理解され、多賀城 掘込地業と
 ではその範囲が途切れている。途切れた間には第I期南門(SB2776)の推定規模と同規模の門 門の規模
 がかるうじて収まり、掘込地業との位置関係も問題はない(図版147)。

なお、SX3251・3254やSX205は第I期と同規模・方向の門の造営計画に則って行われてい
 ると考えられるが^(註10)、築地塀構築の予定位置(掘り残し部)が対称な位置にないため、西側



図版146 第II期南門構築工程2_最初の掘込地業

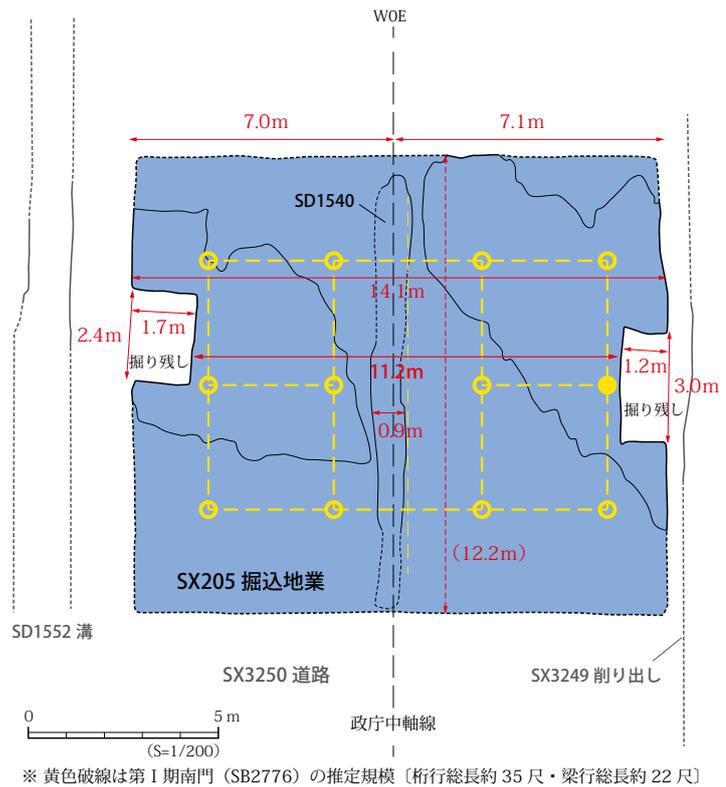
築地塀は門西妻中央には取り付かず、完成した門も道路の中央に位置しないなどやや不自然な点が見受けられる。

【構築工程 3_ 通路の確保と門の位置出し、西側築地塀の計画変更】

(図版 148・149)

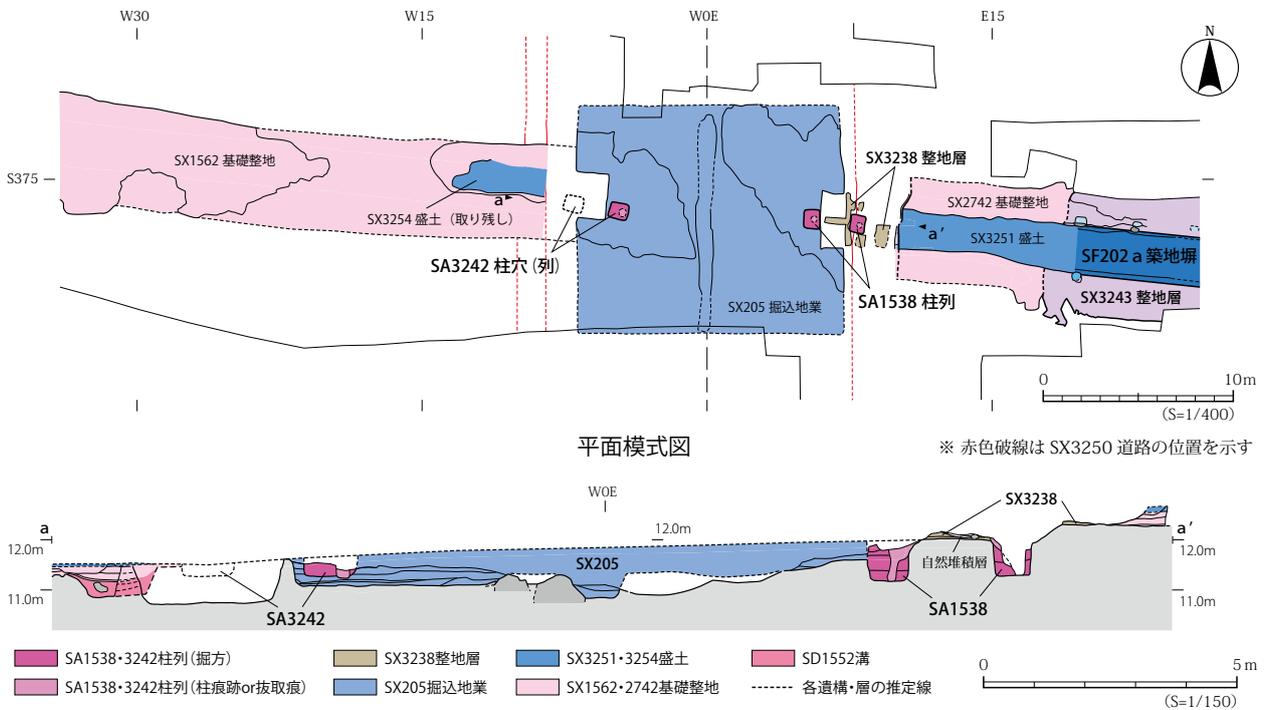
SA1538・3242

SX205 掘込地業東側の SX3251 盛土と SX2742 基礎整地が地山面まで削り取られ、SA1538 柱列と SA3242 柱穴が立てられている。削り取りの東西幅は約 2.8 m (SX205 東辺の掘り残し部を含めると約 4.0 m) で、この削り取りによって SX205 の東側は概ね平坦となり、門造営中の通路や作業空間が確保された可能性がある。対称となる西側でも盛土・基礎整地の削り取りは行われたと推定されるが、その後の SX1551 掘込地業によって失われ、痕跡は残存し



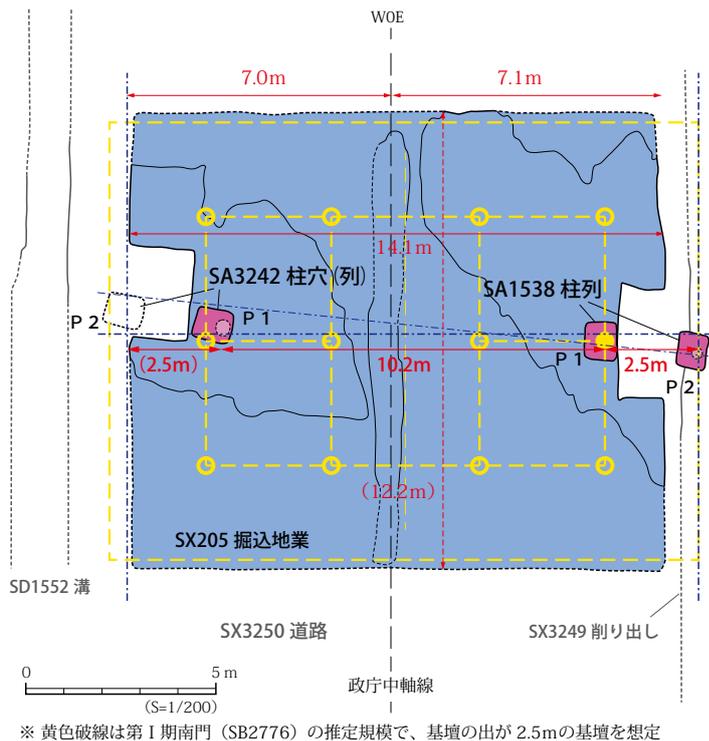
図版 147 SX205 掘込地業平面模式図

り残し部を含めると約 4.0 m) で、この削り取りによって SX205 の東側は概ね平坦となり、門造営中の通路や作業空間が確保された可能性がある。対称となる西側でも盛土・基礎整地の削り取りは行われたと推定されるが、その後の SX1551 掘込地業によって失われ、痕跡は残存し



東西断面図 (見通し合成)

図版 148 第 II 期南門構築工程 3_ 通路の確保と門の位置出し、西側築地塀の計画変更



図版 149 SA1538・3242 柱列、SX205 平面模式図

存在し、対となる柱列と推測される。なお、両柱列が繋がって一つの遮蔽施設となる可能性もあるが、間を繋ぐ柱穴が全く検出されなかったこと、両柱列の柱筋が揃わないこと、SA3242の柱穴の深さが浅いこと（約25cm）などから、可能性は低い。

そこで柱穴の配置に注目すると、双方のP1の柱間隔は10.2mで概ね第I期南門の桁行総長と等しく、P2の柱はSX205の東西両端近くに位置している。このことから、P1は南門棟通りの両妻、P2は基壇の東西幅の位置出しの柱穴の可能性がある。また、SA3242がSX205西辺の掘り残し部南端に配置されていることから、西側築地塀の位置修正が必要になったと想定される。SX3254盛土がほとんど残らず、それに沿った寄柱・添柱などの柱穴も検出されない状況は、この位置で築成された築地塀がないことを示すもので、盛土もこの段階に除去されたと考えられる。

【構築工程4_掘込地業の追加】(図版150・151)

SX205掘込地業西辺の「コ」字形掘り残し部に組み合うかたちで「凸」形のSX1551掘込地業が追加されている。それによって、SX205・1551掘込地業全体の範囲は西側へ約1.7m広がり、その中心も政庁中軸線から約0.7m西へずれる。また、ずれた中心はSX3250道路跡の中心（東側削り出し下端と西側溝中心でみた場合）と一致し、拡張によって地業の範囲がほぼ道路幅に合わせられ、位置が道路中央に移動したことになる（図版151）。

SX205・1551はSB201門跡下の全体に広がる総地業である。他に城内で掘り込みの総地業が確認されている建物は外郭東門のみである（『年報1988』）。第II期東門のSB1762礎石式八脚門跡の掘込地業範囲は基壇部分を中心とし、掘込地業と基壇端部の関係が把握できる北辺ではその位置が一致している^(註11)。注目されるものとして、第II期政庁のSB1150Z東脇殿跡に伴

ない。なお、削り取り面の直上には部分的にSX3238整地層が残り、その上に自然堆積の薄層が認められ、SA1538の柱はSX3238上部から抜かれている。整地層と柱列の前後関係を明確にできないものの、この段階で門部分の工事に休止期間があったと考えられる。

SA1538・3242は、柱穴底面の標高値が11.2～11.3mでほぼ揃い、両者のP1は政庁中軸線でみてほぼ対称な位置にあることから、SA3242にもP2が

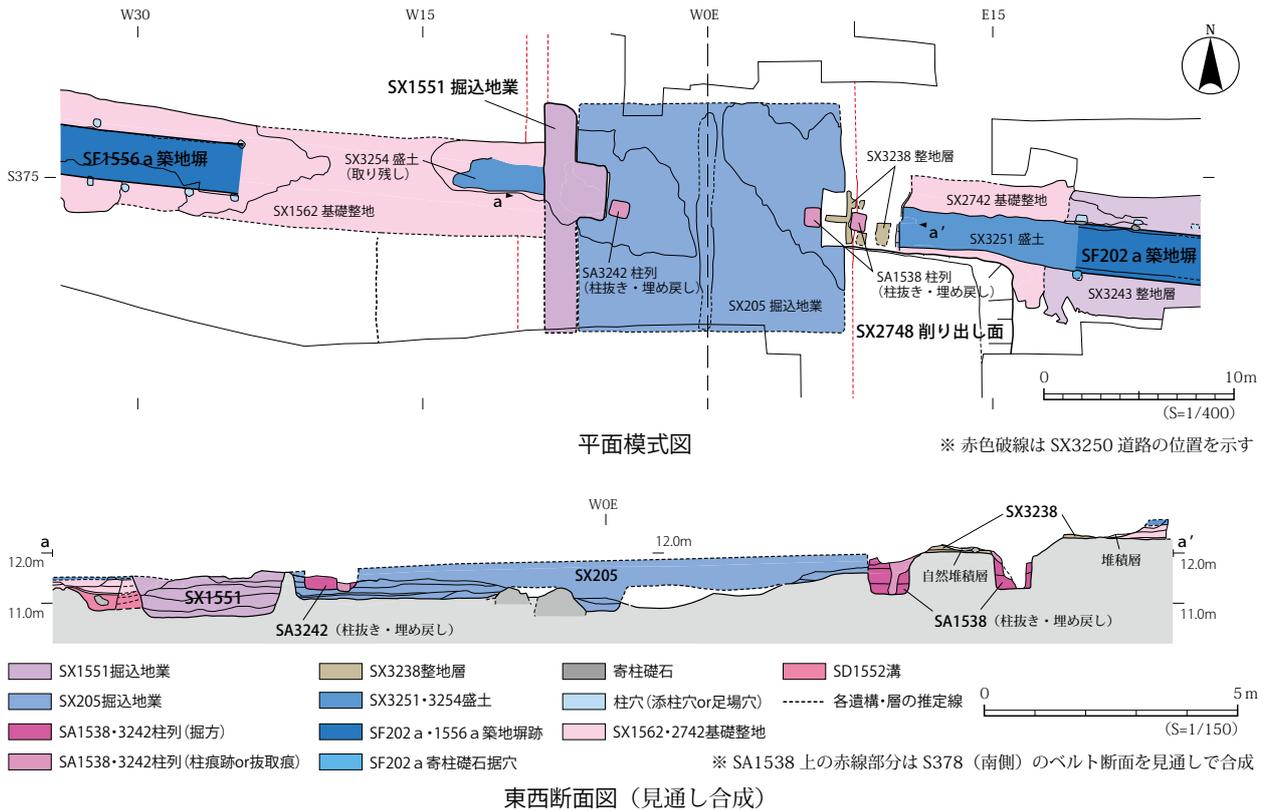
自然堆積層

柱列の性格

門の位置出し

SX1551の追加

総掘込地業と基壇

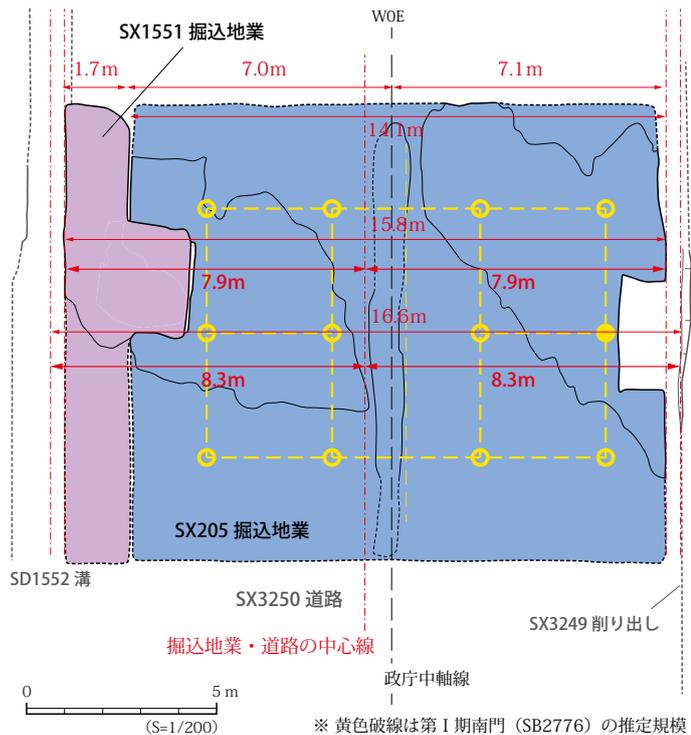


図版 150 第 II 期南門構築工程 4 _ 掘込地業の追加

う掘込地業も総地業の可能性があり(『補遺編』)、その東辺と焼面の位置関係をみると地業縁辺から若干内側に入った位置に基壇の縁辺が想定される。事例は少ないが、総掘込地業を伴う建物は礎石式であり、その範囲は概ね築成される基壇の範囲を反映している。このことは総掘込地業を伴う建物の全国的な傾向とも一致する(奈良文化財研究所:2003)。

計画の変更

以上から、SX1551 は門の造営基準を政庁中軸線から道路の中心へ変更した結果、必要となって追加された掘込地業と考えられる。一方、門の東西両側では築地塀の版築も進んでいたとみられ、西側築地塀(SF1556 a)はSX3254 盛土を削り取った後に、1 m程南に構築されることになる。門東側の築地塀南面では、築地塀の版築に先立ってSX2748 削り出し面



図版 151 SX205・1551 掘込地業、SX3250 道路跡平面模式図

がSX2742基礎整地上から地山を削り出すかたちで造出されており、この部分の築地塀寄柱礎石(図版63の寄柱礎石7・8)は削り出し面北端に犬走り状の整地(SX3244)をして据えられている。

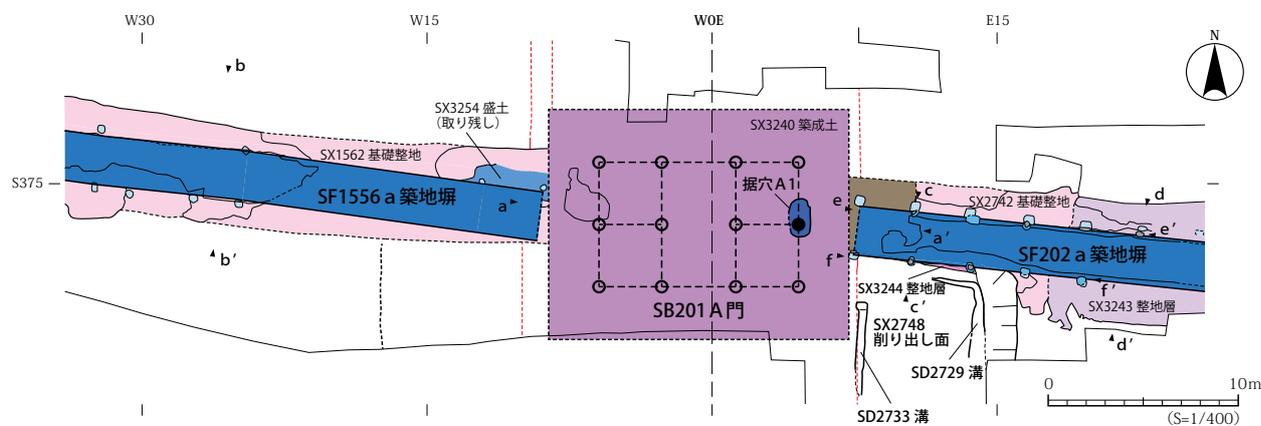
ところで、SX1551はSX205西辺の凹みに沿って掘り込まれており、SX205の平面形状が識別できる状態でなければ、このような掘り込みを行うことは難しい。この部分では、前工程でSX205西側のSX3254盛土・SX1562基礎整地が地山面まで削り取られているとみられ、SX205の形状を見分けることが可能であったと考えられる(註12)。

【構築工程5_基壇築成と礎石の据え付け、築地塀の構築】(図版152・153・154)

《基壇築成と礎石の据え付け》

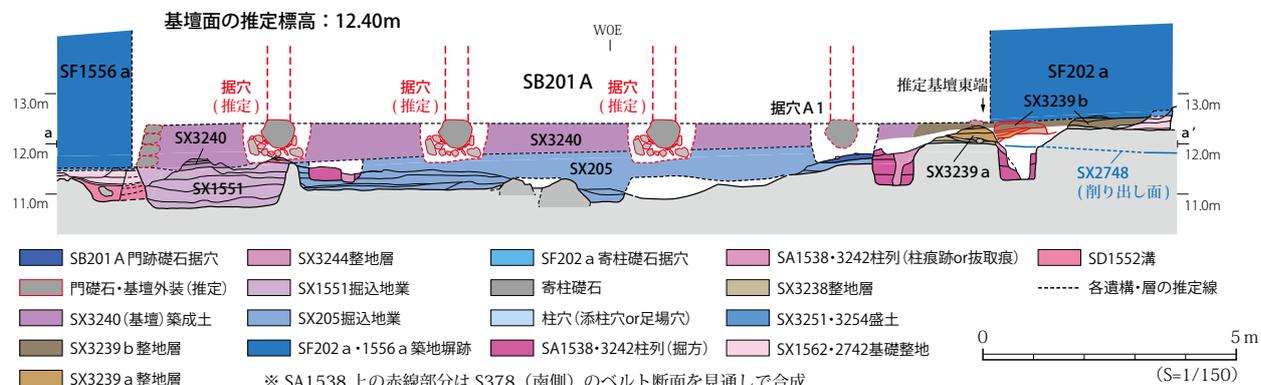
SX205・1551掘込地業上に基壇が築成され、門の礎石が据えられる。基壇積土(SX3240)は西部中央に若干残存するのみであるが、その規模は地業範囲に概ね等しいと考えられる。礎石はすべて失われており、検出した据穴は東妻で棟通りにあたる1箇所(据穴A1)のみである。この据穴の東西中心線とSF202a築地塀の中心線が交わる点に柱位置を設定し、第I期南門(SB2776)の推定規模と同規模の門を置くと、据穴A1から掘込地業東端までの距離と西妻から西端までの距離が一致し、門は基壇の東西中央(SX3250道路跡の中央)に位置する。従って、推定規模は妥当と考える。なお、この段階にSX205東側の削り取りを行った部分(SX3238の上部)もSX3239a整地層で埋め戻され、SX2742基礎整地と上面を合わせるかたちでSX3239

据穴の位置と
基壇規模



平面模式図

※ 赤色破線はSX3250道路の位置を示す



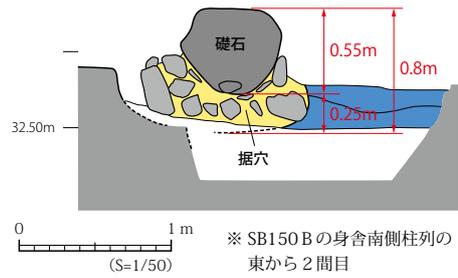
東西断面図(見通し合成)

図版152 第II期南門構築工程5_基壇築成と礎石の据え付け

bで整地されており、SX3239 bはSX3240 基壇築成土と一連の可能性はある。

基壇高の推定

ここで、SB201 A門跡の基壇高について現存するSB150 B政庁正殿跡の礎石と据穴を使って復元を試みる(図版153、『年報2012』)。据穴A1の底面から0.8 m上に礎石の上端(標高12.5 m)を設定し、西部の基壇築成土下面と東脇築地塀の基底面を比較



図版 153 政庁正殿跡の礎石と据穴

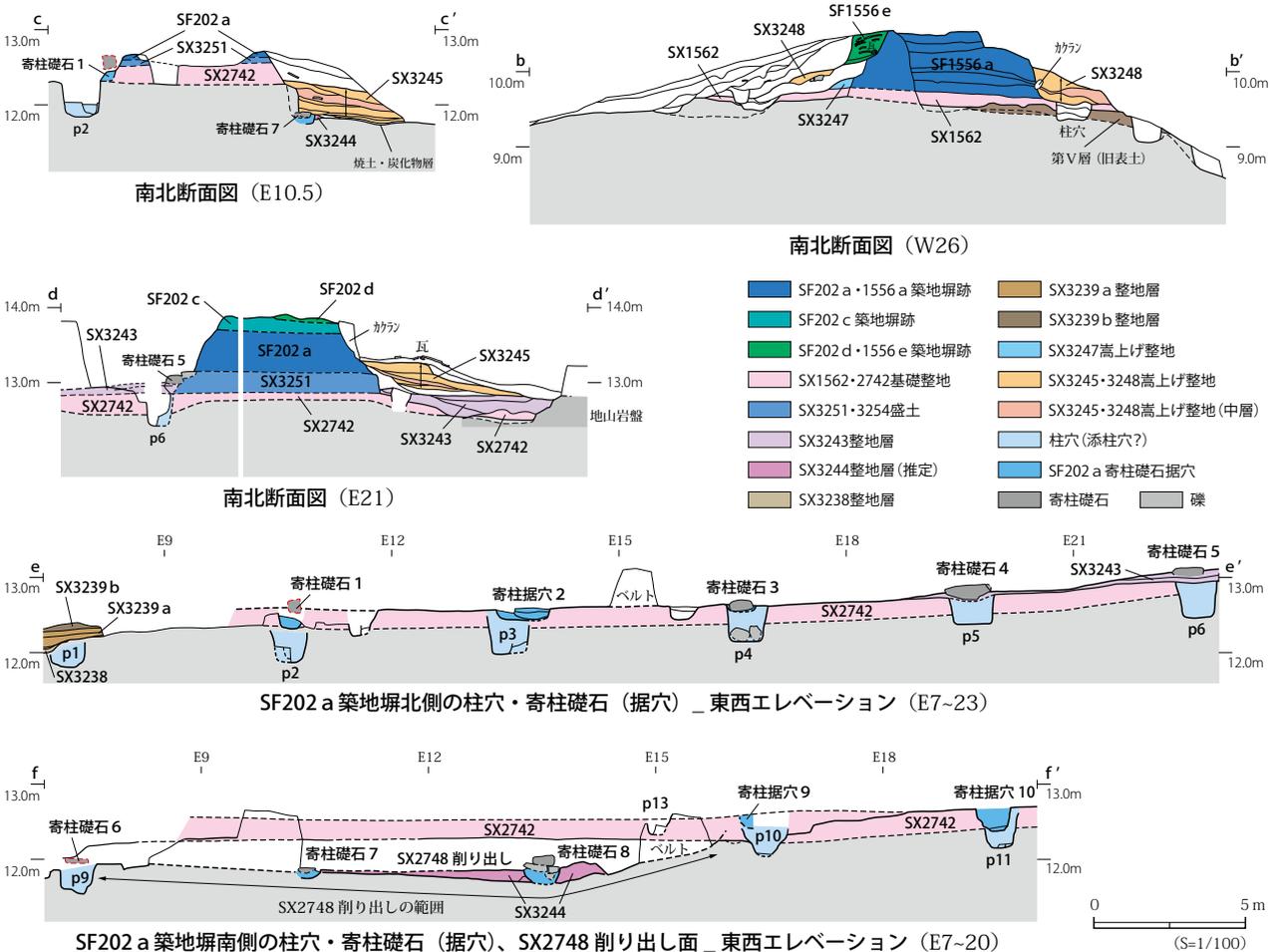
した結果、基壇面の推定標高は12.4 mで、棟通りで見ると東肩は築地塀基礎とほぼ平坦、西肩は築地塀基礎より約0.8 m高くなる(図版152の断面模式図)。このことから、門東前面の削り出し(SX2748)は、東側基壇高の確保と西側へ傾斜する斜面に築成された門両脇のSF202 a・1556 a築地塀跡の基底位置を視覚的に揃えるために行われたと考えられる。

《築地塀の構築》

SB201 Aに取り付く外郭南辺築地塀は、東側ではSF202 a築地塀跡、西側ではSF1556 a築地塀跡となり、いずれも上面を平坦に整える基礎整地を施した後に本体が積まれたもので、基底幅は約2.6 mである。

SF202 a

SF202 aは位置出しのSX3251 盛土を整形し、その直上に版築しており、両者の間に間層は



図版 154 第II期外郭南辺築地塀(SF202 a・1556 a)とSX2748 削り出し面

認められない。方向は発掘基準線に対し東で南へ約6°振れており、残存高は最大で0.8 m程である。SF202 aの構築に際しては、E 18より東側では本体南北両側にSX3243 整地層が付加されている。SX3243は、SX2742 基礎整地後も溝状の窪地が残っていた場所を埋めて平らにする整地と考えられる。寄柱（須柱）は礎石建ちで、南北一对の礎石（図版63・69の礎石・据穴1～16）をSX2742もしくはSX3243 上面（SX2748 削り出し部分ではSX3244 整地層の上面）で確認しており、桁行方向の柱間は約3.0 m等間である。

また、この寄柱礎石（据穴）とほぼ重なる位置で、若干外側にずれて直線上に並び、南北で対となる柱穴（図版63のp 1～12）を検出し、築地構築時の堰板を外側から押さえた添柱穴と考えている^{（註13）}。柱穴の掘り込みはSX2742 上面からで、その抜取穴はSX2742またはSX3243の上面から掘り込まれたと考えられる。この柱穴については、SX3251をSX2742上に載る一段階古い築地塀と仮定し、それに伴う寄柱穴もしくは添柱穴となる可能性も検討したが、その場合には補修時の整地となるSX3243の上面が抜取穴の掘り込み面であることから、古い築地塀の添柱穴とはなり得ず、寄柱穴と考えることも難しいと判断した。

SF1556 aは基礎整地（SX1562）上に直接版築されている。位置出しを行った痕跡（築地塀版築前の盛土）は認められない。方向は、発掘基準線に対し東で南へ8～11°振れて門脇から丘陵末端まで曲線的に延び、そこから西の低湿地部（第8・20次調査区）では東側と同様に東で約6°南へ振れて直線的に伸びる。残存高は最大で0.9 m程である。添柱穴と考えられる柱穴（図版83・85のp 51～63）は本体南北両側の対となる位置にあり、桁行方向の柱間は2.4～3.3 mである。本体北側は上部の整地・堆積層を面的に掘り下げておらず、南側は削平が著しいため寄柱礎石の有無は確認できていない。

なお、南門東西の築地塀では、添柱穴と考えられる柱穴の列が基壇両脇で止まり、SB201 Aの両妻までは伸びていない。築地塀が基壇上に登っていたか、基壇の両脇で止まっていたかは不明である。

（b）造営の中断と設計変更

第Ⅱ期南門の構築工程を整理・考察すると、造営途中に南門の位置を西へずらし、西側築地塀の取り付けを修正する設計変更があり、その際に自然堆積の薄層が形成される程度の工事の中断があったと考えられる。管見では、そうした遺構の類例を見出せなかったが、藤原宮・京跡の調査では、宮の造営に先行する条坊道路の存在が指摘されており（寺崎：2002）、宮・京の造営過程が単純ではなかったことが窺われる。

また、保延2年（1136）に鳥羽上皇の発願により建立された勝光明院に関する『長秋記』の記事も興味深い。勝光明院の阿弥陀堂の造営途中で、上棟後に鳥羽上皇から二階を7寸切り縮めよ、との指示が出されたもので、古代には現代のような詳細な設計図はなく、現場施工の段階で手直ししながらデザインを決めていくことが珍しくはなかったことが指摘されている（西：1980）。

多賀城では、第Ⅱ期の改修は天平13年～天平神護3年（741～767）の間とみているが（『本文編』）、軒瓦における陸奥国分寺創建瓦との同范関係や構築工程1における国分寺東門との類似

添 柱 穴

SF1556 a

中断と設計変更

藤原宮・京跡

『長秋記』

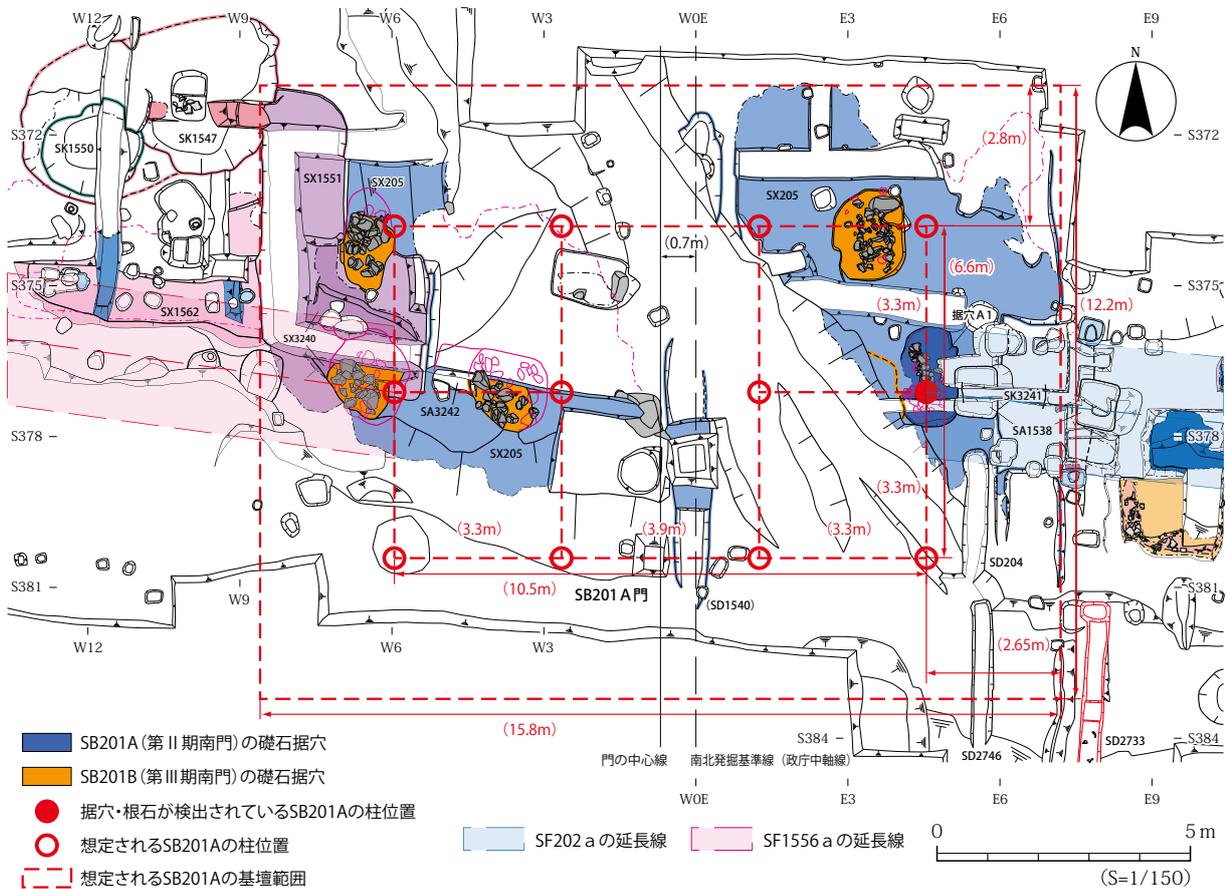
第Ⅱ期造営
に係わる文献

からみると、天平 18 年から陸奥介・守を歴任し、天平の産金や国分寺の創建に係わった佐伯全成の下で始められ、天平宝字元年（757）の橘奈良麻呂の変による全成の失脚と藤原朝獺の陸奥守就任を経て朝獺による完成をみる余地がある。この国守交替は朝獺の父の藤原仲麻呂が全成を政権の奪取を目論む奈良麻呂派として処分し、国守に朝獺を据えて陸奥国の実権を掌握したもので、政変による交替である（付記参照）。全成の処分の際には国守としての職務にも厳しい査察が考えられ、南門の造営中断、設計変更の可能性が見出される。

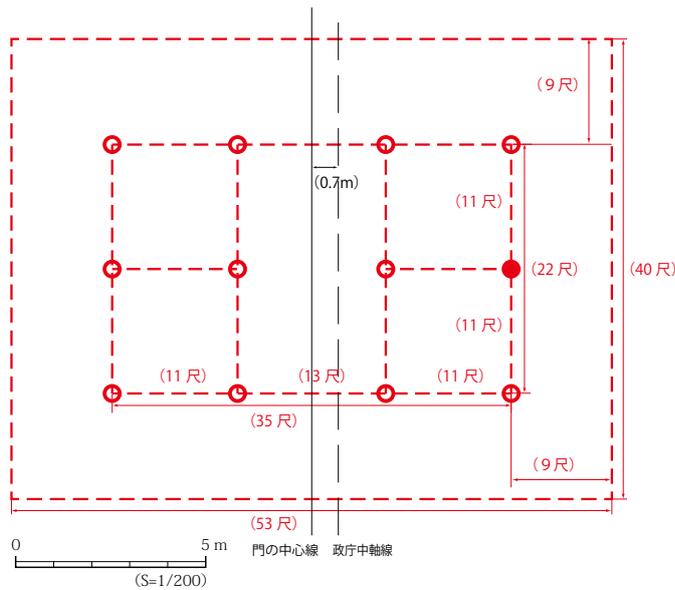
（c） 推定規模と上部構造

SB201 A 門の推定規模 ここでは、構築工程を踏まえて推定規模について述べるとともに、上部構造についても検討しておきたい。第Ⅱ期南門（SB201 A）の推定規模は、桁行総長約 10.5 m（35 尺）で、柱間は中央間が約 3.9 m（13 尺）、両脇間が約 3.3 m（11 尺）、梁行総長は約 6.6 m（22 尺）で、柱間は約 3.3 m（11 尺）等間となる。この場合、門の中心は政庁中軸線から西へ 0.7 m ずれている。

基壇の推定規模 基壇の平面規模は、東西幅が 15.8 m（53 尺）、南北幅が 12.2 m（40 尺）と推定され、基壇の出は北側柱列から 2.8 m、東妻から 2.65 m と若干異なった値で復元されるが、各側柱列からの基壇の出は概ね等しかつたとみて 9 尺としておきたい。基壇面の推定標高は 12.4 m（推定の礎石天端標高は 12.5 m）で、棟通りでみると東肩は築地塀基礎とほぼ平坦、西肩は築地塀基礎より約 0.8 m 高くなる。基壇外装や階段位置は不明であるが、第Ⅱ期政庁正殿跡では乱石積基壇が確認されている（『本文編』）。



図版 155 第Ⅱ期南門_SB201 A 門跡の推定規模



図版 156 SB201 A 門跡の推定規模 (尺)

門の上部構造について検討すると、SB201 A の桁行脇間と梁行柱間が同寸法であることから単層門や楼門、二重門などの門形式が考えられる^(註14)。また、側柱列からの基壇の出が平側と妻側で同寸法であることから寄棟造もしくは入母屋造の蓋然性が高いとみられ、このことは門周辺から隅切瓦が出土していることとも符合する。城柵では、外郭と政庁の門を比較すると、外郭の方が相対的に格式が高く、規模も大きくなる傾向がみられることが指摘されており(坂井:2010・村田:2010 など)、奈良・平安時代の寺院や宮城などにおいても同様の傾向が窺われる^(註15)。多賀城跡の第Ⅱ期政庁南門(SB101 B)が翼廊を伴い、翼廊の棟と門の妻の納まりを考慮すると、門にある程度の高さを必要とすることなどから楼門と推定されること^(註16)を踏まえれば、同時期の外郭南門はこれより格式の高い二重門であった可能性が想定される。

第Ⅱ期南門の所用瓦については次項で検討するが、門周辺からは第Ⅰ・Ⅱ期の軒丸・軒平瓦、鬼板、熨斗瓦、隅切瓦、丸・平瓦などの瓦類が多量に出土しており、屋根は総瓦葺とみられる。また、SK1547 土壙出土の軒平瓦(二重弧文 511、図版 53-3)1 点の顎面に赤色顔料が付着しており、建物は丹塗りの可能性がある。南門地区では、他に SF1556 e 築地塀本体の瓦積や門周辺の第Ⅱ層から赤色顔料が付着した軒平瓦 3 点が出土しており、そのうち 2 点(図版 90-2、図版 118-4)は第Ⅱ期の無文 641 である。

明確な金具類は出土していないが、頭部が直径 5 cm 前後の饅頭型(円形)を呈する角釘が南門周辺から 3 点(図版 80-5、図版 128-5・6)出土している^(註17)。時期は特定できないが、頭部の大きさから門扉の飾金具の可能性はある。なお、蛍光 X 線分析の結果、頭部に顔料の付着痕は認められていない。

iii. 第Ⅲ期南門 SB201 B (図版 157 ~ 159)

SK1547 土壙は焼土と第Ⅰ・Ⅱ期の瓦(約 2 割が焼瓦)を多量に含む土で埋め戻され、SK3241 土壙は第Ⅱ期門基壇の東縁部を削り込み、掘削後すぐに焼土を含む土で埋め戻されている。これらは火災の後片付けや基壇東縁部の削り取りを行った土壙と考えられ、その後に第Ⅲ期の礎石式八脚門(SB201 B)が構築される。SB201 B 門跡では、礎石は失われているが、その据穴を 5 箇所(B 1 ~ 5)で検出しており、すべての埋土に焼土が含まれる。門の規模は縮小し、桁行総長約 9.9 m (33 尺)で、柱間は中央間が約 3.9 m (13 尺)、両脇間が約 3.0 m (10 尺)、梁行総長は約 6.0 m (20 尺)で柱間は約 3.0 m (10 尺)等間となる。門の中心は政庁中軸線か

門の上部構造

屋根と丹塗り

金具類

SB201 B
門の規模

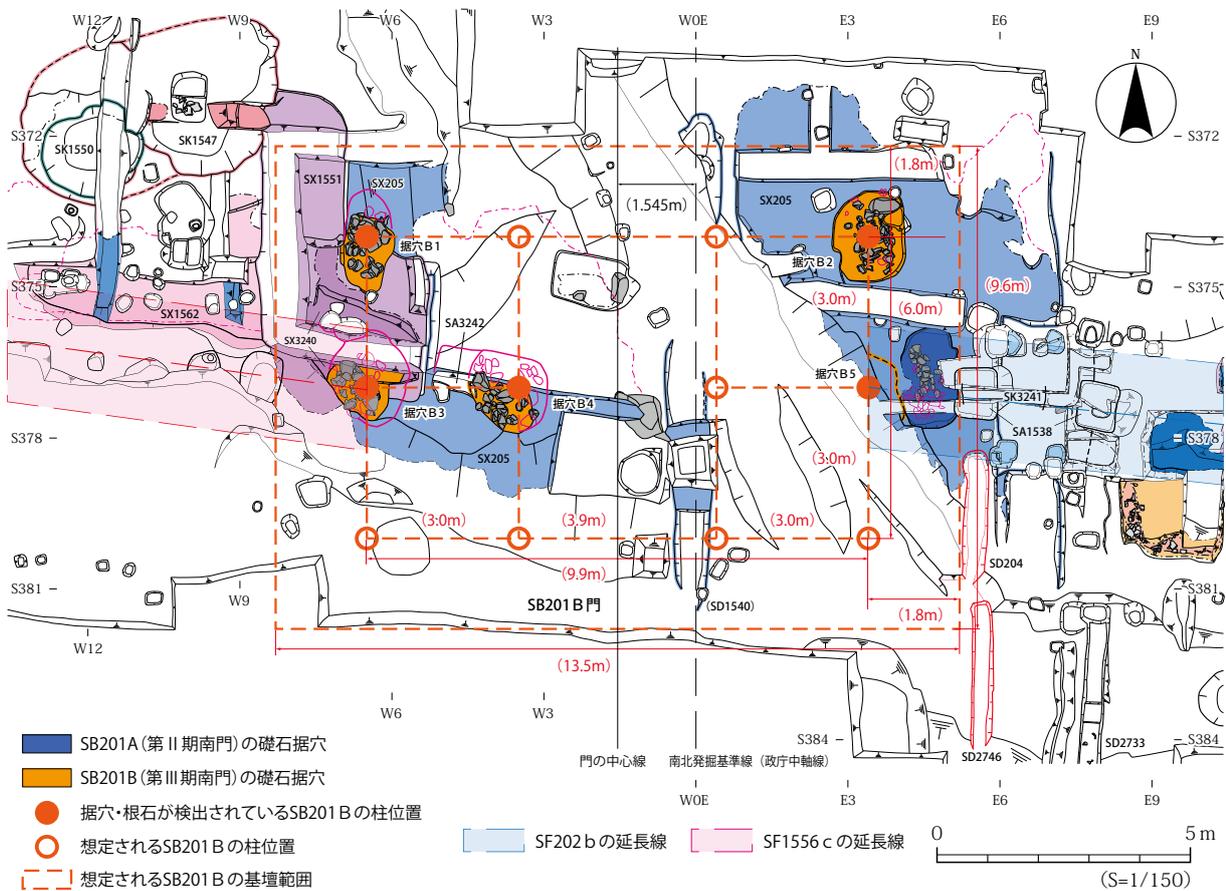
らさらに西へずれる（間隔 1.545 m）こととなるが、これは第Ⅲ期以降に城外の南北大路が主に西側へ拡張されることと符合する。

基壇の推定規模

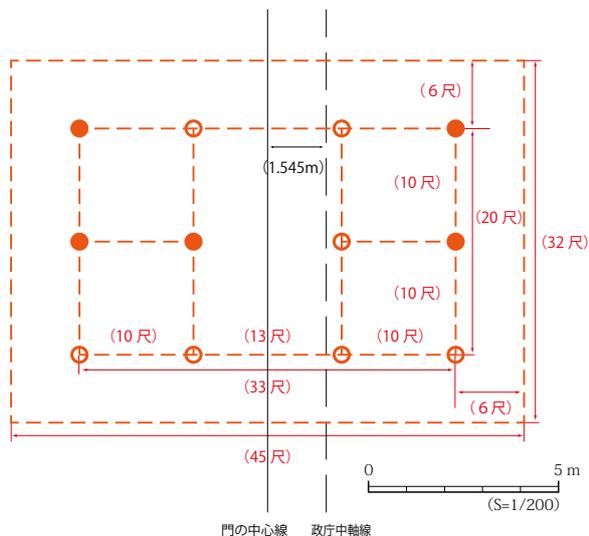
基壇は、SK3241 の存在から SB201 A の基壇（SX3240）の東側を幅 2 m 程削り取り、西側も SK1547 との位置関係から若干削り取って利用したと考えられ、東西幅が推定で 13.5 m（45 尺）に縮小したとみられる。その結果、基壇の中心線は西へ移動して門の中心線とほぼ一致し、想定される基壇東縁（SK3241 の西端）に沿って SD204・2746 溝は伸びることになる。同様に基壇の南北幅も縮小が考えられ、一連の溝である SD204 と SD2746 の間に付く段差部分に基壇南端を想定すると南側柱列からの基壇の出は 1.2 m（4 尺）で、妻側の基壇の出より 0.6 m（2 尺）も短くなり、屋根形式を考慮すると違和感がある（註 18）。そこで、南北の側柱列からの基壇の出は第Ⅱ期南門と同様に妻側とほぼ等しいとみて 1.8 m（6 尺）前後とすると、基壇の南北幅は 9.6 m（32 尺）となる。また、残存する据穴 B 1～5 の底面標高が据穴 A 1（SB201 A）の底面標高より低いことから、相対的にみて基壇上面も低くなったと考えられる。第Ⅱ期と同様にその基壇面の標高を推定すると 12.2 m（推定の礎石天端標高は 12.3 m）で、棟通りでみると東肩は築地塀基礎とほぼ平坦、西肩は築地塀基礎より約 0.6 m 高くなる（図版 159 の断面模式図）。

門の上部構造

門の上部構造に関して詳細は不明であるが、SB201 A と SB201 B について門・基壇の推定規模を平面積で比較すると、SB201 B は SB201 A の 85.7% に縮小するのに対し、その基壇規模は 67.2% まで縮小しており、基壇に対して門の占める割合は SB201 A が 36.0% で、SB201 B は



図版 157 第Ⅲ期南門_SB201 B 門跡の推定規模



図版 158 SB201 B門跡の推定規模 (尺)

45.8%となる。このことは、SB201 Bでは門本体以上に基壇の規模が小さくなっていることを示しており、各側柱列からの軒の出はほぼ等しいとみているものの、単層構造であった可能性も考えられる。

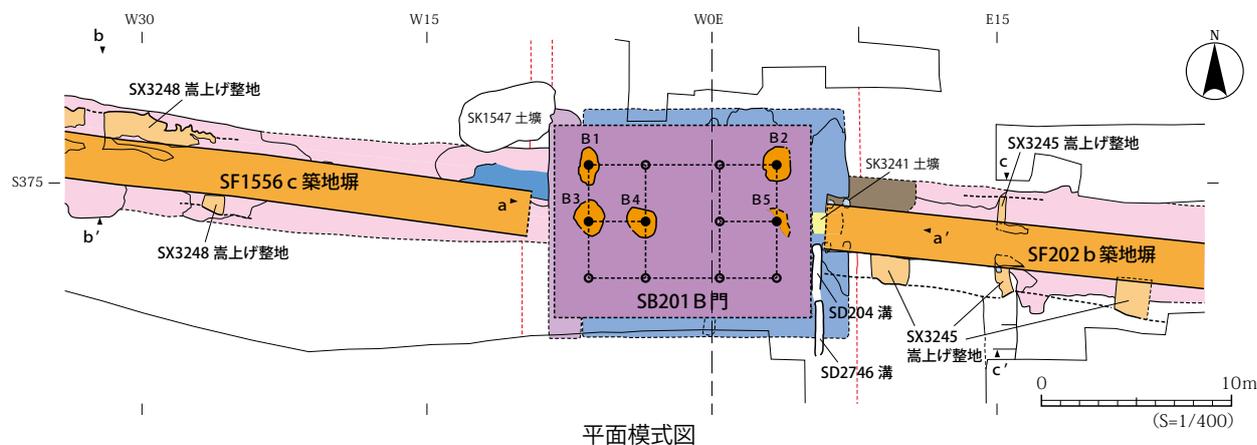
また、周辺では細弁蓮花文 (311 or 313) や重弁蓮花文 (320 or 431) の軒丸瓦、均整唐草文 (720 or 721 A) や鋸歯文 (630 or 632) の軒平瓦、平瓦 II B a 3・II B b 類など第Ⅲ期の瓦が多く出土しており、屋根は総瓦葺とみられる。そのうち軒平瓦均整唐草文

屋根と丹塗り

721 A の 1 点では顎面に赤色顔料の付着が認められ、建物は丹塗りの可能性がある。

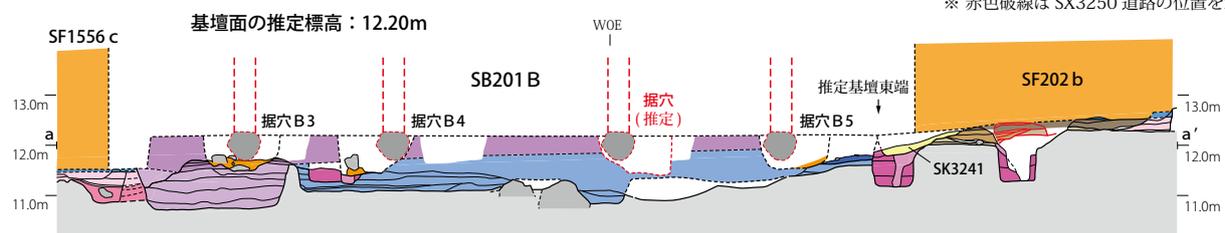
門東西の築地塀は第Ⅲ期に SX3245・3248 整地層で南北両側を嵩上げた上で補修されている (SF202 b・1556 c)。基底幅は約 2.5 m、寄柱の有無は不明で、門東側の SK3241 によって基壇を削り取った部分では新たに築地塀を継ぎ足した際の添柱穴とみられる柱穴 4 個 (p 14

築地塀の補修



平面模式図

※ 赤色破線は SX3250 道路の位置を示す



- SB201 B 門跡礎石据穴
- SF202 b・1556 c 築地塀跡
- SX1551 掘込地業
- SX3239 a 整地層
- SX1562・2742 基礎整地
- 門礎石 (推定)
- SX3245・3248 嵩上げ整地
- SX205 掘込地業
- SX3239 b 整地層
- SD1552 溝
- 基壇築成土 (推定)
- 柱穴 (添柱穴 or 足場穴)
- SA1538・3242 柱列 (掘方)
- SX3238 整地層
- 各遺構・層の推定線
- SK3241 土塀
- SX3251・3254 盛土
- SA1538・3242 柱列 (柱痕跡 or 抜取痕)

※ SA1538 上の赤線部分は S378 (南側) のベルト断面を見通しで合成

東西断面図 (見通し合成)

図版 159 第Ⅲ期南門 (SB201 B) と南辺築地塀

～17)を検出している。この柱穴の列はSB201 Bの妻までは伸びていないものの、築地塀が基壇上に登っていたか、両脇で止まっていたかは不明である。築地塀の周辺でも平瓦ⅡBa₃・ⅡB b類を中心に第Ⅲ期の瓦が出土しており、屋根には瓦が葺かれていたとみられる。SX3245・3248は暗褐色土の中層を褐色または黄褐色土の上・下層が挟む特徴的な整地層で、門近くでは火災の後片付けをした際に出た多量の焼土と瓦(2割強が焼瓦)を中層に含めて整地している。

SB201 B の継続 なお、SF202・1556築地塀跡では第Ⅳ期にも大きな補修が認められるが、SB201南門跡には第Ⅲ期以後の建て替えは認められず、SB201 Bが終末期まで瓦の葺替え等によって維持され、継続したと考えられる。

(4) 外郭南門と築地塀の所用瓦

南門地区では、軒丸瓦194点(総重量:43.78kg)、軒平瓦376点(総重量:159.07kg)、丸瓦31,306点(総重量:3310.68kg)、平瓦37,448点(総重量:6678.48kg)など多量の瓦類が出土している。しかし、個別の遺構から軒瓦がまとまって出土する状況は認められず、丸・平瓦でもSK1547土壙やSX3245整地層、SF202 b築地塀跡崩壊土など特定時期の遺構から100～200点が出土する例はみられるものの、各期の南門・築地塀に葺かれた瓦を具体的に考察する母数には満たない。そこで、出土瓦は葺かれていた当時の位置から大きくは移動していないという前提のもとに、区域ごとの出土比率や地点別の出土状況なども踏まえて、最も有効な復元が可能と思われる第Ⅱ期の南門と築地塀を中心に所用瓦の検討を試みたい。

出土瓦検討の区域分け 南門地区の出土瓦は発掘調査時に設定した3mグリッドの単位で取り上げており、地点別の出土状況はその単位で捉えられる。また検討にあたっては、3mグリッドを基準に南門の想定基壇(規模の大きいSB201 Aを採用)から概ね5m四方の区域を「南門区」、SF202・1556築地塀の南北10m前後の区域をそれぞれ「東側築地区」・「西側築地区」とした。さらに、これらの南北にも区域を設定して瓦を集計したが、ここでは「南門区」・「東側築地区」・「西側築地区」の出土瓦に注目する。

i. 第Ⅱ期南門・築地塀に葺かれた瓦

第Ⅰ・Ⅱ期の瓦 南門地区に設けられた最初の南門(SB201 A)と築地塀(SF202 a、SF1556 a・b)は第Ⅱ期のもので、南門区および東側・西側築地区から出土した第Ⅰ・Ⅱ期の瓦は基本的にこの門と築地塀に葺かれたと考えられる。第Ⅱ期南門・築地塀の屋根に第Ⅰ・Ⅱ期の瓦がどのように葺かれたか、そのあり方をみる上で有効な資料であり、一定の出土量がある軒丸・軒平瓦、丸・平瓦を中心に所用瓦を検討する。

(a) 軒丸瓦

第Ⅰ期軒丸瓦の出土状況 区域別に軒丸瓦を集計した第20表によると、第Ⅰ期の軒丸瓦は、南門区に型式を限定できない8葉重弁蓮花文(120～134)^(註19)の破片が3点あるが、東・西側築地区では全く認められない。また、SB201 A門跡とSF202 a築地塀跡、SF1556 a・b築地塀跡に関わる遺構(p167の第11表)をはじめ、遺構からの出土例はない。従って、第Ⅱ期南門・築地塀に葺かれた可能性がある軒丸

地区	軒丸瓦種類		第1期計		第2期計		第3期計		第4期 or 第V期計		第V期		第IV期計		不明		不明計		合計					
	重葺瓦文	二重瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文	重葺瓦文			
南門	3	0.30	14	6.07	14	28	6	4.26	2	0.41	4.67	5	0.57	1	0.10	1.81	5	1	11	2.48	5	1.3	18	68
東側築地			2	0.85	9	11	1	0.08	2	0.25	3				1	0.42	0.16	1	2	2	0.70	2	5	7
西側築地			7	2.49	13	20	1	0.11	1	0.05	0.16	1	0.08	1	0.42	0.52	1	3	3	0.58	0.15	0.59	0.74	2.68
北	3	1.00	3	0.34	5	8			1	0.11	0.11	4	0.65	1	0.87	0.87	5	9	1.52	0.08	0.08	1.18	1.26	5.10
北東					1	1			1	0.18	0.18							1	1	0.21	0.21	0.21	0.21	0.60
南																						0.35	0.35	0.35
南東					2	2			1	0.17	0.17											0.27	0.27	0.51
不明	3	0.23	2	0.44	4	6			1	0.13	0.13								1	0.09		2.5	2.5	36
合計点数(点)	9	3.22	28	9.91	48	76	5	1.5	2	0.63	0.63	2	1.39	2	0.52	3.26	12	1	26	3.81	8	5.8	66	194
合計重量(kg)	1.53	1.53	9.91	11.00	20.91	20.91	0.63	4.75	0.29	0.29	0.29	1.39	0.52	0.29	0.52	3.26	0.52	0.52	5.69	0.93	0.93	9.05	9.98	43.78

※ 上段の数字は点数(点)、下段の数字は重量(kg)

第20表 南門地区_出土軒丸瓦の区域別集計

地区	軒平瓦種類		第1期計		第2期計		第3期計		第4期 or 第V期計		第IV期		不明		不明計		合計								
	二重瓦文	二重瓦文 or 三重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文	二重瓦文							
南門	17	8.06	7	4.99	25	13.15	4	3.06	36	19.30	13	6.99	1	0.10	0.10	1	1	6	2.79	5	2.79	5	1	28	29
東側築地	3	0.83			3	0.83	1	0.4	60	36.30	3	1.33	4	1	1	1	3	3	0.38	0.38	0.31	0.31	0.69	18	22
西側築地	8	3.22	1	0.25	9	3.47	4	1.63	3	3.22	2	1.02	4	3	3	3	3	3	0.57	0.57	1.24	1.24	1	23	25
北	3	0.39	1	1.38	4	1.77	1	0.32	12	2.54	4	1.91	4	4	4	4	4	4	0.13	0.13	1.04	1.04	6	7	27
北西											1	0.15	1	1	1	1	1	1							1
北東			4	2.46	2	1.08	2	0.18	7	2.99									1	0.24	0.24	0.24	0.24	1	8
南	3	0.67	1	0.09	4	0.76	1	0.35	1	0.35															5
南東					1	1					1	0.11	1	1	1	1	1	1						1	2
不明	1	0.30			1	0.30			8	3.61	1	0.39	3	2	2	2	2	2	1	0.16	0.16	0.16	0.16	1	0.10
合計点数(点)	35	13.47	10	6.71	46	20.28	7	3.42	147	88.61	23	11.76	33	7	7	7	7	7	4.81	4.81	0.35	0.35	5.16	2	83
合計重量(kg)	13.47	13.47	6.71	9.91	20.28	20.28	3.42	11.00	76.69	100.69	0.83	3.26	13.59	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	0.16	0.16	0.73	0.73	0.18	0.18	16.65

※ 上段の数字は点数(点)、下段の数字は重量(kg)、赤字は所在不明

第21表 南門地区_出土軒平瓦の区域別集計

瓦は、第Ⅱ期の重弁蓮花文（221～228）と重圏文（240～243）にほぼ限られる。

区域ごとの出土状況 区域ごとの軒丸瓦種類別の出土比率（図版 160）に注目すると、第Ⅱ期の瓦が南門区では 41.2%、東側築地区では 47.8%、西側築地区では 71.4%と主体を占め、特に西側築地区でその割合が高い。内訳は、南門区では重弁蓮花文と重圏文がほぼ同量認められ、東西の築地区では重圏文が大半を占める。東側築地区に比べて西側築地区では重弁蓮花文の割合が高いが、西側へ傾斜する地形を考慮すれば少なからず南門区からの流入片があったとみられ、このことが西側築地区における第Ⅱ期瓦全体の比率を上げているとも考えられる。

地点別の出土状況 続いて軒丸瓦の地点別出土状況を示した図版 161 をみると、南門区では第Ⅱ期の重弁蓮花文が概ね全域に分布するのに対し、重圏文は東西端部の築地塀との接続部分に偏って分布する傾向が看取され、区内出土の重圏文は築地塀に葺かれていたと理解することも可能である。

所用軒丸瓦 以上のことから、第Ⅱ期南門（SB201 A）の所用軒丸瓦は、重弁蓮花文（221～228）と重圏文（240～243）の併用もしくは重弁蓮花文（221～228）のいずれかであったと考えられるが、南門区内の地点別出土状況を重視すれば、後者が有力視される。築地塀（SF202 a、SF1556 a・b）の所用軒丸瓦は重圏文（240～243）である。

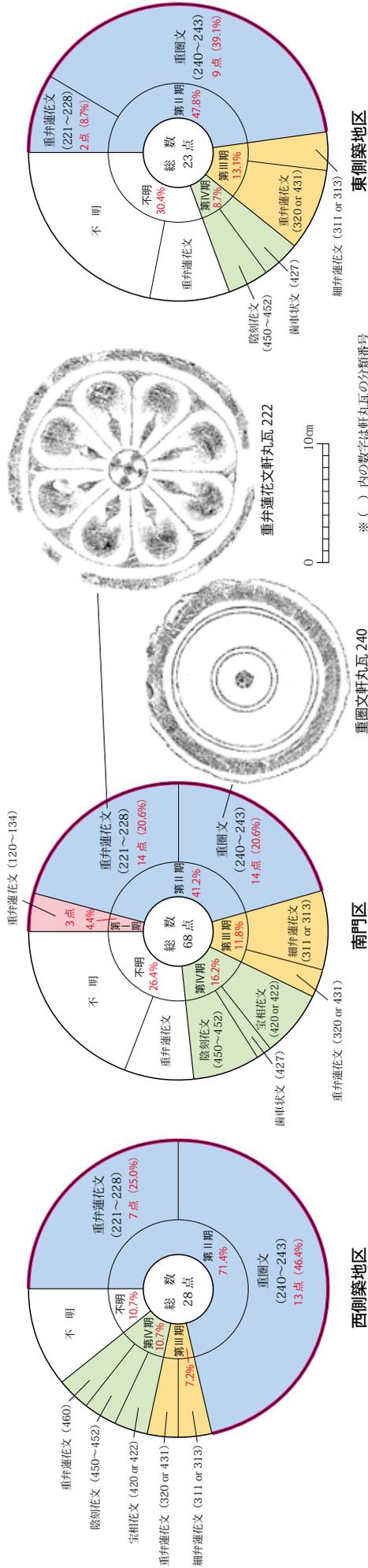
（b）軒平瓦

概要 区域別に軒平瓦を集計した第 21 表をみると、第Ⅰ期の軒平瓦は、南門区でまとまった出土量があり、東・西側築地区でも少量出土している。個別の遺構でみても、SB201 A 門跡の基壇積土である SX3240 築成土や第Ⅱ期末に遭った火災の後片付けをした SK1547 土壌、その後の SX3245 嵩上げ整地層に第Ⅰ期の軒平瓦が含まれている（p168 の第 12 表）。このことから、第Ⅱ期南門・築地塀に葺かれた可能性がある軒平瓦は、第Ⅰ・Ⅱ期のものが混在し、出土量からみて主に第Ⅱ期の単弧文 640 と第Ⅰ期の二重弧文 511、均整唐草文 660 が使用されたとみられる。

区域ごとの出土状況 区域ごとの軒平瓦種類別の出土比率（図版 162）に注目すると、第Ⅰ・Ⅱ期の瓦が南門区では 53.9%、東側築地区では 67.7%、西側築地区では 68.6%と主体を占め、東西の築地区ではその割合が近似し、南門区より高い値を示している。内訳は、南門区では単弧文 640 が 22.1%（単弧文または無文のものを含めると 25.6%）で主体を占め、これにほぼ匹敵する量の第Ⅰ期軒平瓦が出土している。第Ⅰ期瓦の約 7 割は二重弧文 511、残りは均整唐草文 660 で、両者ともに南門区に顕著に認められ、南門造営の所用瓦として意図的に持ち込まれたことが窺われる。東西の築地区では単弧文 640 が大半を占めるが、軒丸瓦と同様に東側に比べて西側築地区では主に南門の所用瓦の流入片とみられる第Ⅰ期瓦の割合が高い。

地点別の出土状況 なお、軒平瓦の地点別出土状況を示した図版 163 をみても南門区では二重弧文・単弧文・均整唐草文の軒平瓦が混在する状況で、顕著な分布の偏りは認められない。

所用軒平瓦 以上のことから、第Ⅱ期南門（SB201 A）の所用軒平瓦は、主に単弧文 640 と二重弧文 511 を併用し、均整唐草文 660 を一部に使用したと考えられる。築地塀（SF202 a、SF1556 a・b）の所用軒平瓦は単弧文 640 である。



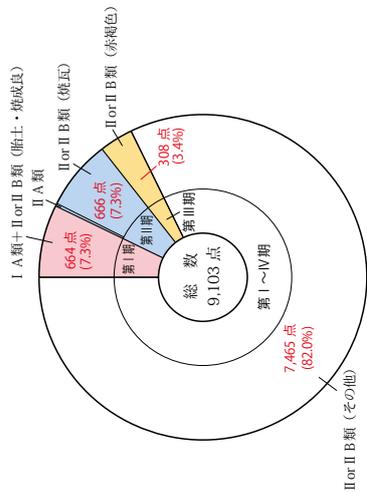
図版 160 南門地区_軒丸瓦種類別の出土比率 (区域別集計)



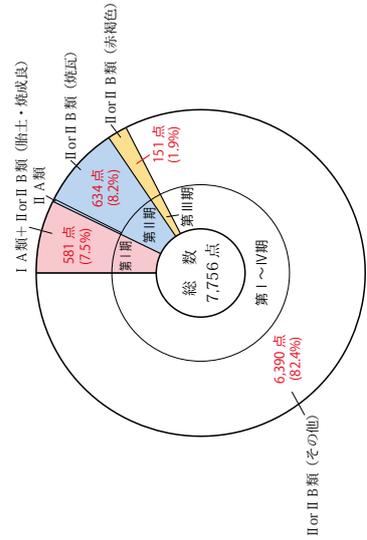
図版 161 南門地区_各種軒丸瓦の地点別出土状況

(c) 丸・平瓦

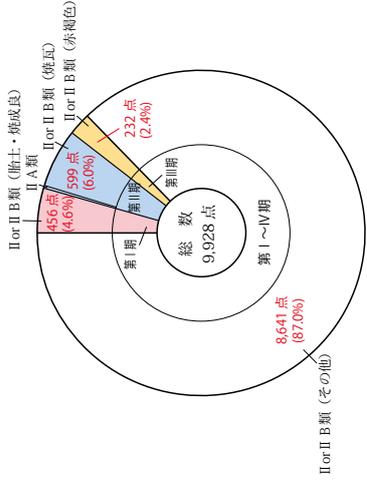
概 要	<p>区域別に出土丸・平瓦を集計した第 22 表をみると、丸瓦は南門区で 7,756 点 (768.74kg)、東側築地区で 9,928 点 (1159.98kg)、西側築地区で 9,103 点 (1000.90kg) 出土しており、平瓦は南門区で 9,259 点 (1526.84kg)、東側築地区で 10,921 点 (2153.31kg)、西側築地区で 11,016 点 (2065.27kg) 出土している。各区域で平瓦が丸瓦の 1.1 ~ 1.2 倍の量 (点数) 出土しており、丸・平瓦の双方を区域間で比較すると点数比よりも重量比の差が大きいことから、築地塀周辺に完形や大破片の瓦が多くみられることが窺われる。</p>
集 計 の 方 法	<p>この表では丸・平瓦を分類ごとに集計したが、丸瓦のⅡ類やⅡB類、平瓦のⅡ類やⅡB類など判別できた類型のみでは帰属期を特定できない瓦が多くを占めている。そこで、分類に胎土・焼成や色調、焼瓦などの要素を加えて再評価し、帰属する遺構期に分けたものが第 23 表である。ここでは丸・平瓦の分類を基準として、胎土に砂粒をほとんど含まず、焼成が堅緻なものは第Ⅰ期、焼瓦は第Ⅱ期、色調が赤褐色を基調とするものは第Ⅲ期としている。しかし、遺構期を特定できない瓦が多いことは否めない。</p>
丸 瓦	<p>第 23 表から丸瓦の出土比率をグラフで示した図版 164 をみると、南門区では第Ⅰ期の瓦が 7.5%、第Ⅱ期の瓦が 8.2%を占め、東側築地区では第Ⅰ期が 4.6%、第Ⅱ期が 6.0%、西側築地区では第Ⅰ期が 7.3%、第Ⅱ期が 7.3%を占めている。いずれの区域でも第Ⅰ期と第Ⅱ期の丸瓦が概ね同量認められ、第Ⅱ期南門・築地塀への両者の併用が窺われるが、その使われ方は 8 割以上が遺構期を特定できない瓦のため判然としない。</p>
南門の 所用平瓦	<p>次に平瓦の出土比率をグラフで示した図版 165 をみると、南門区では第Ⅰ期の瓦が 14.6%、第Ⅱ期の瓦が 20.2%を占めている。両者は帰属期の分かる瓦では第Ⅳ期のもの (25.0%) に次いで多く出土しており、双方を合わせると最も出土量が多い。第Ⅰ期の瓦はⅠA・ⅠB類、第Ⅱ期の瓦はⅡBa₁・ⅡBa₂類を主体としており、両者の出土比は 4 : 6 である。これらのことから、第Ⅱ期南門 (SB201 A) の所用平瓦はⅡBa₁・ⅡBa₂類を主体とし、第Ⅰ期のⅠA・ⅠB類などを併用したと考えられる。</p>
築地塀の 所用平瓦	<p>築地塀周辺の平瓦の出土状況は、東側築地区で第Ⅰ期の瓦が 3.8%、第Ⅱ期の瓦が 20.6%を占めており、西側築地区では第Ⅰ期が 6.6%、第Ⅱ期が 27.6%となっている。第Ⅱ期の瓦は、帰属期の分かる瓦では第Ⅳ期のもの (東側で 43.8%、西側で 31.8%) に次いで多く出土しており、なかでもⅡBa₁類が卓越している。第Ⅰ期の瓦はⅠA・ⅠB類を主体とするが、出土量が少なく、第Ⅱ期の瓦の 1/4 に満たない。これらのことから、第Ⅱ期築地塀 (SF202 a、SF1556 a・b) の所用平瓦は主にⅡBa₁類とみられ、補足的にⅡBa₂類やⅠA類などの使用が考えられる。</p>
軒瓦との量比	<p>なお、第Ⅰ・Ⅱ期のものに限って軒瓦との量比をみると、丸瓦は南門区で軒丸瓦の約 39 倍 (重量は約 10 倍)、東側築地区で約 96 倍 (重量は約 138 倍)、西側築地区で約 67 倍 (重量は約 27 倍)、平瓦は南門区で軒平瓦の約 53 倍 (重量は約 16 倍)、東側築地区で約 42 倍 (重量は約 12 倍)、西側築地区で約 52 倍 (重量は約 19 倍) 出土している。丸瓦と軒丸瓦の量比には極端なばらつきがあり、これは帰属期不明の丸瓦が大半を占めることが原因と考えられる。一方、平瓦と軒平瓦の量比は各区域で近い値を示しており、第Ⅱ期南門・築地塀に葺かれた瓦の量比をある程度反映すると思われる。</p>



西側築地区

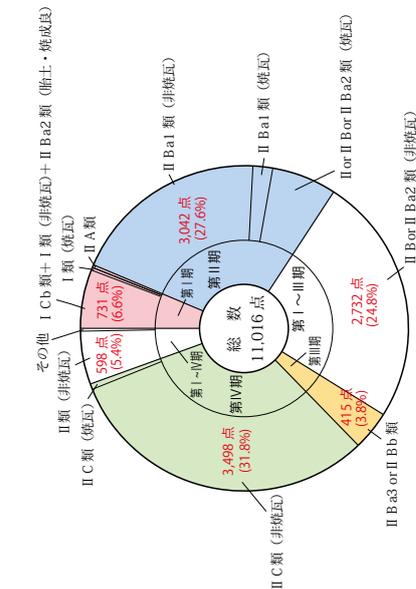


南門区

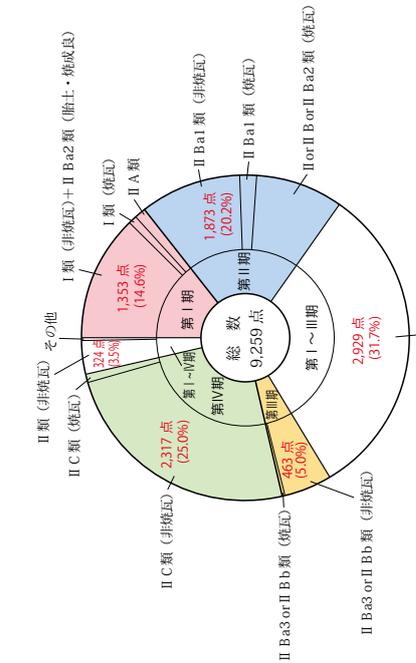


東側築地区

図版 164 南門地区_丸瓦種類別の出土比率 (区域別集計)



西側築地区



南門区

図版 165 南門地区_丸瓦種類別の出土比率 (区域別集計)

鬼板 953

(d) 道具瓦

各道具瓦の地点別出土状況を示した図版 166 をみると、南門区に重弁蓮花文鬼板 953 の破片が 5 点あり、西側築地区でも 2 点が出土している。鬼板 953 については、これまでの出土資料がいずれも小破片のため形状や文様構成を明確に把握できていないが、文様要素や胎土・色調の特徴から第Ⅱ期のものとみられ、第Ⅱ期南門 (SB201 A) に葺かれた鬼板と考えられる。なお、多賀城跡で出土している鬼板 953 の破片は合計 9 点で、そのうち 8 点が南門地区からの出土であり、残り 1 点は南門の 140 m 程西にあたる SF1556 築地塀南側の低湿地から出土している (『年報 1979』)。現在のところ、953 の出土地点は概ね外郭南門の周辺に限られる。

熨斗瓦

熨斗瓦は、南門区からⅠ類が 6 点 (うちグリッド不明 1 点)、Ⅱ類が 16 点 (うちグリッド不明 2 点)、類別不明が 1 点と合計 23 点が出土しており、出土量が多い。これらは最初から熨斗瓦として製作されたもので、一側面に焼成前の分割線が認められる。Ⅰ・Ⅱ類ともに第Ⅱ期の瓦群に属すると考えられ、SB201 A 南門に使用されたと判断される。また、東側築地区から



図版 166 南門地区_各種道具瓦の地点別出土状況

I類が2点とII類が6点、西側築地区からI類が2点とII類が3点出土しており、南門から離れた地点にも熨斗瓦の分布がみられる。SF202 a・1556 a 築地塀でも使用されていた可能性がある。

面戸瓦は、南門から20 m程離れた西側築地区内で焼成前に整形されたもの1点が出土している。帰属する瓦群は不明で、他には抽出できなかったため詳細は判然としないが、少なくとも南門には面戸瓦の使用が考えられる。

面戸瓦

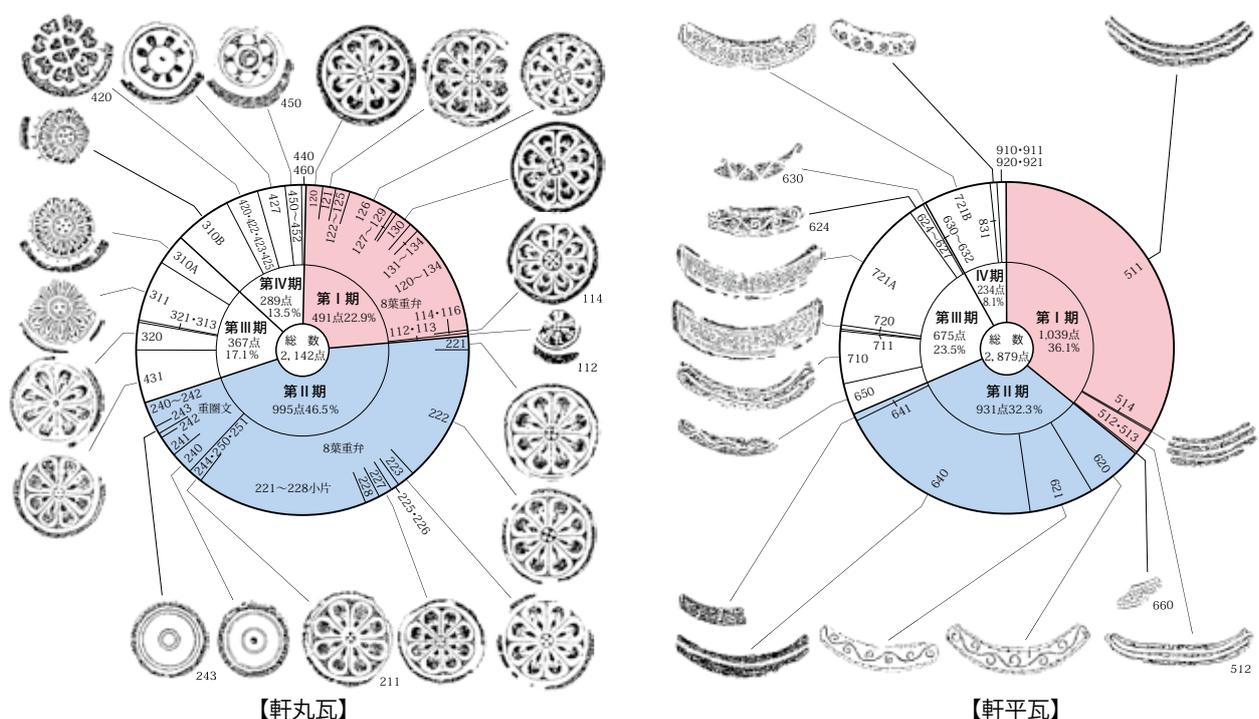
隅切瓦は、南門区で1点、東側築地区で3点、西側築地区で3点（うちグリッド不明1点）が出土している。このうち3点は平瓦II B a₁類の隅を焼成前に切り落としたもので、第II期の瓦群に属する。残り3点のうち種類が分かる2点は平瓦II B類を使用しており、第I期の瓦は認められない。出土量が少なく、各区に散見される状況のため詳細は不明であるが、第II期南門での使用が窺われる。

隅切瓦

(e) 政庁跡との比較検討

これまで第II期南門(SB201 A)と築地塀(SF202 a、SF1556 a・b)の所用瓦について検討してきたが、南門では、軒平瓦において第II期の単弧瓦640と第I期の二重弧瓦511・均整唐草文660の併用、平瓦において第II期のII B a₁・II B a₂類と第I期のIA・IB類の併用が認められ、軒平瓦・平瓦では一定量の第I期の瓦が使用されている。軒丸瓦は第II期のものに限られ、重弁蓮花文(221~228)が有力である。丸瓦は第I・II期の両者が併用されたとみられるが、その様相は判然としない。また、築地塀に葺かれた軒瓦は第II期の重圏文軒丸瓦(240~243)と単弧文軒平瓦640にほぼ限られ、平瓦の主体も第II期のもので、第I期の平瓦は補足的に使われている。丸瓦の様相は門と同様に判然としない。なお、使用された第II期軒瓦の組

門・築地塀の所用瓦の特徴



図版 167 政庁跡_軒瓦種類別の出土比率

み合わせに矛盾はない。

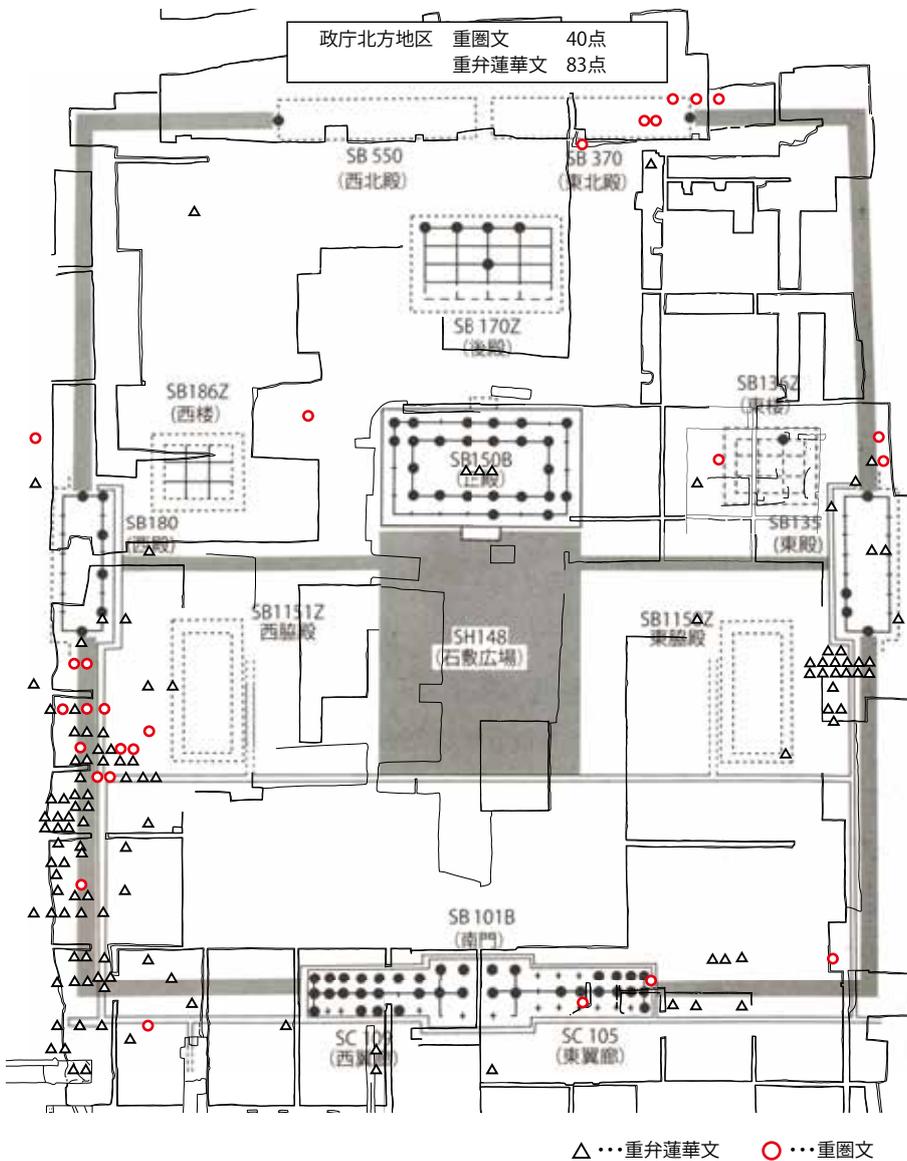
葺瓦の再利用

これらのことは、第Ⅱ期南門が第Ⅰ期南門の葺瓦を再利用して造営され、築地塀には第Ⅱ期になって新たに瓦が葺かれたことを暗示すると考えられる。こうした葺瓦の再利用については『本文編』でも指摘しており、以下では第Ⅱ期政庁の建物と外郭南門の所用瓦の比較検討を試みる。

政庁跡の様相

政庁跡における軒瓦の出土量と種類別の割合は図版 167 の通りである（『本文編』・『補遺編』）。軒丸瓦では第Ⅰ期の瓦が 22.9%（491 点）、第Ⅱ期の瓦が 46.5%（995 点）を占めており、第Ⅱ期のものが最も多く、次に多い第Ⅰ期のほぼ 2 倍の出土量がある。軒平瓦では第Ⅰ期が 36.1%（1,039 点）、第Ⅱ期が 32.3%（931 点）を占めており、第Ⅰ期瓦の出土量は第Ⅱ期瓦よりも若干勝っている。第Ⅱ期政庁の造営は、第Ⅰ期の掘立柱建物を全面的に礎石建物に改築しており、政庁内部の建物は東・西楼と後殿が増設されて 2 倍に増え、築地線上には東・西・北殿が設けられる。両期の建物は基本的に総瓦葺で、第Ⅱ期には築地塀も瓦葺になったとみており、建物の構造が変化することから単純な比較はできないが、第Ⅱ期の建物が同時期の瓦群

のみで葺かれていたなら少なくとも第Ⅰ期の 2 倍以上の量が必要である。しかし、実際に出土した第Ⅰ・Ⅱ期軒瓦の量比、特に軒平瓦の量比にはそこまでの差はなく、第Ⅰ期の瓦の再利用をみる推定は妥当である。一方、軒丸瓦と軒平瓦ではその量比に顕著な違いがあり、両者の再利用率には開きがあったことが窺われる。軒丸瓦では第Ⅱ期の瓦が第Ⅰ期の約 2 倍出土しており、再利用率は軒平瓦に比べてかなり低かったと考えられる。このことは南門地区から第Ⅰ期の軒丸瓦がほとんど出土しないことにも通ずる。再利用率が低い理由は判然としないが、多賀城跡出土の軒丸瓦は瓦当部と丸瓦部の接合部付近で壊れたものや玉縁を欠くものが多く、完形品は少ない。少な



図版168 政庁跡_第Ⅱ期軒丸瓦出土分布図

くとも他の種類の瓦より壊れやすいことは確かである。

また、政庁跡出土の第Ⅱ期の瓦群をみると、軒丸瓦では約8割が重弁蓮花文で、残りの約2割が重圏文であり、第Ⅰ期の瓦群も軒丸瓦の大半は重弁蓮花文が占める。このことから、第Ⅱ期政庁の建物に葺かれた軒丸瓦は主に重弁蓮花文と考えられ、外郭南門の所用軒丸瓦とも一致する。一方、重圏文について南門地区の外郭南辺と同様に新たに瓦を葺いた築地塀に用いた可能性を考え、政庁跡での第Ⅱ期軒丸瓦（重弁蓮花文・重圏文）の出土地点分布を検討した図版168をみると、当研究所が担当する以前の政庁跡第1～4次調査分はグリッドが未設定のため出土地点を捉えられないが、プロットできた瓦の出土地点は政庁南西部に集中している。南西部には火災によって生じた土を用いた第3次整地層が分布しており、その層中からの出土瓦が大半を占めるが、重弁蓮花文を主体に重圏文と混在する状況で、建物や築地塀との関係を把握するには至らなかった。なお、西辺築地塀（SF176・179）西側の第3次整地は焼失時に築地塀の屋根から落下した瓦などを若干かきならした程度とみられているが（『本文編』）、この部分でも出土瓦の主体は重弁蓮花文であり、南門地区の築地塀とは所用軒丸瓦の様相が異なると思われる。

軒丸瓦

第Ⅱ期の軒平瓦では単弧文640が主体を占め、第Ⅰ期の瓦群を含めて最も多いのは二重弧文511である。従って、第Ⅱ期政庁の建物に葺かれた軒平瓦は主に二重弧文と単弧文と考えられ、外郭南門の所用軒平瓦と構成が概ね一致している。しかし、政庁の所用瓦では南門にはほとんどみられない偏行唐草文620・621が一定の割合を占めている^(註20)。この偏行唐草文のうち621は陸奥国分寺創建期の軒平瓦の中で4割強を占めるもので、620を含めて重弁蓮花文軒丸瓦と組み、第Ⅱ期の瓦群の中でも重圏文軒丸瓦と組むグループよりやや先行した時期に製作年代が求められる（『本文編』）。これによると、第Ⅱ期の政庁建物の造営は外郭南門・南辺築地塀の造営よりやや先行して開始されたと理解することも可能と思われる。但し、偏行唐草文軒平瓦621が主体的に組むと考えられている重弁蓮花文軒丸瓦222は南門地区でも出土しており、断定はできない。

軒平瓦

ii. 第Ⅰ期南門に葺かれた瓦

古い門の葺瓦は新しい門の葺瓦に再利用するという前提に立てば、第Ⅰ期南門（SB2776）の所用瓦はSB201 A門跡の周辺から出土した第Ⅰ期の瓦をもとに、軒丸瓦は重弁蓮花文（120～134）、軒平瓦は二重弧文511が主体で、一部に均整唐草文660を使用、平瓦はI A・1 B類が中心であったと想定される。実際にSB2776周辺の堆積層や表土からは二重弧文軒平瓦511や平瓦I A類が比較的多く出土しており、平瓦I A類を用いた隅切瓦も認められることから、この想定に矛盾はない。

第Ⅱ期葺瓦
からの想定

ところで、第Ⅰ期南門については約50 m南のSD1413 暗渠跡出土瓦からも葺瓦が考えられる。SD1413では、B暗渠構築時に布設されたSX1414 柵に使われた施設瓦として軒平瓦4点と平瓦7点、丸瓦1点が出土している（図版141、『年報1983』）。軒平瓦は二重弧文512・513、平瓦はI C b類、丸瓦はII B b類で玉縁部に「常」のへら書きがみられる。軒平瓦と平瓦は多賀城跡瓦群の中で最も古いA群の瓦であり、丸瓦も次のB1群に属する第Ⅰ期の瓦で、類型および文字瓦の特徴は中でも古い様相を持つ。従って、SX1414の施設瓦は創建当初の瓦で構成

SX1414 施設瓦

されていると理解される^(註21)。B暗渠への改修は、A暗渠の堆積土から出土した木簡の検討から天平5年(733)11月を上限、天平12年(740)をさほど経ない頃を下限とし、概ね天平9年(737)前後頃とみており、A暗渠の堆積土からは多量の木材搬入を記す木簡も出土している(『木簡Ⅲ』)。

第I期の軒丸瓦

ここで第I期の軒丸瓦についてみると、5・6葉の重弁蓮花文112・113(A群)、8葉の重弁蓮花文114・116・120～134(B1群)、細弁蓮花文230・231(B1群)があり、8葉重弁蓮花文は様式的にIa～Ieに分けられ、全体で7つの様式に大別される(『本文編』)。7つの様式はこの順で新しく、若干の時間差が想定できるが、政庁跡で最も多く出土したのは6番目の8葉重弁蓮花文Ieであることから『本文編』ではそこまでを創建瓦とし、量が少なく、政庁跡では出土していない最後の細弁蓮花文を補修瓦とみていた。しかし、日の出山窯跡群A地点で8葉重弁蓮花文Ieを焼成した焼台に細弁蓮花文と組む瓦があることが指摘され、両様式の生産期間の重複と第I期における瓦の長期的な生産が考えられるようになった(菅原:1987)。

また佐川正敏氏は、細弁蓮花文230・231の祖型を平城宮式軒丸瓦6282型式に、これと組む均整唐草文軒平瓦660の祖型を平城宮式軒平瓦6721型式に求め、平瓦一枚作り(ⅡB類)の導入も含めた生産年代を天平初年から天平勝宝年間(730～750年代)に位置付けた上で、陸奥一出羽間の直路開削のため持節大使として多賀城に派遣された藤原麻呂との関連性を指摘し、天平9年(737)頃に生産年代の一端をみている(佐川:2000)。

天平9年頃の 城内での造作

以上のことを踏まえると、天平9年頃に8葉重弁蓮花文Ie(125・126・131・133)と細弁蓮花文の軒丸瓦に代表される瓦を用いた造作が多賀城内で想定され、その年代はSD1413におけるB暗渠への改修期とも整合的である。つまり、この頃に暗渠を含めた道路や建物の屋根瓦などについてやや規模の大きい造作が行われたとみられ、その際に創建当初の瓦がSX1414枿に転用されたと考えられる。その施設瓦が本来葺かれていた建物を周辺に求めると、約50m北に位置するSB2776門跡が有力である。近辺の表土や堆積層からは丸瓦IA類や平瓦IC類などが出土しており、他にSD1413周辺では第I期の建物は検出されていない。また、その場合はA群の瓦は総体的にみて出土量が少ないことから、造営当初のSB2776の屋根を総瓦葺と考えることは難しく、葺棟など部分的に瓦が葺かれていた可能性が想定される^(註22)。その後、天平9年前後頃の葺替えて8葉重弁蓮花文軒丸瓦、二重弧文511や均整唐草文660の軒平瓦を使用した総瓦葺に改修されたと思われる。因みに、南門地区でも細弁蓮花文軒丸瓦230・231は出土していないが、これと組む均整唐草文軒平瓦660は10点認められる。政庁跡での出土点数が4点であることを顧慮すると、南門地区での660の点数は非常に多い。

積土遺構と

瓦出土状況

なお、この南門に接続するSX2909積土遺構については、築地堀の可能性がある。SX2909周辺の堆積層や表土から第I期瓦が多く出土するという状況はなく、南門地区のSF202・1556築地堀跡周辺からも第I期の瓦は少量しか出土していない。屋根に瓦は葺かれていなかった可能性が高い。

iii. 第III期南門・築地堀に葺かれた瓦

第III期の南門であるSB201B門跡とSF202b・1556c築地堀跡の所用瓦について軒瓦を

中心に検討する。軒瓦の中で第Ⅲ期のものが占める割合をみると、各区域ともその割合は低く、10%前後であり、第Ⅲ期にもかなりの量の第Ⅰ・Ⅱ期瓦群の利用が考えられる。

軒丸瓦を区域別に集計した第20表と図版160のグラフをみると、第Ⅲ期の瓦は各区域で細弁蓮花文(311 or 313)と重弁蓮花文(320 or 431)が出土しており、南門区では細弁蓮花文が主体を占める。軒平瓦では(第21表、図版162)、各区域の第Ⅲ期瓦の主体は均整唐草文(720 or 721 A)で、南門区に鋸歯文(630 or 632)と二重波文650、東西の築地区に二重波文650と二重弧文720が少量認められる。いずれも出土量が少なく、具体的な所用軒瓦の様相を捉えることは難しいが、第Ⅲ期の瓦群では軒丸瓦は細弁蓮花文、軒平瓦は均整唐草文が主に使用されたとみられ、両者は組み合うと考えている。

所用軒瓦の検討

iv. 第Ⅳ期南門・築地塀に葺かれた瓦

第Ⅳ期の南門はSB201 B門跡が維持されたと考えられる。また、築地塀は改修されてSF202 c・1556 d築地塀跡となり、更に大きな改修が1度(SF202 d・1556 e築地塀跡)認められる。しかし、現時点では第Ⅳ期の瓦群の中には製作年代における明確な時期差を見出せない。ここでは、第Ⅳ期全体で南門・築地塀の補修に用いられた瓦について検討する。

軒丸瓦を区域別に集計した第20表と図版160のグラフをみると、第Ⅳ期の瓦は南門区で宝相花文(420 or 422)と陰刻花文(450～452)が各5点で主体を占め、他に歯車状文427が認められる。東西の築地区では宝相花文(420 or 422)、歯車状文427、陰刻花文(450～452)、重弁蓮花文460が数点出土している。軒平瓦は(第21表、図版162)、南門区で均整唐草文721 Bが5点で主体を占め、他に連珠文831がみられる。東西の築地区でも均整唐草文721 Bと連珠文831が数点出土している。第Ⅳ期の軒瓦は出土量が少なく、特に軒平瓦は全体の数%を占めるに過ぎない。従って、第Ⅳ期の南門・築地塀の葺瓦にも第Ⅰ～Ⅲ期の瓦群がかなり利用されたと考えられる^(註23)。補修に用いられた軒瓦の様相を捉えることは難しいが、第Ⅳ期の瓦群の中では南門に宝相花文と陰刻花文の軒丸瓦、均整唐草文の軒平瓦を主に使用した可能性がある。その中で宝相花文軒丸瓦は連珠文軒平瓦と組むことが判明しており、連珠文は南門周辺でも出土している。また、均整唐草文軒平瓦721 Bは細弁蓮花文軒丸瓦310 Bと組むことが知られるが、南門区および東西の築地区で細弁蓮花文は出土していない。

所用軒瓦の検討

平瓦をみると(第22表、図版165)、第Ⅳ期のⅡC類が各区域で多量に出土している。南門区で25.0%(2,317点)、東側築地区で43.8%(4,781点)、西側築地区で31.8%(3,498点)を占め、各期の平瓦の中で最も多く、築地区では特に割合が高い。軒瓦とは全く異なった様相を呈すが、第1小期の築地塀補修(SF202 c・1556 d)が本体上部を全面的に再構築するという大規模なものであることも踏まえ、貞観11年(869)の陸奥国大地震からの復興との関連性が窺われる。平瓦の量比をみる限り、この貞観地震で南門・築地塀の屋根から多量の瓦が落下したと推定され、軒瓦についても相当量の第Ⅳ期の瓦が必要であったと思われる。しかし、第Ⅳ期軒瓦の出土量は少なく、特に築地区で軒平瓦はほとんど出土していない。軒丸瓦も、地点別の分布状況を示した図版161をみると、東西の築地区から出土した第Ⅳ期瓦の出土地点は南門に近い場所に限られる。これらのことから、第Ⅳ期の南辺築地塀では軒瓦が葺かれていなかった可能性

所用平瓦の検討

も考えられる。なお、丸瓦については第IV期のものを特定することが難しく、その様相は分からない。

(5) 外郭南門と南辺区画施設の変遷

最後に、政庁南面・南門地区で検出した外郭南門と南辺区画施設の変遷を周辺の様子を踏まえて概観し、その特質について触れる。

i. 第I期

南門の概要

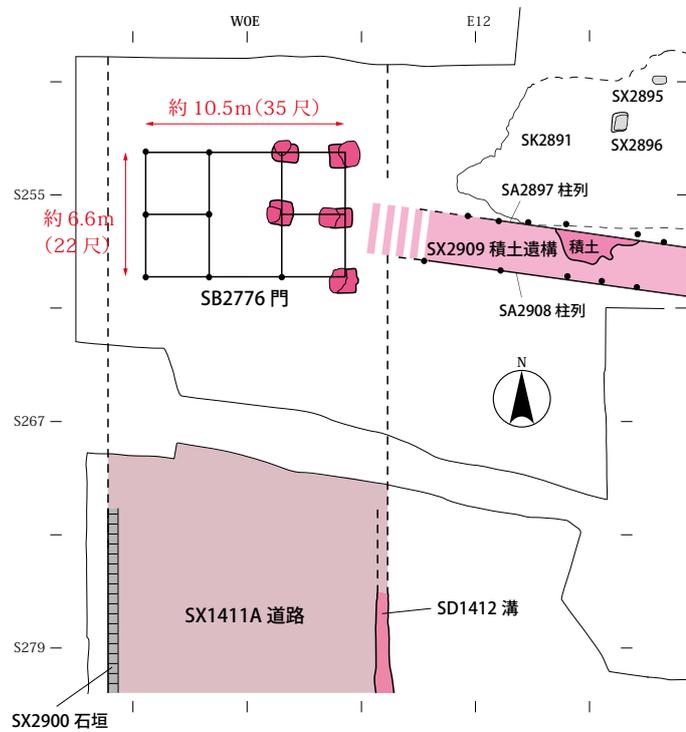
政庁南門の約190m南にあたる政庁南面地区にSB2776門跡が造営される。第I期の外郭南門で、掘立式の八脚門である。SX1411A道路跡上に位置し、方向を政庁中軸線と揃え、その線上に中心を置く門とみられる。規模は、東半の柱穴5個しか残存しないが、桁行脇間と梁間は約3.3m(11尺)で、桁行中央間は多賀城における門に各期を通じて一定となる傾向があることから約3.9m(13尺)に復元できる。当初の屋根は部分的に瓦が葺かれ、後に総瓦葺に葺き替えられた可能性がある。また、その葺瓦は第II期南門に再利用されたと考えられる。

区画施設の概要

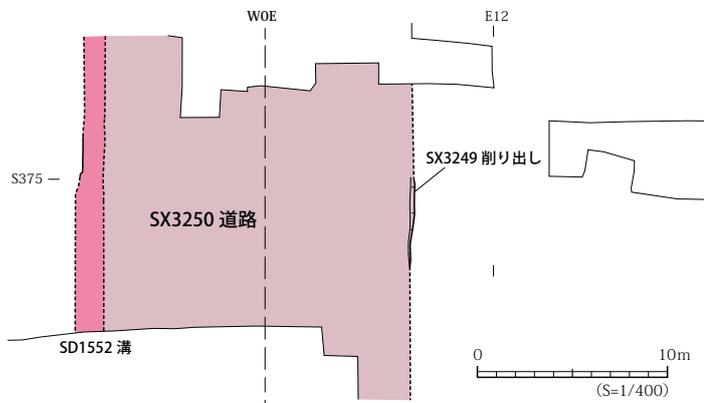
接続する区画施設は東西460m以上に渡って伸びており、丘陵部では築地塀の可能性がある積土遺構(SX1339・2909・3300)が検出され、低湿地部では材木塀(SA1260・3180)であることが判明している。南門南側で検出されているSX1411A道路跡は幅約14mで、東側に側溝、西側に石垣をもつ城外南大路で、南へ向かって徐々に路幅が広がる。

城外南大路

さらに、南門地区ではSX3250道路跡があり、SX1411Aと一連のものと考えられる。路幅は約16.1m(東側削り出し下端と西側溝中心でみると幅約16.6m)



第I期南門周辺の平面模式図（政庁南面地区）



第I期の南門地区の平面模式図

図版 169 第I期南門と南門地区の平面模式図

で、東端は地山削り出し、西側に側溝を伴う。路面は判然としないが、削り出された地山面がほぼ路面とみられ、やや西側へ傾斜している。道路の中心は政庁中軸線から約 0.4 m（東側削り出し下端と西側溝中心でみた場合は約 0.7 m）西へ寄る。

ii. 第Ⅱ期

第Ⅰ期の南門を約 120 m 南へ移転して SB201 A 門跡が造営される。第Ⅱ期の南門で、これに伴って外郭南辺も南側に移り、築地塀（SF202 a、SF1556 a・b）となる。第Ⅱ期南門は礎石式の八脚門で、規模は第Ⅰ期と同規模と推定され、桁行総長 10.5 m（35 尺）、梁行総長 6.6 m（22 尺）に復元される。門の中心は政庁中軸線から 0.7 m 西へずれており、政庁南大路から城外に伸びる城外南大路の中心に揃えられていたと考えられる。屋根は総瓦葺とみられ、葺瓦には第Ⅱ期の瓦群を中心に用い、第Ⅰ期の瓦群を併用している。

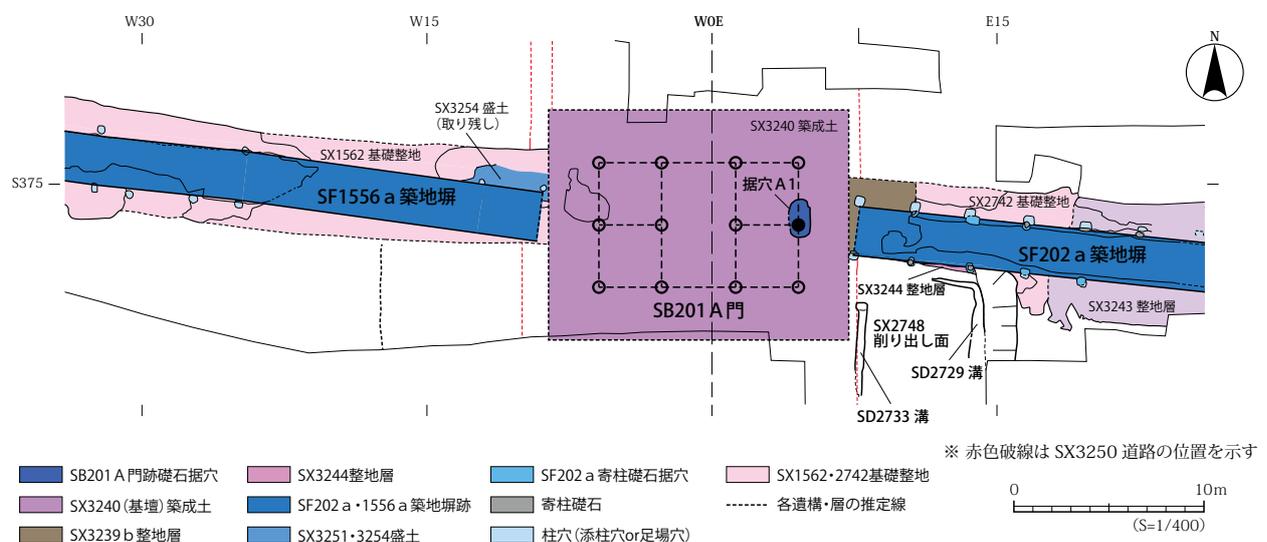
南門の概要

南辺の築地塀は礎石建ちの寄柱（須柱）を伴い、屋根は大半が第Ⅱ期の瓦群で構成される総瓦葺とみられる。門東側の前面では削り出し面とこれに伴う側溝を検出しており、SD2733 溝は城外南大路の東側溝と推定される。この時期の遺構には南門周辺を中心に火災で焼失した痕跡が認められる。

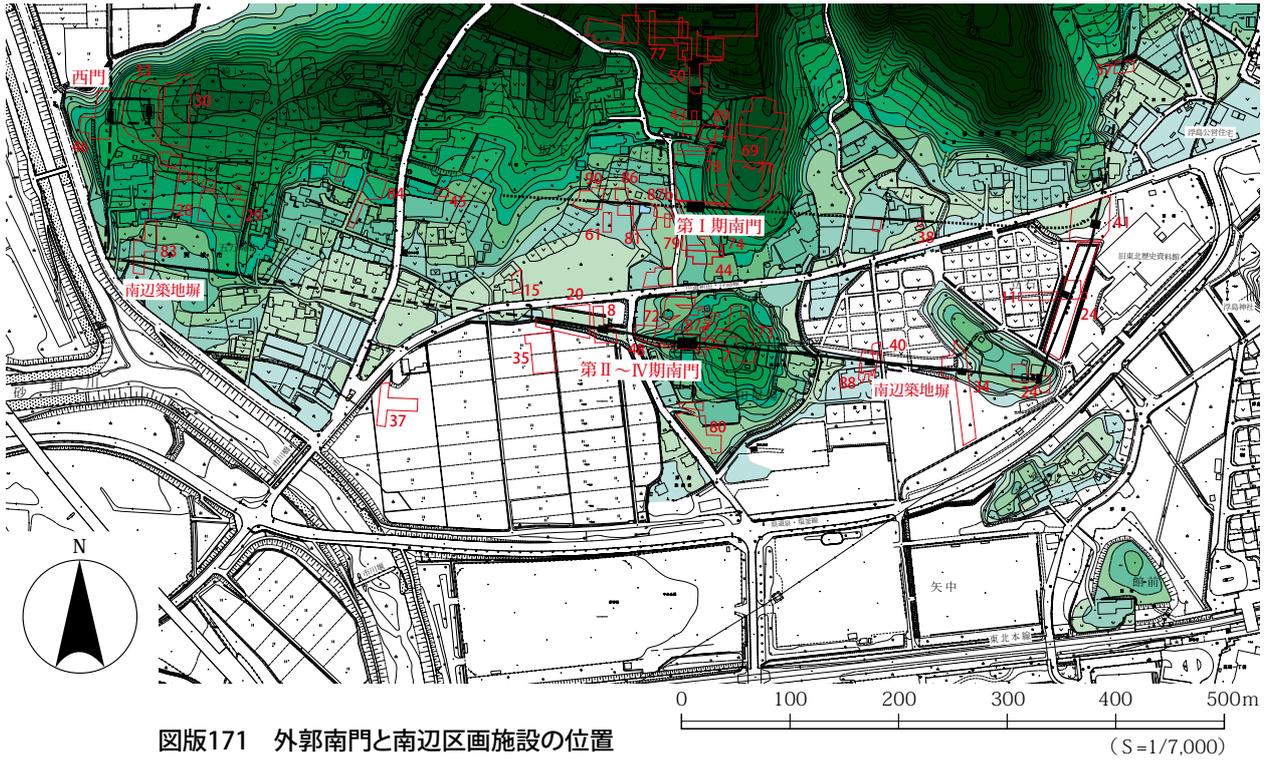
南辺築地塀

第Ⅱ期以降の外郭南辺については第 8・20・24・34・40・83・88 次でも調査を実施しており、丘陵部に限らず低湿地部でも大規模な基礎盛土（SX216・773・1114）を行い、約 870 m に渡って瓦葺の築地塀が造営されている。近年実施した 88 次調査では、東側の低湿地部でも SX1114 基礎盛土の直上に南門地区の SX3251 盛土と対応する a 1 盛土が認められ、SF202 a 築地塀（SF202 a 2）に伴う寄柱礎石や添柱穴が築地両側の整地層（SX3271・3272）と前後関係をもって検出されるなど南門地区と共通した特徴がみられる（『年報 2015』）。第Ⅱ期の外郭南辺は一貫した工程を踏み、全体を瓦葺の築地塀にすることに拘って造営されていることが窺われる。このような特徴は外郭東・西・北辺には認められないもので、当該期の外郭施設の中で南門および南辺区画を最も重要視し、高い防御性と荘厳性を兼ね備えた施設としたことを示している。しか

外郭南辺の移動



図版 170 第Ⅱ期南門周辺の平面模式図



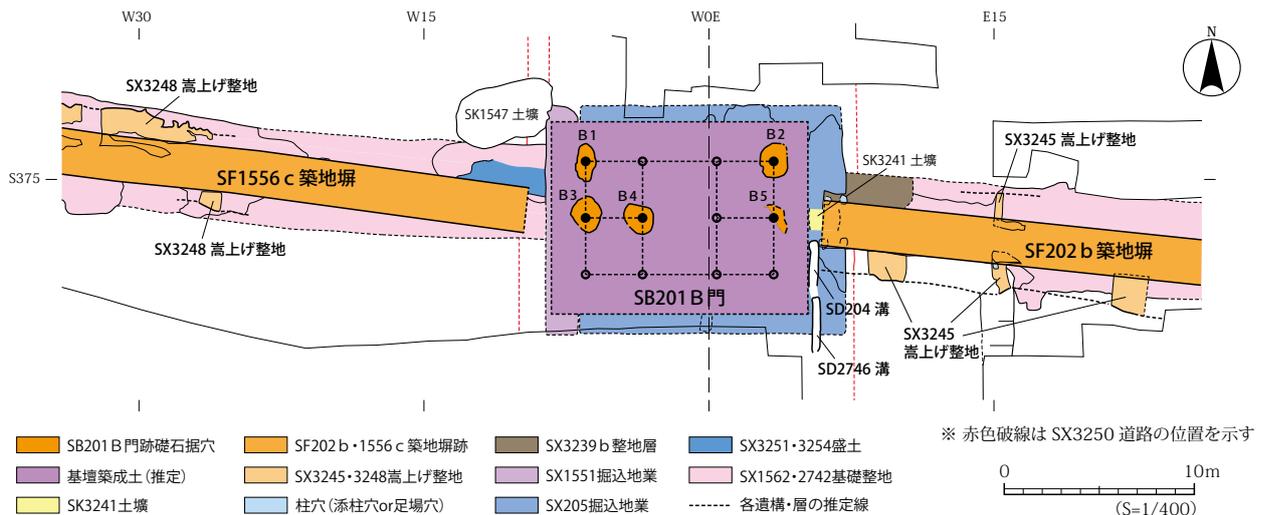
図版171 外郭南門と南辺区画施設の位置

し、方向が東西の発掘基準線に対して東で6～11°南へ振れており、政庁中軸線と直交していないことや、移転による拡張で城内に取り込まれた範囲の多くが低湿地で、官衙域や工房域、居住域として利用できる場所は南西部に限られることなどに違和感がある。そこで、第Ⅱ期における外郭南辺の移動の要因を検討すると、第Ⅰ期の南門と区画施設が配された政庁跡の丘陵裾部は、前方に位置する南門地区の小丘に遮られてその南側の低湿地からみた場合、目立たない場所となっている。正門である南門とそれに接続する南辺築地塀は蝦夷に対して外観を誇示して国家の威信を示す施設として最も重要視されたとみれば、その配置にも効果的な演出が必要であったと考えられる。第Ⅱ期の南門・築地塀は多賀城本体が載る丘陵から独立した南端部の小丘頂部を結んだ線上に配されたことで、南正面からの存在感が際立つものになったと推定されている。このことは後年城外に施工されはじめた当初の方格状地割の東西道路が、南辺築地塀に並行していることから窺われる。

iii. 第Ⅲ・Ⅳ期

第Ⅲ期の概要

火災後にSB201 B門跡が再建される。礎石式の八脚門で、第Ⅲ期の南門である。第Ⅱ期南門から規模が縮小し、桁行総長が9.9 m (33尺)、梁行総長が6.0 m (20尺) となり、門の中心もさらに西へずれて政庁中軸線との距離は1.545 mとなる。第Ⅲ期中には城外南大路(南北大路)が主に西側へ拡張されてその中心が西へずれることとも符合する。南辺築地塀には補修(SF202 b・1556 c)が認められるが、寄柱の有無は不明である。南門・築地塀の屋根は総瓦葺とみられるが、瓦の出土量比でみた第Ⅲ期の瓦群の占める割合は低く、第Ⅰ・Ⅱ期の瓦群の大半が葺瓦に利用されたと考えられる。南門の推定基壇範囲の東縁に沿う排水溝(SD204・2746)などが検出されている。



図版 172 第Ⅲ期南門周辺の平面模式図

第Ⅳ期の南門はSB201 B門跡が維持されたと考えられ、築地塀は2度改修されている（SF202 c・1556 dとSF202 d・1556 e）。この時期も軒瓦は出土量が少なく、第Ⅰ～Ⅲ期の瓦群の大半が葺瓦に利用されたと考えられるが、平瓦では第Ⅳ期のⅡC類が多量に出土しており、特に築地塀部分で出土量比に占める割合が高い。また、この築地塀北側の窪地に残る灰白色火山灰層（To-a、基本層序第Ⅳ層）は築地塀崩壊土の裾を覆って堆積し、現況ではこれより上部に築地塀の痕跡が認められない。10世紀前葉頃には築地塀が維持管理されなくなった可能性がある。

第Ⅳ期の概要

2. その他の遺構

(1) 南門跡北側の遺構

ここでは、南門地区の外郭南門北側で検出した遺構について位置や重複関係、出土遺物等から遺構期を検討し、その状況をまとめておきたい。

まず掘立柱建物跡についてみると、南門跡の約35m北東でSB2726・2727建物跡を検出している。建物が立地する場所は南門地区の最高所にあたり、丘陵上の平坦面は狭く、他に建物が立地可能なスペースを見出せない。これらは単独で設置されたと考えられる。また、SB2726・2727はほぼ同位置で重複し（SB2727→SB2726）、他の遺構との重複関係はない。古い方のSB2727は桁行3間、梁行2間の東西棟で、柱穴の規模が一辺0.7～1.0mと大きく、棟の方向が東西の発掘基準線とほぼ一致している。建物の柱抜取穴からは8世紀後葉～9世紀前葉頃とみられる須恵器坏（図版99-1）が出土しており、SB2727の廃絶はその頃と推定される。

掘立柱建物跡

他に南門跡の北東10m付近でSB2744建物跡、SA2743柱列を検出しているが、SB2726を含めて柱穴の規模が直径0.3m程と小さく、平面形は隅丸方形または円形で、方向も発掘基準線から振れている。遺物はほとんど出土しておらず年代を特定できないが、柱穴の特徴から古代でも比較的新しいもので、それ以降に下る可能性もある。

次にSX2664・2675整地層であるが、両者とも層中から摩滅して角の取れた瓦の小破片が多量に出土しており、意図的に混ぜられていた可能性がある。瓦片の中には第Ⅳ期の宝相花文(420)や陰刻花文(450・451)の軒丸瓦、平瓦ⅡC類などが含まれており、土器類ではロクロ土器

整地層

や須恵器の小片は含まれるが、須恵系土器は含まれていない。このことから SX2664・2675 は第IV期の整地層で南門地区D期の第1・2小期に収まるものと考えられ、SX2664 が灰白色火山灰 (To-a) ブロックを含む基本層序第IV a層に覆われることも矛盾しない^(註24)。両者は基盤の岩盤 (第VI層) に載る特徴が酷似した整地層で、同時期のものである可能性が高く、その東西の分布範囲はW 9.5 ~ E 11.5 となり、第III期以降の政庁南大路の路幅 (約 23 m) に収まる。南門北側のこの道路敷部分は著しく侵食されており、表土 (第I層) 直下が基盤の凝灰岩で、この凝灰岩中に含まれるアルコース砂岩塊が多数露出する状況であった。これらの岩塊は上部が侵食により現れたものの基底部は岩盤中に原位置を留めるものが多く、それらが政庁南大路の路面に露出していたとは考え難い。当時の路面高は少なくとも岩塊の上端よりは高いと判断され、SX2664・2675 はこの部分に盛られていた造成土の残痕と理解される。SX2664・2675 の厚さは 5 ~ 20cm で、政庁南大路の路面高までは岩塊との関係からさらに 30cm 以上の盛土があったと推定され、W 4・S 353 付近に位置する巨岩塊が原位置を留めているとすると、この部分では 1.3 m 以上の盛土が必要である。なお、SX2664・2675 は第IV期の造成盛土であるにも拘わらず岩盤に直接載ることから、これ以前に道路盛土が基底部まで失われる侵食を受けていた可能性があり、直上を第IV a層に覆われることから、10世紀前葉頃には造成盛土の大半が流出し、政庁南大路としての機能が失われつつあったと思われる。

道路盛土

溝

溝では、SD2657・2658・2663・2672・2734・2739 溝から第IV期の平瓦II C類が出土しており、これらは第IV期以降のものである。この中で、SD2739 は須恵系土器 (図版 102 - 1・2) が出土し、堆積土に灰白色火山灰ブロックが含まれることから、10世紀前半頃に南門地区D期の第2小期の終末頃の溝と考えられる。これより新しい SD2747 溝の年代は、遺物が出土していないもののそれ以降となる。また、SD2672 は SX2675 の東縁に接して政庁中軸線の約 11.5 m 東を南北に伸びており、方向が南北の発掘基準線に対して北で約 6° 東へ振れるが、第IV期の政庁南大路東側溝の可能性もある。SD2657・2658・2734 からは土器類も出土しているが、土師器・須恵器の小破片が中心で須恵系土器は含まれておらず、南門地区D期の第1・2小期に収まる溝と考えられる。SD2745 は、遺物が出土していないことから年代を特定することができない。

土 壙

SK2665・2666 土壙についても年代や性格を特定することは難しいが、SK2665 は僅かに出土した遺物が丸瓦II類と平瓦II B類に限られ、埋土の特徴も古代のものに類似することから、古代の遺構とみておきたい。

(2) 横穴墓

地形と分布

南門跡が載る小丘の西端部では、SF1556 a 築地堀跡に伴う SX1562 基礎整地下で 5 基の横穴墓を検出している。丘陵縁の南に 3 基 (SP1559・1560・1561)、西に 2 基 (SP2660・2661) が並んでおり、南西側に広がる沖積地との比高差は 2 ~ 3 m である。本来この場所は、基盤の凝灰岩からなる南西向きの傾斜地であったとみられ、旧地形に沿って「田屋場横穴墓群」は造営されており、周辺には更に横穴墓の埋没が推定される。

出土遺物の検討

検出した横穴墓は、いずれも玄門上部から羨道上部、前庭部にかけて大きく削平された後に SX1562 で埋め戻されている。遺存状態が良好とは言えないが、SP1559・1560・2661 からは

遺物が出土している。この中で注目されるのは、玄門部に閉塞石が残る SP2661 の玄室床面から出土した須恵器提瓶・短頸壺、鉄刀、刀子、鉄鏃で、この横穴墓の造営より機能中の副葬品とみられる。鉄製品は錆により細部の特徴が不明確で年代を検討できないが、須恵器提瓶は肩部に鈎手状の吊り手が付き、口頸部が漏斗状となるもので、大阪府陶器窯跡群の須恵器編年における T K 43 型式から 217 型式の古段階に比定される（山田：1998）。T K 217 型式には年代幅があることが指摘されており、その古段階には年代の定点資料との対応関係から 7 世紀前半頃の年代観が示されている（渥美：2008、菱田：2011）。これにより SP2661 出土の提瓶にも 6 世紀後葉～7 世紀前半頃の年代が想定される。短頸壺も器形的特徴から同様の年代が想定され、隣接する山王・市川橋遺跡出土の有蓋短頸壺に類例がみられる（宮城県教育委員会：1997・2009 他）。この年代観は横穴墓の造営年代の一端を表すと考えられる。

須恵器提瓶

須恵器短頸壺

また先述のように、SP1559・1560 の羨道床面や 6 層上面から出土した須恵器平瓶と土師器坏・碗には 7 世紀後葉～8 世紀中頃の年代幅が想定される。横穴墓群は 6 世紀後葉頃から造営が開始され、8 世紀中頃を下限として使用されたことが窺われる。田屋場横穴墓群の西側に広がる沖積平野には古墳時代後期の集落跡として山王・市川橋遺跡があり、6 世紀後半から 7 世紀代に存続している。その居住者が田屋場横穴墓群の造営に関わったことが考えられる。

横穴墓の年代

註

- (1) SX1339 積土遺構は旧表土上に直接載る遺物を全く含まない第 1 次整地層の上、SX3300 積土遺構は 3290 基礎整地の上にそれぞれ構築されており、これらの基礎地業を含めて最も古い段階の遺構と捉えている。
- (2) 2006 年の現状変更に伴う調査の際に筏地業の用材の放射性炭素年代測定(14 C -AMS)を実施し、BP1,290 ± 30 年(西暦 660 年で前後 30 年の誤差)という測定値を得ている(『年報 2006』)。
- (3) B 期に属する SF1556 築地堀跡には、a を部分的に補修した b も含まれる。
- (4) このうち 1 点は第 48 次調査と第 72 次調査で第 1 層(表土)から出土した破片が接合したものである。
- (5) 第 48 次調査では、SP1560 横穴墓の羨道床面の土器を構築時に供献されたもの、炭化物層(6 層)上面の土器をその後 SP1559・1560 で共通して行われた墓前祭祀に使用されたものとして分けて捉えていたが、調査時の記録から羨道床面で出土した土器の上部は 6 層で直接覆われていたことが判明したため、両者を炭化物層の形成を伴う墓前祭祀に用いられた一連の土器と捉え直した。
- (6) 第 48 次調査では、炭化物層(6 層)の形成を伴う墓前祭祀を横穴墓の使用期間中に行われたものと理解し、その後の整地(4 層)を横穴墓としての機能を失ってからのものと考えた。
- (7) 4 層は閉塞石を境に玄室側と羨道・前庭部側でやや土色が異なっており、両者を別の整地層と捉えることは可能である。しかし、その場合も双方の上部に 3 層の堆積が認められることから、墓前祭祀が行われた羨道・前庭部側の 4 層と SX1562(2 層)を一連の整地層とみることはできない。
- (8) SP1560 から出土した平瓶については、東松島市教育委員会の佐藤敏幸氏、宮城県教育庁文化財保護課の村田晃一氏からも器壁が薄く、焼成も良好であるが、砂粒を多く含んでやや緻密さに欠ける胎土の特徴は在地窯の製品と共通しているとのこと教示を頂いた。
- (9) 第 88 次調査で検出した SF202 築地堀跡の a 1 層は SX3251 と共通した盛土である可能性がある(『年報 2015』)。また、第 20 次調査で検出されている SF202 A 築地堀跡の中層部分(『年報 1973』)や第 34 次調査の SF202 A 築地堀跡(『年報 1979』)についても盛土の可能性を検討する余地があると思われる。
- (10) 多賀城跡の各門の規模をみると(第 16 表)、第 I・II 期は同格または第 II 期のものが若干大きくなる傾向がある。
- (11) SB1762 礎石式八脚門跡に伴う掘込地業の範囲は基壇範囲を越えて北西に及ぶとみている箇所がある。この部分は断ち割った断面で基壇に向かって上方に傾斜する地業土を掘込地業としているが、地山削り出し面に行われた盛土整地を捉えたものの可能性がある。なお、この掘込地業の底面でもほぼ南北中央に位置し、棟通り方向に直交する段が確認さ

れており、SX205の中央にみられるSD1540との共通性が窺われる。

- (12) SX1551を追加する以前にSX205の範囲で門が造られていた可能性も残るが、その場合、門の位置が道路の東に大きく寄ることになる。また、礎石掘穴が全く残存しないことを踏まえれば、SB201 A門より基壇面が高く、その基壇をすべて取り除いた後にSX1551を掘り込んだことになる。
- (13) この種の柱穴については足場穴の可能性も残る。
- (14) 現存する重要文化財の桁行3間・梁行2間の門131例の中で柱間寸法（重層門の場合は1階の柱間寸法）のデータが得られた55例を対象に分析を行った結果、桁行脇間と梁行柱間が同寸法の場合はすべての門形式、桁行脇間の方が梁行柱間よりも広い場合は単層門（八脚門）が有力、桁行脇間の方が梁行柱間より狭い場合は楼門や二重門が有力との傾向が捉えられている。なお、門形式に拘わらず、時代が下るにつれて桁行脇間と梁行柱間が同寸法となる事例が増える傾向にあることも指摘される。
- (15) 奈良時代寺院の南大門は重層が一般的であるのに対し、中門は東大寺・法隆寺を例外として、単層であったようである（大岡：1966）。また、宮城の例として『伴大納言絵詞』では平安宮の外郭の門にあたる朱雀門が二重門、八省院の閤門である会昌門が楼門に描かれている。
- (16) 第4回多賀城跡建物復原調査検討委員会（平成4年11月9日）資料および同議事録
- (17) 1点はSF202築地塀跡北側崩壊土、残り2点は第1層（表土）から出土しており、他にピットから頭部径3cm程のものが1点出土している。
- (18) 門と基壇の規模・位置関係が判明している遺構で各側柱列からの基壇の出をみると、管見の限り、妻側より平側の方が短いものはほとんど認められない。
- (19) 以下で単に「重弁蓮花文」と記すものは「8葉重弁蓮花文」を指す。
- (20) 南門地区では偏行唐草文軒平瓦が南門区で2点、西側築地区で4点、地点不明1点の合計7点出土しており、いずれも621である。
- (21) 「常」のヘラ書きを持つ瓦は日の出山窯跡群にみられるもので、その中でも古い瓦の特徴として位置付けられる（『関連36』）。
- (22) 屋根の棟だけを瓦葺とする葺棟や熨斗棟の場合は熨斗瓦が高い確率で出土するはずである。しかし、多賀城では現在のところ、第Ⅱ期以外の熨斗瓦は検出されていない。第Ⅱ期の熨斗瓦は焼成前に整形し、中央に分割線を入れて、焼成後に2分割したものである。これ以外の時期は平瓦を縦に半裁し、割熨斗瓦として使用した可能性も考えられるが、この熨斗瓦は抽出できていない。
- (23) SF1556 e築地塀本体の瓦積に使用された瓦には、単弧文640と無文641の軒平瓦、丸瓦ⅡA・ⅡB類、平瓦ⅠA・ⅠC a・ⅡA・ⅡB・ⅡC類があり、用いられ方は異なるものの、第Ⅳ期築地塀の造営に第Ⅰ～Ⅲ期の瓦群が再利用されていることを示している。
- (24) 第72次調査の概報である『年報2001』では、基本層序の第Ⅲ層を「東第4層」、第Ⅳa層を「東第3層」とし、第Ⅳa層に若い番号を付していた。両者に直接の重複関係はなく、その前後関係は判然としないが、調査時の所見で第Ⅲ層は多賀城碑・覆屋基礎の発掘調査を行った際の「第5a層」（『年報1997』）に相当するとされている。この第5a層（≒第Ⅲ層）からは10世紀中頃から後半の須恵系土器が出土しており、灰白色火山灰ブロックを含む第Ⅳa層より新しくなる可能性を考慮して、本書では層序番号を入れ替えている。

引用文献

- 渥美 賢吾 2008 「和泉陶邑窯出土須恵器の編年研究—年代論の再検討を中心に」『史葉 第2号』
- 伊東 信雄 1960 『天平産金遺跡』
- 大岡 實 1966 「奈良時代寺院の伽藍配置と主要堂塔」『南都七大寺の研究』
- 大河原基典 2002 「多賀城創建期における瓦生産の展開」『宮城考古学 第4号』
- 大阪府教育委員会 1978 『陶邑Ⅲ—本文編—』 大阪府文化財調査報告書第30輯
- 坂井 秀弥 2010 「地方官衙と門」第13回古代官衙・集落研究会報告書『官衙と門』報告編
- 佐川 正敏 2000 「陸奥国の平城京式軒瓦六二八二—六七二—の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉郡山五番遺跡・原町市泉庵寺—」『東北学院大学 東北文化研究所紀要 第32号』
- 佐川 正敏 2014 「東北における寺院の成立と展開 寺院遺跡から」『講座東北の歴史 第五巻 信仰と芸能』清文堂
- 佐藤 隆 2004 「8世紀の須恵器編年と難波宮・平城京の並行関係—陶邑窯跡編年の再構築に向けて・その2」『大阪歴史博物館 研究紀要 第3号』
- 佐藤 敏幸 2014 「横穴墓墓前域出土遺物の非共時性—宮城県における横穴墓墓前域・墓前域出土土器の検討—」『宮城考古学 第16号』
- 清水 重敦 2010 「都城・官衙における門の建築」第13回古代官衙・集落研究会報告書『官衙と門』報告編
- 菅原 祥夫 1996 「陸奥国府系瓦における造瓦組織の再編過程(Ⅰ)—黄金山産金遺跡の所用瓦に対する再評価を中心として—」『論集しのぶ考古 目黒吉明先生頌寿記念』

- 菅原 祥夫 2017 「陸奥国分寺の創建と造瓦組織の再編」『第43回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集』
- 仙台市教育委員会 1981 『史跡陸奥国分寺跡 昭和55年度環境整備予備調査概報 東門跡』
仙台市文化財調査報告書第27集
- 仙台市教育委員会 1990 『仙台平野の遺跡群I—平成元年年度発掘調査報告書—』 仙台市文化財調査報告書第134集
- 仙台市教育委員会 2005 『郡山遺跡発掘調査報告書総括編(1)』 仙台市文化財調査報告書第283集
- 多賀城市教育委員会 1991 『山王遺跡—第10次発掘調査概報(仙塩道路建設に伴う八幡地区発掘調査)—』
多賀城市文化財調査報告書第27集
- 高野 芳宏 2008 「多賀城政庁の建物塗装 —赤色顔料付着の軒平瓦から—」『東北歴史博物館研究紀要9』
- 寺崎 保広 2002 『日本史リブレット6 藤原京の形成』 山川出版社
- 長島 栄一 2017 「陸奥国分寺・尼寺跡」『第43回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』
- 奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡 I 遺構編』
- 奈良文化財研究所 2004 『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』
- 西 和夫 1980 「設計図はなかった」『工匠たちの知恵と工夫—建築技術史の散歩みち』 彰国社
- 菱田 哲朗 2011 「②後期・終末期の実年代」『古墳時代の考古学1—古墳時代の枠組み』 同成社
- 林部 均 2011 「古代宮都と郡山遺跡・多賀城—古代宮都からみた地方官衙論序説—」
『国立歴史民俗博物館研究報告 第163集』
- 古川 一明 2008 「多賀城創建期について」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』
- 宮城県教育委員会 1997 『山王遺跡V』 宮城県文化財調査報告書第174集
- 宮城県教育委員会 2009 『市川橋遺跡の調査 伏石・八幡地区—県道『泉—塩釜線』関連調査報告書VII—』
宮城県文化財調査報告書第218集
- 宮城県教育委員会 宮城県多賀城跡調査研究所 1980 『多賀城跡 政庁跡 図録編』
- 宮城県教育委員会 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡 政庁跡 本文編』
- 宮城県教育委員会 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『多賀城跡 政庁跡 補遺編』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1971 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1970』(第7・8・9・10・11次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1972 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1971』(第12・13・14次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1974 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1973』(第19・20・21・22次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1975 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1974』(第23・24次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1980 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1979』(第34・35次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1981』(第38・39・40次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1983 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1982』(第40・41・42次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1984 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1983』(第43・44次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1986 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1985』(第46・48・49次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1989 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1988』(第53・54・55次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1994 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1993』(第64次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1996 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1995』(第66次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1998 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1997』(第68次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2002 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2001』(第72次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2003 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2002』(第73次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2004 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2003』(第74・75次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2007 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2006』(第78次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2008 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2007』(第79次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2009』(第81次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2014 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2013』(第86次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2015 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2014』(第87次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2016 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2015』(第88・89次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2017 『宮城県多賀城跡調査研究所年報2016』(第90次調査)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2006 『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第30冊』(木戸築跡群I)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2013 『多賀城跡木簡II』 宮城県多賀城跡調査研究所資料III
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2013 『多賀城跡木簡II 図版編』 宮城県多賀城跡調査研究所資料III
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2014 『多賀城跡木簡III』 宮城県多賀城跡調査研究所資料IV
- 村田 晃一 2010 「古代奥羽の城柵・官衙の門と圍繞施設」第13回古代官衙・集落研究会報告書『官衙と門』報告編
- 柳澤 和明 2010 「多賀城市田屋場横穴墓群の再検討」『東北歴史博物館研究紀要11』
- 山田 邦和 1998 『須恵器生産の研究』 学生社

図版	位置	次数	登録番号	図版	位置	次数	登録番号	図版	位置	次数	登録番号	図版	位置	次数	登録番号	図版	位置	次数	登録番号
1		81	Z 3272	37	下段中央	87	Z 4981	52	上段左	48	D 7085	67	上段左	73	Z 62	89	下段右	87	Z 5183
6		7	D 325		下段右	87	Z 4997		上段右	48	D 7089		上段右	73	Z 60	98	上段左	72	D 23198
8	左	48	E 327	41	左	87	Z 5295		中段左	87	Z 5308		下段左	73	Z 3		上段右	72	D 23235
	右	48	E 329		右	87	Z 5297		中段右	87	Z 5265		下段中央	73	Z 2		下段左	72	D 23243
11		72	D 23186	43	上段	87	Z 5012		下段左	87	Z 5301		下段右	73	D 23626		下段中央	72	D 23208
13		73	D 23604		中段左	87	Z 5276		下段右	87	Z 5263	68	左	73	Z 70		下段右	72	D 23215
16		74	D 23793		中段右	87	Z 5007	58	左	73	D 23609		右	73	Z 86	99		73	Z 25
19	左	79	Z 2574		下段左	87	Z 5280		右	87	Z 5267	70	上段	87	Z 5329	100	上段	73	Z 22
	右	79	Z 2541		下段右	87	Z 5282	59	上段左	87	Z 5039		中段左	87	Z 4962		下段左	73	D 23573
20		87	Z 5389	44	上段	48	E 328		上段右	87	Z 5335		中段右	87	Z 5059		下段中央	73	Z 9
23		87	Z 5405		中段	48	E 337		中段	87	Z 5062		下段左	87	Z 4952		下段右	73	Z 13
24	上段	87	Z 5381		下段	48	E 338		下段	87	Z 5073		下段右	87	Z 5362	103		72	D 23232
	下段	87	Z 5382	45	上段	87	Z 5030	61	上段	87	Z 5047	81	左	73	D 23633	104	左	48	D 7298
26	上段	79	Z 2580		中段	87	Z 5287		下段	87	Z 5066		右	73	Z 97		右	48	E 360
	下段	79	Z 2573		下段	48	E 343	64	上段	87	Z 5098	82	上段	72	D 23262	106	上段左	48	D 7286
28	上段	79	Z 2566	47	上段左	87	Z 5316		中段左	87	Z 5099		中段	87	Z 5240		上段右	48	D 7284
	下段左	74	Z 127		上段中央	87	Z 5309		中段右	87	Z 5102		下段	87	Z 5221		下段左	48	D 7285
	下段右	74	Z 125		上段右	87	Z 5042		下段左	87	Z 5072	87	上段左	87	Z 5195		下段右	48	E 359
29	左	79	Z 2428		下段左	87	Z 5312		下段右	87	Z 4964		上段右	87	Z 5222	108	上段左	48	D 7295
	右	79	Z 2424		下段右	87	Z 5279	65	左	87	Z 5123		中段	87	Z 5198		上段右	48	D 7294
30		79	Z 2567	49	上段	87	Z 4977		右	87	Z 5112		下段左	72	D 23306		下段左	48	D 7303
32	上段左	79	Z 2377		中段	87	Z 4976	66	上段左	48	D 7266		下段右	72	D 23313		下段中央	48	D 7308
	上段右	79	Z 2390		下段	87	Z 5342		上段中央	87	Z 5051	88	左	72	D 23273		下段右	48	D 7305
	下段左	79	Z 2387	51	1段左	48	E 334		上段右	87	Z 5052		右	72	D 23272	111	左	48	D 7288
	下段右	79	Z 2396		1段右	48	E 335		中段左	87	Z 5054	89	上段左	87	Z 5153		右	48	D 7296
34	上段	87	Z 5386		2段	87	Z 5355		中段中央	7	Z 345		上段右	87	Z 5146	113	左	72	D 23216
	下段	87	Z 5390		3段左	87	Z 4985		中段右	87	Z 5366		中段左	87	Z 5140		右	72	D 23221
37	上段左	87	Z 5001		3段右	87	Z 4967		下段左	87	Z 5369		中段中央	87	Z 5158	114	左	72	D 23225
	上段右	87	Z 5002		4段左	87	Z 4972		下段中央	87	Z 5370		下段左	87	Z 5166		右	72	D 23222
	下段左	87	Z 4988		4段右	87	Z 5003		下段右	73	Z 78		下段中央	87	Z 5175				

遺 構

図版	番号	登録番号	図版	番号	登録番号	図版	番号	登録番号	図版	番号	登録番号	図版	番号	登録番号	図版	番号	登録番号
130	1	Z 6326	131	1	Z 6343	132	2右	Z 6361	133	1左	Z 6378	134	3左	Z 6396	135	3	Z 6414
	2	Z 6327		2上	Z 6344		3左	Z 6362		1右	Z 6379		3右	Z 6397		4	Z 6415
	3	Z 6328		2下	Z 6345		3右	Z 6363		2左	Z 6380		4左	Z 6398		5	Z 6416
	4	Z 6329		3上	Z 6346		4左	Z 6364		2右	Z 6381		4右	Z 6399		6	Z 6417
	5	Z 6330		3下	Z 6347		4右	Z 6365		3左	Z 6382		5	Z 6400		7	Z 6418
	6	Z 6331		4上	Z 6348		5左	Z 6366		3右	Z 6383		6左	Z 6401		8	Z 6419
	7	Z 6332		4下	Z 6349		5右	Z 6367		4	Z 6384		6右	Z 6402		9	Z 6420
	8	Z 6333		5上	Z 6350		6左	Z 6368		5	Z 6385		7	Z 6403		10	Z 6421
	9	Z 6334		5下	Z 6351		6右	Z 6369		6	Z 6386		8	Z 6404		11	Z 6422
	10	Z 6335		6上	Z 6352		7左	Z 6370		7	Z 6387		9	Z 6405		12	Z 6423
	11	Z 6336		6下	Z 6353		7右	Z 6371		8	Z 6388		10	Z 6406		13	Z 6424
	12	Z 6337		7上	Z 6354		8左	Z 6372		9	Z 6389		11	Z 6407		14	Z 6425
	13	Z 6338		7下	Z 6355		8右	Z 6373		10	Z 6390		集合	Z 6408		15	Z 6426
	14	Z 6339		8上	Z 6356		9左	Z 6374		11	Z 6391	135	1a	Z 6409		16	Z 6427
	15左	Z 6340		8下	Z 6357		9右	Z 6375		12	Z 6392		1b	Z 6410		17	Z 6428
	15右	Z 6341	132	1左	Z 6358		10左	Z 6376		13	Z 6393		1a拵	Z 6411		18左	Z 6429
	16	Z 6342		1右	Z 6359		10右	Z 6377	134	1	Z 6394		1b拵	Z 6412		18右	Z 6430
				2左	Z 6360					2	Z 6395		2	Z 6413			

遺 物

第 24 表 掲載写真登録番号一覧

付記 第Ⅱ期多賀城改修前後の陸奥国

吉野 武

多賀城跡第Ⅱ期政庁の年代は軒瓦における陸奥国分寺創建瓦との同範関係から国分寺造営の詔が出された天平13年(741)を上限とし、終焉は政庁跡の大規模な火災の痕跡と『続日本紀』にみえる伊治公咎麻呂の乱を端緒とした多賀城焼亡の記事から、宝亀11年(780)としている(『本文編』)。また、第Ⅱ期の改修開始は、国分寺創建期の瓦が天平21年(749)の産金を記念した涌谷町黄金山産金遺跡の仏堂跡出土瓦と類似し、「天平□」の文字瓦の下限から天平13年～天平神護3年(741～767)までの間とみている。

改修の開始はほぼ8世紀半ば頃であり、SB202A南門跡の造営も同様に考えられる。ここでは第Ⅱ期の改修前後頃の陸奥国の情勢について付記する。

1. 8世紀半ば頃の陸奥国と多賀城の改修

この頃の陸奥国は律令政府の北方への版図・支配拡大の観点から天平宝字元年(757)頃を境とした前後に分けてみることができる(付表1)。すなわち、版図の拡大は改修開始の上限に先立つ天平9年(737)年の大野東人による雄勝村での城柵造営を含めた陸奥一羽間の直路開削事業以降は動きがなかったが、天平宝字元年から桃生・雄勝城の造営に動き出し、同2～3年に両城を造営、翌4年正月には藤原朝獺をはじめとする関係者の褒賞が行われた。天平宝字年間には他に発掘調査の所見から秋田城の改修が知られ、また、多賀城の改修開始下限を少し下る神護景雲元年(767)には伊治城も造営された。大野東人以来、約20年の中断を挟んで政府は積極的に北方への版図の拡大に乗り出した。

天平宝字元年前後の状況からみれば、多賀城の改修は同元年以後の動きの中で捉え易い。実際、改修は多賀城碑を真作とみる立場(安倍・平川編1999)から藤原朝獺による天平宝字6年12月頃の完成をみるのが一般的で、また、その頃の城柵の造営・改修は、まず桃生・雄勝城の造営が行われ、次に多賀城と秋田城が改修されたとする見方もある(今泉2015a、鈴木2005)。しかし、設計を変更したSB202A南門跡の構築工程や陸奥国分寺の創建瓦と連続する第Ⅱ期の瓦、その出土様相といった考古学的な所見は必ずしも同4～6年頃の改修を示さず、むしろ、それ以前からの改修をみる余地が大きい^(註1)。

2. 天平後半・天平勝宝年間の陸奥国

版図拡大の中断 天平9年(737)の大野東人の事業は未完遂に終わった^(註2)。陸奥一羽間直路開削という呼び名に惑わされ易いが、この事業の目的は直路開削と雄勝村での城柵造営にあり(今泉2015b)、養老4年(720)の蝦夷反乱後の多賀城創建といわゆる天平五柵の存在に象徴される大崎地方の支配再建・復興を足場とし、版図の拡大を目指したものである。しかし、開削なかばで雄勝村の俘長の来降があり、また、大雪による遅れで軍糧が確保できないため城柵の造営は見送られ、直路の開削も雄勝村の手前50里に止まった。その際、東人は後年の再試行を表明しているが、その後に事業が再開された形跡はない。関係者への褒賞もなく、東人も天平11年の参議任官によって陸奥国を離れた(付表2)。事業は中断・延期され、雄勝城の造営は天平宝字年間に下る。その要因としては全国で猛威を振るった天然痘と藤原四子政権の崩壊、それから聖武天皇を中心とする政府が諸国国分寺・尼寺の造営から盧舎那仏の造立へ全力を傾け始めたためとみられる(鈴木2008)。

版図拡大の中断は陸奥国に軍事的緊張の緩和と国力の充実をもたらしたと思われる。また、天平の産金という

慶事にも彩られ、平和で穏やかな様子を連想しやすい。しかし、盧舎那仏の鍍金に悩む政府を満たす金の調達課題であったろうし、平和と慶事の陰では他にも種々の課題があった。この頃の陸奥国では鎮兵制の停止、調庸制の復活が知られる。

鎮兵制の停止 陸奥国の軍制は令規定の軍団兵士制と養老6年(722)頃に発足した鎮兵制による二本立てである点に特徴がある。このうち、後出の鎮兵は当土の公民による番上兵で食料自弁の軍団兵士に対して主に東国から徴発され、公糧を受けながら長期にわたって長上兵として勤務した。その職務は城柵の守衛や蝦夷との戦闘に限らず、城柵の造営修理にもあたる部分が大きく、天平9年の事業でも499人が出征し、天平宝字・神護景雲年間の桃生・雄勝・伊治城の造営でも動員された。養老の発足時でも多賀城の創建や天平五柵が整備された頃で、鎮兵は城柵の造営と密接に関わる。それは伊治城造営後の神護景雲2年(768)に人員が減員(3000人→500人)されたことでも明らかである^(註3)。

ところで、鎮兵は天平18年(746)にも一度停止されており、代わりに小田団が創設されている。その詳細は神護景雲の減員時に引かれた前(陸奥)守百濟王敬福の旧例と『類聚三代格』巻18天平18年12月の太政官奏をはじめとする陸奥国軍制の検討で判明している(鈴木1998a)。停止の原因は不明だが、旧例による減員を求めた神護景雲の時の理由が鎮兵に支給する多大な糧にある点からみて、鎮兵糧の負担が考えられる。その財源は養老の鎮兵発足時は鎮所への献穀で賄われたが、天平18年頃は後年にみられる出挙を財源とする国衙財政^(註4)に移行していたとみられる。従って、その負担を除くために鎮兵を停めて食料自弁の軍団兵士による小田団を創設したとみられるが、問題はなぜそうした措置がとられたかである。そこで考えられるのが、調庸制の復活である。

調庸制の復活 陸奥国の調庸制は養老6年に停止されている^(註5)。それは養老4年の蝦夷の反乱で打撃を受けた陸奥国(熊谷2000)の負担軽減策とみられがちだが、本質は陸奥国の富国強兵にあり(今泉2015c)、本来は中央に納める資力を陸奥国の勸課農桑と射騎教習にまわし、租・正税の徴収を増大させて財力を高めるとともに軍事教練を通して軍力を増強するものである。従って、その施策が続く限り、陸奥国は諸国より財政が豊かで軍兵も精鋭にできる。養老・神龜年間頃の高賀城創建や天平五柵の整備には他国からの支援もあったが、最終的には強化した陸奥国の国力で事業を押し進め、当初は献穀で賄った鎮兵糧も正税徴収の進展・蓄積により国衙財政に移したとみられる。

しかし、調庸制が復活すれば国力は落ちる。収入にできた資力を京進しなければならない。そのうえ鎮兵糧という他国にはない負担もある。それは増収を前提として維持される仕組みであるから、鎮兵制の施行下における調庸の復活は陸奥国の財政を圧迫する。

調庸制は天平勝宝元年(749)の産金で陸奥国の調庸が三年間免除された記事から^(註6)、それ以前に復活した。天平18年(746)の鎮兵停止との前後関係は不明だが、鎮兵停止の理由が公糧の負担ならそれ以前と考えられる。その場合、天平15年の紫香樂宮での盧舎那仏造立の詔の翌日に発せられた「東海東山北陸三道廿五国、今年調庸等物、皆令貢於紫香樂宮」という指示が目される^(註7)。それは天下の富を悉く盧舎那仏の造立に傾ける一端を露わにしたような指示だが、当時の三道諸国の合計は26国なので、調庸を停めていた陸奥・出羽国のどちらかが復活している。それを陸奥とする見方もあるが、先に復活したのは鎮兵制が未成立で(鈴木1998b)、糧の負担がない出羽とみるのが順当であり、さらなる中央への富の集積にあたって陸奥国の復活が推測される。鎮兵の停止と考え合わせれば、天平16～18年の間でも比較的遅いと思われる。

かくして陸奥国では調庸が復活し、鎮兵が停止されたと考えられる。もっとも当時の鎮兵は後年より小規模で、負担も極端に大きくはなかった。神護景雲2年の減員史料では鎮兵3000人の年糧は36万余束だが、天平18

年以前の鎮兵は500人程で負担は1/6である。それにも拘わらず鎮兵を停止したのは金の調達もあろうが、そうした成果が予測できない課題よりも現実的にこなす必要のある事業として陸奥国分寺・尼寺の創建がある。

陸奥国分寺・尼寺の造営と天平の産金 調庸の負担がなければ国分寺・尼寺の造営はそう問題ではない。調庸停止期の陸奥国は財政・軍制が強化され、その財力で鎮兵を養いつつ多賀城の創建、天平五柵の整備、天平9年の事業などをこなした。しかし、調庸が復活し、鎮兵糧も負担するとなれば両寺の造営は厳しい。諸国の責任でなされる造営は他国の支援を得られない単独事業であり、鎮兵糧を負担する陸奥国は不利である。調庸が復活すれば鎮兵は重荷であった。神護景雲2年の減員時にわざわざ前陸奥守の旧例を引くのは、それが天平18年頃の陸奥国の財政的不利を救う施策、いわば善政だったからであろう。

また、鎮兵制に代わる措置が軍団兵士による小田団の創設だった点も注目される。創設の実質2年後に小田郡の産金が報じられた点からみると、同団の兵士が金の採集に使われたのは想像に難くない。ちなみに産金で褒賞された官人には鎮官もいる。その点も考え合わせれば、恐らく天平18年頃には小田郡での金の調達に目星がついており、当初は鎮兵による採集を意図したが、その停止による軍団の創設を小田団とすることで、金の採集地付近に勤める食料自弁の兵士を労働力とした合理的な採金を可能とし、成果をあげたのではなかろうか。鎮兵の停止と小田団の創設は国分寺等の創建における財政的不利を解消するとともに、採金の実をあげる優れた施策と捉えられる。

このように天平期後半の陸奥国には国分寺等の創建、調庸復活、鎮兵の負担、金の調達などの課題があり、経営には些か難しい局面があった。また、それらは明らかに聖武天皇を中心とする政府が諸国国分寺・尼寺の造営から盧舎那仏の造立へ傾注する中で生じた課題である。そうした方針に陸奥国は国分寺等の造営、調庸京進の点で否応なく令制下の一国として位置づけられる中で、鎮兵停止と小田団創設という施策で対応した。国家の要求に答えつつ、適切・合理的な国政の運営で局面を乗り越えている。天平の産金はその大きな成果となった。ここで、この頃の陸奥国の官人をみてみたい。

天平後半・天平勝宝年間の官人 この頃には按察使と鎮守将軍が任じられた形跡がない。政府が盧舎那仏造立に傾注し、版図の拡大が中絶したことがよく顕れている。従って、この頃の陸奥国の首班は陸奥守である。

当時の官人では前述の百済王敬福のほかに佐伯全成、余(百済)足人などが知られる(付表2^(註8))。百済王敬福は天平10年(738)に陸奥介となり^(註9)、同11年の大野東人の参議任官後は実質的な首班になったとみられる。東人の任官直前に陸奥守の相当位にあたる従5位下に叙されており、同15年には陸奥守となった。次いで18年4月に上総守に転じ、石川年足が陸奥守となるが、9月に年足が春宮員外介になると陸奥守に再任し、翌月には従5位上に叙された。この時の人事は年足が11月に右中弁を兼ね、翌19年正月に従4位下、3月には春宮大夫となり、その後も昇叙・昇任を重ねる点からみると、地方から中央官界への年足の抜擢と考えられる。年足は出雲守在任時の天平11年に善政で賞賜された能吏であった^(註10)。後任として陸奥守に再任した敬福も介以来の治績が評価されたと思われる。それに答えて敬福は前述の局面を乗り越え、産金の功績で従三位に躍進、翌天平勝宝2年(750)には宮内卿となって陸奥国を離れたとみられる。

再任した敬福の片腕となったのが佐伯全成である。全成は武門の名門佐伯氏の出自で、産金の際には陸奥介であった。その任官は『続日本紀』に見えないが、天平18年4月に推定される。すなわち、全成は後年の述懐から前年の17年には中央におり、石川年足が陸奥守となった翌18年4月に従5位下に叙された。また、9月に年足が転任して百済王敬福が再任し、翌月に敬福の位階が従5位下から従5位上に昇進している。この経過をみると、敬福の昇進は同階(従5位下)の全成が陸奥介に在任していたため、再任の守としてバランスをとっ

たとえられる。従って、全成は再任した敬福とともに難局を越えて産金の褒賞に預かった。そして、敬福の宮内卿任官後はかつての敬福と同じく介にして陸奥国の首班となったとみられ、天平勝宝4年には守に任じられて名実ともに敬福の後任となった。

全成の治下では調庸の品目変更や牡鹿郡の丸子氏への牡鹿連の賜姓がみえる^(註11)。調庸の品目は多賀以北諸郡が金となり、数量が定められた。他は従来どおり布を納めた。牡鹿郡は小田郡の東隣りの郡で小田団兵士の供給源の1つであり、産金との関係も想定される。また、全成は貢金関係でしばしば上京し、同4年の在京時には盧舎那仏の開眼供養で久米舞も奉じている^(註12)。天皇に奉仕し、天皇を中心とする国家に順じる官人の模範的な姿と言ってよい。しかし、その一方で全成には大きな陰も寄り添っていた。天平17年の在京時以来、大伴・佐伯氏の武力を頼んで藤原仲麻呂からの政権奪取を目論む橘奈良麻呂の企てに再三にわたって誘われていたのである。もっとも、全成は氏族の名誉を汚すことを嫌い、奈良麻呂の企てを道に背くとして拒絶していた。

余(百濟)足人は敬福の陸奥介任用と同じ天平10年(738)に鎮守判官に任じられた。その後は陸奥大掾に転じ、産金の褒賞に預かった。足人もまた敬福の下で国政にあたった官人である。天平勝宝年間の動向は不明だが、天平宝字元年(757)5月に従5位下に進み、同4年の桃生・雄勝城造営の褒賞で陸奥介としてみえる。国守が藤原朝獺に代わった陸奥国の運営にあたり、翌5年には東海節度使となった朝獺の副使に任じられたが、以後は陸奥国との関係が途絶え、敬福・全成のように陸奥守となることはなかった。

陸奥国官人の在任期間は比較的長く、この頃もそれが明確である。少なくとも敬福が12年、全成と足人も10年は在任した。また、その期間に敬福と全成が介→守、足人が鎮守判官→大掾となり、後述するが足人には大掾→介の昇任、都合20年以上の陸奥在任が推定される。こうした任用状況は陸奥国現地での経験を積みつつ国政を執らせるもので、経営が難しい辺国を円滑に治める手法とみられる。長期の在任は官人間や在地人との意志の伝達、協調性をとり易くし、事に臨んでは首班を中心に一丸となって取り組み易かったと思われる。政府が国分寺等の造営から盧舎那仏の造立に傾注する中で、陸奥国では版図拡大時とは異なる造仏のための調庸の復活や金の調達、国分寺・尼寺造営のための財政不足の解消といった課題を克服したが、その背景には官人の長期在任で培われた協調性に基づいた首班を中心に取り組む体制が考えられる。産金では多くの人々が褒賞に預かり、また、牡鹿郡の丸子氏がこの頃に一括賜姓されたのもそうした体制の一端を示すとみられる。やがてその体制は、ちょうど産金から盧舎那仏開眼の頃に敬福から全成に円満に継承されたが、天平宝字元年(757)を境にして大きく変化する。首班の全成が橘奈良麻呂の変に坐して失脚、自殺に追い込まれ、藤原仲麻呂の第四子、朝獺が陸奥守に就任したのである。

3. 天平宝字年間の陸奥国

版図拡大の再開と鎮兵制の復活 天平勝宝8歳(756)に聖武太上天皇が死去すると^(註13)、光明皇太后の庇護のもとに藤原仲麻呂は政界における発言力をさらに強めた。翌天平宝字元年3月に孝謙天皇と図って聖武天皇の遺詔で立てられた皇太子を廃し、4月には大炊王(淳仁天皇)を皇太子とした^(註14)。その際の勅では仲麻呂の政策の特色をよく示す儒教趣味や中華思想に基づく新政策も打ち出され、東北地方の経営に係わることに触れられている。すなわち、家ごとに『孝経』を備えさせて誦誦を奨励する一方で不孝・不恭・不友・不順の者は陸奥国桃生、出羽國小勝に配し、風俗を清めるとともに辺境防衛に充てることを指示した。また、当年の免除規定の中で鎮兵の田租を免じている。

これらの記事から約20年中断していた版図拡大政策が再開し、鎮兵も復活したことが知られる。同年6月に

は大野東人以来みえなかった陸奥按察使と鎮守将軍が任じられ、按察使兼鎮守将軍に大伴古麻呂、副将軍には現地首班の陸奥守佐伯全成が起用された。

橘奈良麻呂の変と佐伯全成の失脚 鎮守将軍、副将軍となった古麻呂と全成は20日程後の7月初めに橘奈良麻呂の変に座し、失脚した^(註15)。この変は奈良麻呂が黄文王や廢太子の道祖王、大伴古麻呂らと結び、武門の名族の大伴・佐伯氏の武力を頼んで台頭著しい藤原仲麻呂を殺害し、皇太子と天皇を廢して新天皇を立て、新政権の樹立を目論んだ企てだが、事前に計画が漏れて失敗したものである。関係者は厳しい取り調べを受け、黄文王や道祖王は杖死、陸奥国赴任を控えた大伴古麻呂も捕らえられて杖死した。また、陸奥国に在任する全成も関与を疑われて勘問が行われた。その供述によると、全成は前述のように奈良麻呂の企てに誘われていたが、拒絶していた。従って、無実だったが、疑惑を受けて陸奥守を解任され、前途を失った全成は自殺に追い込まれた。この時、全成を勘問したのは新たな陸奥守^(註16)として下向した藤原朝獺とみられる(藺田1991)。

藤原朝獺の陸奥守就任 朝獺の就任は政変に伴うものであり、尋常な国守の交替ではない。この点は中央視点でみれば政変の地方への波及だが、陸奥国内では永年在任し、百済王敬福の後を円満に継承した首班が突如下向してきた朝獺により失脚、解任され、死に追い込まれた事件である。尋常ならざる交替だけに疑惑を受けた前国守全成の行状・職責は厳しく追求・査察され、陸奥介以下の官人も慄然とし、新国守朝獺に畏怖を感じたと考えられる。その一報によっては他の官人も無事ではない。まだ若く、経験も浅い朝獺の前に彼らは一斉にひれ伏すことになった。中央では奈良麻呂の変による肅正と淳仁天皇の即位で仲麻呂の専制が確立したが、陸奥国でも朝獺による専制的な支配体制が成立した。

朝獺専制の陸奥国 柵戸移配、鎮兵復活と鎮守将軍等の任命で動き出していた版図の拡大は奈良麻呂派とされた古麻呂と全成の肅正、朝獺の陸奥守就任により強力に推し進められたと考えられる。赴任後、朝獺は古麻呂の後任として陸奥按察使、鎮守将軍に任じられ、三官を兼ねた陸奥・出羽国の主権者として同2年(758)10月から桃生・雄勝城の造営にあたり、翌年中には概ね完成、同4年正月に褒賞された^(註17)。赴任から造営開始までにやや時間を要しているが、朝獺は造営準備を進めつつ陸奥・出羽国の機構や情勢を掌握し、支配体制を固めたと思われる。それは政変による威圧を伴った就任で比較的容易に進んだと見通される。在地の官人は唯々諾々と従わざるを得なかったであろう。

そうした専制的な体制で朝獺は桃生・雄勝城の造営を推進、完成させた。その功績は激賞され、褒賞の際には位階が3階進められた。造営に関係した陸奥・出羽国官人、郡司や軍毅、軍士、さらには蝦夷・俘囚に至るまで多数の者が褒賞に預かっている。また、両城の造営と同時に出羽国で雄勝・平鹿二郡を建郡、陸奥-出羽間の駅制も整備された。後者は雄勝城造営とともに未完遂だった大野東人の事業の完成であり、他に鎮官の待遇も整えられた^(註18)。さらに冒頭で述べた秋田城と多賀城の改修もこの頃のこと、朝獺の手による部分が大きいと思われる。ただし、その経過は史料上ではほとんど不明であり、桃生・雄勝城造営後の改修とする見方(今泉2015a、鈴木2005)も断定はできない^(註19)。

このように朝獺はかなりの事業を行った。中断していた版図拡大政策を実行に移して大幅に推進し、桃生・雄勝城の造営では郡司や軍毅、鎮兵、馬子だけで8180人の人兵を動員して完成させ、雄勝城には坂東8国をはじめとする12国から2000人の柵戸を置いた。他に両城には多数の軍士と兵器が貯えられている^(註20)。こうした実績を踏まえて、その後、朝獺は藤原仲麻呂による新羅征討計画の総責任者と目され、天平宝字5(761)年には準備のために東海節度使に任じられたが、偽作がほぼ払拭された多賀城碑によれば同6年12月の参議任官までは基本的に陸奥・出羽国の主権者であったとみられる。

朝獺による強力な版図拡大は中央政界の仲麻呂、陸奥・出羽国における朝獺の専制下で推進可能だったと思われる。それを支えるべく陸奥介以下の官人も尽力させられたと推測される。若く経験が浅い朝獺にしても、それが無ければ事業の推進・成功は覚束ないところだが、大伴古麻呂と佐伯全成の肅正による威圧を通して彼らを自在に使えたと考えられる。この頃の官人の例としては陸奥介百濟(余)足人があげられる。

百濟足人と朝獺の後継者 百濟足人は前述の余足人であり、百濟王敬福の陸奥介任用と同じ天平10年(738)に鎮守判官となった後、陸奥大掾に転じて国政にあたり、産金の褒賞に預かった官人である。天平宝字4年(760)には陸奥介兼鎮守副将軍として桃生・雄勝城造営の功績で賞されており、陸奥国で朝獺に次ぐ地位にあった。天平勝宝年間の動向は不明だが、陸奥国で長く勤めた足人は朝獺が事業を進めるうえで重宝だったとみられる。天平勝宝4年(752)以降、多賀以北諸郡の調庸は金とされたが、足人は産金の功労者で調達に長じている。また、多賀城第Ⅱ期の瓦は陸奥国分寺の創建瓦と連続するが、足人は国分寺創建頃の大掾として造営に参与した可能性が高い。とすれば、朝獺は足人を使って造瓦・造営の機構も容易に動かせる。そうした点で足人は役に立つ次官だったと考えられる。

足人は天平宝字5年(761)11月に東海節度使となった朝獺の副使に任じた。腹心の立場が窺われるが、実はそれを限りとして足人と陸奥国との関係は途絶える。かつての上司の敬福・全成のように陸奥介から守、あるいは朝獺の腹心として足人が後任となることはなかった。朝獺の節度使任官時には足人以外に田中多太麻呂が副使に任じており、5ヶ月後の同6年4月にはその多太麻呂が陸奥守となった。同日には大伴益立が鎮守副将軍にして陸奥介を兼ねており、それらは以前には足人の官として見えたものである。さらに、閏12月には多太麻呂が鎮守副将軍に任じられた。足人はまるで多太麻呂と益立に閉め出されるようにして陸奥国から離れ、その後は天平宝字8年まで史料に現れない。

朝獺の後継者は足人ではなく、田中多太麻呂であった。多太麻呂は藤原仲麻呂が大將を勤める中衛府の少将で、仲麻呂との関係が深い。また、益立は朝獺治下の鎮守軍監として蝦夷との戦闘の功で出世している。こうした人事からみると、恐らく百濟足人は天平10年(738)以来20年以上にわたって在任した陸奥国生え抜きの官人で、鎮守軍監→陸奥大掾→陸奥介と昇任し、いわば佐伯全成の後継者的な存在だったと思われる。しかし、全成の死後は朝獺に使われただけで、陸奥守にはなれなかった。陸奥国の実権は仲麻呂直属の田中多太麻呂や朝獺の治下で功をあげた大伴益立に委ねられ、足人は閉め出されたとみられる。それは仲麻呂政権による陸奥国の完全・継続的な掌握を意味する。

仲麻呂政権による陸奥国の掌握 天平宝字年間の陸奥国を仲麻呂政権による掌握という観点でみると、掌握は版図拡大政策の再開と絡んで桃生・雄勝の柵戸移配と鎮兵の復活、陸奥按察使と鎮守将軍等の任命に始まる。そのうち官人には大伴古麻呂や現任陸奥守の佐伯全成を任じたが、次の段階として仲麻呂は橘奈良麻呂の乱を通じて彼らを肅正し、息子の朝獺に陸奥按察使以下の三官を兼任させて陸奥・出羽国の経営を行わせた。現任国守の肅正を伴う朝獺の就任は現地官人を威圧して専制的な支配を可能とし、城柵の造営に象徴される版図拡大を強力に進めた。さらに、最終段階として朝獺の後継に中衛府の出身者、次官に朝獺治下の功績者を任じ、百濟足人のような天平期以来の官人は閉め出した。産金や国分寺等の造営に携わった前代の官人は当初における利用のみに留めて払拭し、朝獺以後も自己と関係の深い官人による陸奥国の支配・採金等の利権を掌中に収めた^(註21)。

4 第Ⅱ期多賀城の改修

八世紀半ば頃の画期 この頃の陸奥国は版図拡大の観点から天平宝字元年(757)頃を境に分けてみられるが、細かくみると前後各々の時期の中に画期がみられる。

天平後半・天平勝宝年間の陸奥国では版図の拡大が中断し、政府が国分寺等の造営から盧舎那仏造立に傾注する中で生じた課題を、長期の在任で培われた協調的な体制の下で政府の要求に沿いつつ現地官人達で克服した時期と捉えられる。その中で画期となるのは鎮兵を廃して小田団を設置した天平18年(746)で、この施策を通して陸奥国は鎮兵粮による財政負担を解消し、金の合理的な採集も行って天平の産金を成功させた。

一方、天平宝字年間は藤原仲麻呂の政権下で版図拡大政策が再開し、陸奥・出羽国の実権を仲麻呂政権が掌握した時期とみられる。その中で画期となるのは、やはり藤原朝獺の陸奥守就任である。それによって仲麻呂は息子を通じて陸奥国に直接的な支配を及ぼし、版図拡大を指示できたとみられる。さらに注意されるのは、朝獺の就任が橘奈良麻呂の変による陸奥守佐伯全成の処分を伴ったことで、従来の陸奥国首班が自殺に追い込まれた事件は当時の陸奥国官人を震撼させたと考えられる。長期の在任や円満な首班交替の中で培われた前代の協調的な体制は一変し、朝獺による専制的な支配が成立した。若い朝獺が桃生・雄勝城の造営に代表される事業を遂行できたのは、陸奥国に君臨する唯一絶対の支配者という強烈な威圧感が就任時に備わった点が大きいと思われる。

陸奥国分寺創建と第Ⅱ期の改修の開始 以上のことを踏まえれば、天平18年(746)の画期はすでに述べたように陸奥国分寺・尼寺の創建との係わりが考えられる。鎮兵の停止は調庸の復活と鎮兵粮によって生じる陸奥国の財政的な負担を諸国並にするもので、その背景には諸国と同様に陸奥国も国分寺・尼寺を造営するためと考えられる。陸奥国だけが不利な状況にあるのは不公平であり、平等化が図られたとみられる。従って、陸奥国分寺・尼寺の創建はこの時以降に飛躍的に進んだことが見通される。

藤原朝獺の陸奥守就任という画期は第Ⅱ期多賀城の改修との係わりが考えられる。第Ⅱ期の改修は考古学的な所見と朝獺が建碑した多賀城碑の日付、同日における朝獺の参議就任との年代的な妥当性から碑文にみえる「修造」の語句を改修の意とみて、朝獺による天平宝字6年(762)12月頃の完了とし、また、朝獺の陸奥守就任後の開始とみるのが一般的である。朝獺が天平宝字年中に桃生・雄勝城の造営に代表される版図の拡大政策を強力に進めたことと冒頭に示した多賀城の改修開始の年代が矛盾しないこと、前述した天平18年(746)以降における陸奥国分寺・尼寺創建の進展などからすれば、朝獺が改修に深く関わったのは間違いない。しかし、多賀城碑の「修造」の字義には異論もあり(桑原2002)、また、改修の開始については史料的な明証がない。

そのうち「修造」に関する異論は「修造」を建碑の意味とし、また、朝獺が東北全域の城柵を整備して呼称・表記を「柵」から「城」に改めたとみたらうで、多賀城碑は多賀城を宣言する目的で建碑されたと解釈している。その場合、改修の完了は天平宝字6年(762)12月1日の建碑以前となろう。

一方、改修の開始は、朝獺と強く関連づけるなら朝獺の陸奥守就任の同元年7月8日以降だが、注意すべきは仲麻呂政権による版図拡大と陸奥国の掌握には段階がみられることである。すなわち、版図拡大の政策自体は朝獺の就任前から再開しており、また、当初における大伴古麻呂と陸奥守佐伯全成の鎮官任命からすれば、政策を担うのは彼らであった。つまり、従来から蝦夷政策を含む陸奥国の経営をしてきた佐伯全成の下での実施である。朝獺の就任はその体制を変えたもので、橘奈良麻呂の変を利用して版図拡大政策を仲麻呂の意を含む朝獺専制の路線に移し、強力な推進を意図したと捉えられる。その場合、朝獺の就任は全成による従来の陸奥国の経営と蝦夷政策、及び今後の計画に対して否定的な性質を持ち、政変に関与した疑惑の追求と合わせて全成の職責は

厳しく査察され、必要な点には変更が加えられたと考えられる。

以上のことを踏まえると、第Ⅱ期の改修も朝獮による開始ではなく、その陸奥守就任前から始められ、国守の尋常ならざる交替を経て、朝獮が変更を加えて完了させた可能性をみることもできる。実際、SB202A 南門跡の設計変更や構築工程における陸奥国分寺東門跡との類似性、第Ⅱ期の瓦における国分寺創建瓦との連続性はこの見方でも矛盾しない。また、多賀城の創建を多賀城碑にみえる神亀元年(724)頃とみた場合、朝獮が陸奥守に就任した天平宝字元年(757)は33年の年月を経ており、その間の天平9年(737)頃には若干の改修も行われた。創建から15年弱での改修は、主要な建物が掘立式という点に象徴される第Ⅰ期の施設の簡易さにもよるが、さらに朝獮就任までの20年という期間は長く、国分寺創建に続く多賀城の改修をみるのは比較的自然なことと思われる。

註

- (1) SB202A 南門跡では構築時に門の位置と築地塀の取付きを変更しており、若干の中断や設計変更を挟んだ造営が考えられる。また、SB202A では基壇より築地塀の構築を先行して始めているが、その類例には陸奥国分寺東門跡があり、国分寺創建瓦と続く瓦の様相とも符合する。また、国分寺にみられる重弁蓮花文と偏行唐草文による軒瓦は政庁では多いが南門の軒平瓦は単弧文を主体とし、南辺築地塀も重圈文と単弧文の軒瓦で葺かれている。国分寺跡では重圈・単弧文軒瓦の出土が僅少なことも踏まえれば、そうした違いは若干の時間差によるもので、第Ⅱ期の改修は国分寺創建に続いて新しい要素を加えて行われたとみられ、国分寺の創建と多賀城の改修には連続性と多少の時間幅が考えられる。第Ⅱ期の改修には国分寺との関係に考慮した見方・観点が必要である。
- (2) 『続日本紀』天平9年4月戊午条。
- (3) 『続日本紀』神護景雲2年9月壬辰条。
- (4) 前掲註2史料、『類聚三代格』巻6大同5年5月11日太政官符など。
- (5) 『続日本紀』養老6年閏4月乙丑条。
- (6) 『続日本紀』天平勝宝元年5月庚寅条。
- (7) 『続日本紀』天平15年10月壬午条。
- (8) 付表2は陸奥国官人表(鈴木1998c)を参考に作成。また、以下における叙位・任官記事の出典は断らない限り『続日本紀』による。
- (9) 『大日本古文書』24上階官人歴名。
- (10) 『続日本紀』天平11年6月甲申条。
- (11) 『続日本紀』天平勝宝5年6月丁丑・8月癸巳条。
- (12) 『東大寺要録』巻2・供養章第3。
- (13) 『続日本紀』天平勝宝8歳5月乙卯条。
- (14) 『続日本紀』天平宝字元年3月丁丑・4月辛巳条。
- (15) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌(4日)条。
- (16) 『続日本紀』天平宝字元年7月甲寅(8日)条。
- (17) 『続日本紀』天平宝字2年10月甲子・12月丙午条。同4年正月丙寅条。
- (18) 『続日本紀』天平宝字3年9月己丑条。『類聚三代格』巻6天平宝字3年7月23日謹奏。
- (19) 秋田城は天平宝字年間頃や天平宝字4年(760)3月頃の造営(『日本後紀』延暦23年(804)11月癸巳条、『大日本古文書』25丸部足人解)、多賀城は同6年12月頃の完成(多賀城碑)が知られるのみである。なお、同4年正月の桃生・雄勝城造営の褒賞記事に両城が見えないことは改修の未着手を示さない。改修中なら褒賞の対象にならないからである。
- (20) 『続日本紀』天平宝字3年9月己丑・庚寅条。
- (21) しかしながら、中央政界における道鏡の台頭で仲麻呂政権は衰退し、仲麻呂は反乱を起こして家族もろとも誅殺される。反乱を鎮圧する側の授刀衛の佐は2年余を経て現れた百濟足人が任じられており、また、仲麻呂の息の1人(訓需麻呂)が佐伯全成の治下で賜姓された授刀将曹牡鹿(道嶋)嶋足に射殺されたのは些か皮肉である。

引用・参考文献

- 安倍辰夫・平川南編1999『多賀城碑 その謎を解く〔増補版〕』雄山閣出版
- 今泉隆雄2015a「秋田城の初歩的考察」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、初出1995年)
- 今泉隆雄2015b「天平9年の奥羽連絡路開通計画」(『同上』初出2002年)
- 今泉隆雄2015c「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へ—」(『同上』初出2001年)
- 熊谷公男2000「養老4年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」(『国立歴史民俗博物館研究紀要』第84集)
- 桑原滋郎2002「多賀城碑に関する2・3の疑問」(『東北歴史博物館研究紀要』3)
- 鈴木拓也1998a「古代陸奥国の軍制」(『古代東北の支配構造』吉川弘文館、初出1991年)
- 鈴木拓也1998b「古代出羽国の軍制」(『同上』吉川弘文館、初出1992年)
- 鈴木拓也1998c「古代陸奥国の官制」(『同上』吉川弘文館、初出1994年)
- 鈴木拓也2005「国境の城と碑」(平川南ほか編『文字と古代の日本2 文字による交流』吉川弘文館)
- 鈴木拓也2005「天平9年以後における版図拡大の中断とその背景」(今泉隆雄先生還暦記念論文集刊行会『杜都古代史論叢』(株)今野印刷)
- 藪田香融1991「恵美家子女伝考」(『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、初出1966年)

年次	陸奥国関連年表	城柵等の造営				鎮兵制・調庸制の推移	
		多賀城	国分寺・尼寺	秋田城	その他	鎮兵制	調庸制
霊亀 2(716). 9 養老 2(718). 5 4(720). 9 5(721). 4 . 8 . 11 6(722). 4 . 閏4	陸奥国最上・置賜郡の出羽国移管。 陸奥国から石城・石背国を分置。 蝦夷反乱。陸奥按察使殺害。征討軍派遣。 反乱鎮圧。征討使帰還。 出羽国を陸奥按察使の所管とす。 柴田郡から刈田郡を分置。 征討関係者褒賞。 陸奥按察使管内の調庸停廃。 中央出仕者帰国・鎮所運殺の命令。	創建				この頃創始	停廃
神亀 1(724). 3 . 4 . 11 2(725). 閏1 5(728). 4 天平 1(729). 9 5(733). 12 9(737). 1 . 4 11(739). 4	海道に蝦夷反乱。大掾殺害。 征討軍派遣。 征討使帰還。 征討関係者褒賞。 白河団設置。丹取団を玉作団に改称。 陸奥鎮守兵の勤功者褒賞。 出羽柵を秋田村に遷置。 陸奥-出羽間直路開削申請。征討使任命。 陸奥-出羽間直路開削。 大野東人参議昇任。			創建		褒賞200人	
13(741). 2 15(743). 6 18(746). 4 . 9 . 12 19(746). 11 天平勝宝 1(749). 2 . 4 . 5 . 閏5 4(752). 2 . 5	国分寺・尼寺建立の詔。 百済王敬福陸奥守任官。 石川年足陸奥守任官。 百済王敬福陸奥守任官。 鎮兵停止。小田団設置。 国分寺・尼寺建立の督促。 陸奥国産金。 陸奥守百済王敬福の黄金献上。 陸奥国調庸を3年間免除。小田郡永免。 産金関係者褒賞。 陸奥国調庸は多賀以北諸郡は黄金、以南は布とす。 佐伯全成陸奥守任官。					停止	免除
天平宝字 1(757). 4 . 7 . 7 2(758). 10 . 12 3(759). 7 . 9 4(760). 1 . 3 6(762). 4 . 12 8(764). 9	不孝不順者等を陸奥国桃生、出羽国小勝に移配。 鎮兵の田租免除。 橘奈良麻呂の変。 大伴古麻呂を糾問。 陸奥国に勅して佐伯全成を勘問。 藤原朝獨陸奥守任官 浮浪人1000人を発して桃生城造営。 坂東騎兵、鎮兵らを発して桃生・雄勝城を造る。 鎮守府官人に公解事力を支給。 出羽国雄勝・平鹿郡に駅家設置。 浮浪人2000人を雄勝柵戸とす。 桃生・雄勝城に軍土器状を蓄積。 桃生・雄勝城造営の郡司等の税を免除。 桃生・雄勝城造営の褒賞。 没官奴婢碑を雄勝柵に配す。 田中多太麻呂陸奥守任官。 藤原朝獨参議昇任。 藤原仲麻呂の乱。					田租免除	
神護景雲 1(767). 10 2(768). 9 3(769). 1 . 6 . 8	伊治城造営。関係者褒賞。 陸奥国鎮兵2500人解任。調庸京進を10年1進とす。 陸奥国が残留の鎮兵500人を城柵守備に充つ。 浮岩百姓2500人を伊治村に置く。 石川名足陸奥守任官。	改修		改修	伊治城	3000人 2500人解任 500人	10年1京進

付表1

年 紀	人事関係記事	按察使		陸奥国司			鎮官		
		守	介	縁・目	將軍	副將軍	軍監・軍曹		
天平 10(739). 4	百済王敏福・余足人任官	(大野東人)	百済王敏福	百済王敏福	大伴古麻呂	佐伯全成	佐伯全成	判官 余(百済)足人	
天平 11(739). 4	大野東人參議任官・百済王敏福昇進	從5下 正5下	從5上 從5上	從5上	從5下	從5下			
15(743). 6	百済王敏福陸奥守任官	從5下 正5下	從5上 從5上	從5上	從5下	從5下			
18(746). 4	石川年足陸奥守任官・佐伯全成昇進	從5下 正5下	從5上 從5上	從5上	從5下	從5下			
9 . 9	百済王敏福陸奥守任官	從5下 從3	從5上 從5上	從5上	從5下	從5下			
天平勝宝 1(749). 2	百済王敏福昇進								
5 . 閏5	産金関係者昇進								
天平勝宝 2(750). 5	百済王敏福宮内卿任官								
4(752). 5	佐伯全成陸奥守任官								
天平宝字 1(757). 6	按察使・鎮守將軍・副將軍任命	正4下							
7 . 7	楠奈良麻呂の妾。								
7 . 7	大伴古麻呂糾問。佐伯全成勸問。								
7 . 7	藤原朝獨陸奥守任官	從5下							
4(760). 1	桃生・雄勝城造管関係者褒賞。	從4下							
5(761). 1	大伴益立鎮守副將軍任命								
10 . 10	藤原朝獨仁部卿兼任								
11 . 11	藤原朝獨・東海道節度使任官								
6(762). 4	百済足人・田中多大麻呂副使任官								
12 . 12	陸奥守・介任官								
閏12	藤原朝獨參議昇任								
7(763). 7	田中多大麻呂鎮守副將軍兼任								
8(764). 1	藤原田麻呂按察使任官	從5上 正5下							
9 . 9	藤原田麻呂昇進								
10 . 10	田中多大麻呂昇進・鎮守將軍兼任	從4下							
10 . 10	藤原田麻呂右中弁・外衛大將兼任								
神護景雲 1(767). 1	大伴益立昇進								
7 . 7	道嶋三山陸奥少掾任官								
7 . 7	石川名足鎮守副將軍兼任								
10 . 10	伊治城造管関係者褒賞								
2(768). 2	鎮守副將軍・軍監任官	正5下							
9 . 9	石川名足鎮守將軍任官	正5上							
3(769). 1	道嶋三山陸奥員外介任官								
8 . 8	石川名足陸奥守任官	正5上							

付表 2

報 告 書 抄 録

ふりがな	たがじょうあと							
書名	多賀城跡							
副書名	外郭跡Ⅰ ー南門地区ー							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	吉野 武・三好秀樹							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20170327							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 たがじょうあと 多賀城跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 いちかわ うきしま 市川・浮島	04209	004	38 ° 18 ' 24 "	140 ° 59 ' 18 "	1970年3月17日～4月7日 1985年4月22日～11月22日 2001年4月24日～ 2002年2月28日 2002年5月13日～10月31日 2002年9月11日～11月15日 2003年5月6日～9月24日 2007年5月28日～11月30日 2014年5月19日～12月25日	約7,150㎡ (総面積)	調査計画 に基づく 学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
特別史跡 多賀城跡	国府・城柵	奈良平安	政庁南面地区 ・外郭南門跡 ・積土遺構 ・整地層 ・土壇 ・据石				検出した門と区画 施設は第Ⅰ期の外 郭南門と南辺区画 施設であることが 判明した。	
			南門地区 ・外郭南門跡 ・築地堀跡 ・道路跡 ・掘立柱建物跡 ・柱列 ・整地層 ・溝 ・土壇		土師器、須恵器、 須恵系土器、灰釉陶器、 陶磁器類、縄文土器、 軒丸・軒平瓦、丸・平瓦、 道具瓦、鉄製品、石製品		第Ⅱ期に南門地区 へ外郭南辺が移さ れ、南門と築地堀 が造営されている ことが判明した。	
要約	<p>政庁南面地区では、第Ⅰ期の外郭南門（掘立式八脚門）と南辺区画施設を検出した。また、その約120m南に位置する南門地区では、第Ⅱ期の外郭南門（礎石式八脚門）と南辺築地堀を検出し、門とそれに伴う区画施設の移動やその造営時の複雑な工程が解明された。</p> <p>第Ⅱ期の南門と築地堀は宝亀11年（780）の火災で焼失するが、第Ⅲ期に再建・補修されて第Ⅳ期まで維持されたことも明らかになった。</p>							

多賀城跡

外郭跡Ⅰ -南門地区-

平成 29 年 3 月 27 日発行

発行者 宮城県教育委員会

宮城県多賀城跡調査研究所

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目 22-1

TEL (022) 368-0102 FAX (022) 368-0104

印刷所 株式会社 ビー・プロ
